

トピックス

- ・登録販売者の諸問題（厚生労働省の動向 連載その10）

協会活動

- ・福島県沖地震の被災地支援募金活動について
- ・SDGs委員会「3Rキャンペーン」について
- ・2021年度 第1回理事会開催報告
- ・4月 月次活動報告
- ・議事録

2021年度 登録販売者試験情報

協会からのお知らせ

- ・「健康サポート薬局研修」ご案内
- ・薬剤師賠償責任保険
- ・「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、警察庁、団体

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

緊急事態宣言が6都府県で5月31日まで、そして、まん延防止等重点措置の対象地域は13道県となっています。

こうした状況を鑑み、JACDSとしましては、現在もリモート併用で会議体を行っていますが、さらに利用を加速して、完全リモート開催も行なうようにしていきます。

狙いは、委員の「安全確保」です。また、その結果として「時間効率の向上」「旅費交通費の削減」も図られます。もちろん一部でリアル開催の重要性も指摘されていますので、完全リモート開催を前提としつつ、臨機応変に対応してまいりたいと思います。基本的に、6月からのスタートですが、5月中にも対応が可能であれば、完全リモート開催を行っていききたいと思います。

主旨をご理解いただき、リモート利用の環境整備を進めていただきたく、よろしくお願いします。

●トピックス

- ・登録販売者の諸問題(厚生労働省の動向 一連載その10ー)

●協会活動

- ・福島県沖地震の被災地支援募金活動について
- ・SDGs委員会「3Rキャンペーン」について
- ・2021年度 第1回理事会開催報告
- ・4月度月次活動報告
- ・議事録

●登録販売者試験情報

●協会からのお知らせ

- 健康サポート薬局研修 案内
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省、警察庁、団体

表紙裏

裏表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

協会ホームページについて 事務局だより

厚生労働省の動向 連載その10

登録販売者の諸問題（研修、管理者要件、試験）

—管理者研修の省令義務化、管理者要件の緩和、登録販売者試験の確実な実施—

登録販売者制度はドラッグストアにとって豊穡の沃野です。登録販売者制度が導入された 2008 年からドラッグストアの成長が始まったといっても過言ではありません。ドラッグストアに勤務する登録販売者の数は約13万人。その資質の向上と活用はドラッグストアにとって大きな課題です。同時に他業種との差別化につなげることの可能な業界の利点でもあります。そこで今日は、登録販売者に関する3題を書き記すことにしました。

■ 管理者に研修を受講させる義務の省令化

登録販売者は年間12時間以上の外部研修を受講しなければなりません。これは登録販売者本人ではなく店舗開設者の義務となっていますが、このうちの店舗管理者については義務規定が現在の通知から省令に格上げされることになりました。管理者以外の登録販売者の研修も省令化されますが、こちらは努力規定となります。薬機法の改正により8月から法令遵守が厳格化されることの一環です。

受講させる義務が省令化されるとどうなるのかということですが、普段の業務に影響があるわけではありません。しかし、例えば何度も行政指導を受けながら義務を果たさない店舗開設者に対しては、法令違反を理由に店舗の業務停止や許可更新の拒否といったことは理屈上あり得ることになります。したがって、協会会員としてはしっかりと受講させることが必要です。またそうすることは、他業種からの安易な参入を躊躇させることにもつながります。

また、これと合わせ研修の内容も一部見直されます。医薬品の特性などの現在の7項目に「店舗の管理」が追加されます。加えて、研修機関の届出先が都道府県から厚生労働省に変わります。外部研修の内容や方法に関して国の関与の強まることが予想されます。

本年8月までに省令公布、来年8月の施行です。

■ 管理者要件の見直し

管理者になるためには試験合格前後で「5年間24か月（1920 時間）」の店舗での業務・実務経験が必要ですが、一度でも管理者になったことのある者（店舗管理者としての行政への届出が前提です）については、この要件が廃止されることになりました。これまでは管理者だった者が本部で研修や人事を担当した場合や、出産・育児や介護、病気などで5年以上店舗業務から離れていた場合、直ちに店長（管理者）に異動させられないといった不都合が生じていましたが、これが解消されることになりました。業界にとっては朗報です。法制委員会と登録販

売者委員会が厚生労働省とねばり強く協議してきた成果です。昨年4月の「月80時間勤務要件」の弾力化（合計1920時間で可となりました）も両委員会の活動の成果ですが、これに続くものです。こちらは本年8月からの施行です。

■ コロナ禍の中、登録販売者試験の実施に向けて

4月15日、協会会長名で全国の都道府県に登録販売者試験の実施を要請しました。昨年に続き2回目です。

昨年は全ての都道府県での実施を実現しましたが、残念ながら三密を避けるために受験者数を減らす目的で住所地や勤務地などの受験制限が課せられました。本年の要望では特にこの点を取り上げ、制限のない試験実施が定着していることを強調し、地域で医薬品の供給を担う登録販売者が不足している中やむを得ない事情により受験できない者の救済（複数受験機会の付与）の必要性を訴えています。

★ 閉話休題★

ドラッグストア業界に勤務する登録販売者の数は約13万人。しかしあくまで推計です。業界としての確実な統計資料はありません。

登録販売者試験の合格者の累計は 30 万人を超えています（2008 年～2020 年）。しかし実際に勤務している者の数はわかりません。次に厚生労働省が2年おきに集計している調査統計に「衛生行政報告例」というものがあります。現在のところ、一番確実で信頼のおける数値だと思われそうですが、これによると、勤務中の登録販売者数は 223,816 人（2018 年12月末）となります。しかし、業態別に集計されていないので、ドラッグストアに勤務する者がどのくらいいるのかまではわかりません。

一方、勤務形態の詳細を把握するために登録販売者委員会がメンバー企業6社から集計した資料によりますと、1店舗あたり6.1人（頭数）いることが判明しました（店舗勤務以外の者も含む）。メンバー企業は6社にすぎませんが、合わせると店舗シエアが20%近くあることや調剤併設店・一般店舗の比率においてもバランスがとれており、業界の全体像を推計できます。直近の実態調査結果から店舗数はわかりますので、掛け合わせると、登録販売者の数は 21,284 × 6.1 = 129,832 人となります。

- ・登録販売者数合格者数の累計 303,778 人
- ・うち勤務中の者（衛生行政報告例） 223,816 人
- ・うちドラッグストア業界に勤務する者 129,832 人

（文責 中沢）

事項	内容	施行日
研修義務の省令化	開設者が登録販売者に研修を受講させる義務の強化	2022 年 8 月
	研修項目に店舗管理に関する事項を追加	
管理者要件の緩和	管理者経験のある者に対する実務経験要件の廃止	2021 年 8 月

「令和3年2月福島沖地震被害被災地支援」 募金結果とりまとめについて

協会では会員企業の皆様に対し、災害支援の募金活動をお願いしておりました。今般、協会に寄せられた募金のとりまとめが完了しましたのでご報告いたします。

1. 募金総額 9,411,006 円

2. 募金協力企業(50音順 敬称略)

ウエルシア薬局(株)、(株)クスリのマルエ、(株)サンドラッグ、(株)下川薬局、(株)千葉薬品、
(株)マツモトキヨシホールディングス、(株)龍生堂本店

2021年4月26日(月)、日本赤十字社本社において、石田 岳彦 防犯・有事委員長より目録の贈呈が行われ、事業局 パートナーシップ推進部 調整監 井上 幹雄 様より感謝のお言葉をいただきました。

以下の各社からは、日本赤十字社へ直接送金された報告をいただきました。ご協力ありがとうございます。

(株)イチワタ、(株)杏林堂薬局



「環境省 Re-Style 選ぼう！3R キャンペーン結果報告」

SDGs 推進委員会では、国の進めるプラスチック削減政策に協力する形で会員企業へのキャンペーンへの参加を呼びかけました。2020年度は10月1日(木)から12月31日を応募期間としてキャンペーンが行われ、集計結果が環境省のホームページに公開されています。

<https://www.re-style.env.go.jp/3r-campaign/2020/>

約1万2千の参加店舗のうち、7割近い約8千店舗がドラッグストアということで、非常に大きな存在感を示すことができました。ご協力いただいた企業の皆様には改めてお礼を申し上げます。

また、環境省からいただいた情報では、キャンペーン未参加企業のレシートを使った応募も多数あったとのことです。キャンペーンは今年も行われます。会員企業様には、引き続き積極的な参加をお願いします。

2021年度 第1回理事会 開催報告

5月11日(火)メルパルク東京4階「孔雀の間」において「2021年度第1回理事会」が開催され、6月10日に開催される、一般社団法人として第2回目の通常総会に向けた議案の審議が行われました。

当日の理事の参加者は14名、リモート参加者は8名でした。会場内は密にならないように、隣席との間隔を広めに空けるレイアウトにしました。

理事会は、池野会長の挨拶に続き議案審議に入りました。第1号議案 2020年度事業報告、第2号議案 決算報告並びに監査報告の件、第3号議案 2021年度の組織・人事の件、第4号議案 正会員入会承認、第5号議案 2021年度の事業計画並びに収支予算決定の件まで発表があり、すべて満場一致で承認されました。



JACDS

4月 月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
4月6日(火) JACDS東京事務所 リモート 13:00~15:00	第1回法制委員会	1. 事前打合わせ 2. 登録販売者管理者要件等の見直しについて 登録販売者の管理者要件である実務経験と研修の見直しについて厚生労働省と意見交換 3. その他	8名
4月9日(金) JACDS東京事務所 リモート 10:30~12:00	第1回登録販売者委員会	1. 厚生労働省との意見交換 報告 2. 「医薬品情報提供 声かけキャンペーン」の実施について 3. 登録販売者実態調査 結果について 4. 濫用のおそれのある医薬品販売時の多言語説明文書 5. その他 ・第21回JAPANDラッグストアショー「薬物乱用防止教室」視聴数について ・次回の開催日程と内容	7名
4月16日(金) JACDS東京事務所 リモート 16:00~17:00	第157回定例合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から口 1) 2020年度調査 ヘルスケアと調剤について 2) 各地方自治体に登録販売者試験の通常開催を要望 3) 特別講演会&ドラッグストア業界研究レポート報告会 開催予定 4) 次回の開催案内 2. 一般社団法人日本医薬品登録販売者協会 活動報告 3. 日本置き薬協会 ドラッグストア・コメヤ薬局(石川県白山市)が衣料品と置き薬事業に参入 1) NHK名古屋3月12日午後7時30分 ナビゲーション「激戦! ドラッグストアへコロナ禍で広がる出店ラッシュ〜」 2) 中日新聞3月6日版北陸経済ニュース「地域に寄り添う 競争激化独自路線に力」 3) 家庭薬新聞3月15日号「自社の理念と時代背景を捉え配置業界に新規参入」 上記3本の記事を転載 4. 日本薬業研修センター 2020年度 第106回薬剤師国家試験結果について	30名
4月21日(水) JACDS東京事務所 リモート 10:00~12:00	第1回SDGs推進委員会	1. 塚本委員長、徳廣副委員長挨拶 2. 国分グループ本社株式会社様との食品ロスに関する意見交換 3. 環境省関連の報告(3Rキャンペーン、プラスチック資源循環促進法案、等々) 4. 今年度の活動テーマについて 5. その他	12名
4月22日(木) JACDS東京事務所 リモート 16:00~15:30	第1回防犯・有事委員会	1. 三重県警察本部による店舗の防犯巡回(警戒実施)の実施について 2. 大量窃盗情報共有における各社の情報共有フローの整理について 3. 店舗におけるトラブル事例における頻度と重要度に関するヒアリングについて 4. 2020年度活動報告ならびに2021年度事業推進計画について 5. 令和3年2月福島沖地震被災地支援義援金とりまとめについて 6. その他	4名

会議議事録

2021年度第1回法制委員会議事録

日時: 2021年4月6日(火) 13:00:~15:00

場所: JACDS 虎ノ門事務所5F 会議室

委員

委員長 関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役会長
副委員長 平野 健二 (株)サンキョードラッグ 代表取締役社長
委員 山口 義之 (株)トモズ 取締役
委員 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役
委員 宮本 幸俊 (株)宮本薬局 代表取締役
委員 藤代 庸一 (株)マツモトキヨシ HG(欠席)
委員 田中 賢一 (株)サッポロドラッグストア
ウェルネス事業部 調剤運営部 GM

登録販売者委員会

委員長 浦上 晃之 ゴダイ(株) 代表取締役社長
議事

1. 事前打合せ

予想される厚生労働省の提示に関してあらかじめ意見交換を行った。

2. 登録販売者管理者要件等の見直しについて

登録販売者の管理者要件である実務経験と研修の見直しについて厚生労働省から説明があり、質疑応答と意見交換を行った。

厚生労働省出席者 医薬・生活衛生局総務課
薬事企画官 安川 孝志
課長補佐 境 啓満
係長 高村 建人
薬事専門官 矢作 啓

3. 次回

9月8日(水) 議題は「改正薬機法施行のフォロー」(仮題)

以上

2021年度第1回 登録販売者委員会 議事録

日時: 2021年4月9日(金) 10:30~12:00

場所: 一社)日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所

出席者:

(リモート参加)

委員長 浦上 晃之 ゴダイ(株) 代表取締役社長
委員 長谷川 美鈴 (株)クスリのマルエ 経営企画部
地域連携室 室長

(東京事務所参加)

委員 本橋 勝 ウエルシアホールディングス(株) 業務部
渉外担当部長
委員 田中 賢一 (株)サッポロドラッグストア
ウェルネス事業部 調剤運営部GM
委員 長澤 康之 (株)スギ薬局 教育課 課長
委員 岸邊 廣志 (株)龍生堂本店 経営企画室 室長
オブザーバー 中澤 一隆 JACDS 専務理事
事務局 片桐 佐和子、西澤 大樹

議事

委員長 挨拶

議事

1. 厚生労働省との意見交換について

中澤専務より報告

4月6日(火) 法制委員会と厚生労働省意見交換を行った。登録販売者委員会を代表し浦上委員長も参加した。

(主な内容)

(1) 外部研修について

→現在の通知の内容を踏襲し、省令に入れる。管理者の研修については、管理者向けの内容にしてほしい

(2) 研修を充実させるので、実務経験を緩める

→新たに管理者になる人については、実務経験が必要だが、過去に管理者であった人は研修を受けることで継続できる

(委員からの意見)

- ・「管理者」「研修中」の呼称と区分を変更した方が良い
- 保健所の認識は「管理者」=「店舗管理者(店長)」
- ・「管理者」と「研修中」の研修内容を分けるのではなく、「管理者」の内容で統一してほしい
- ・「管理者」の時間の管理をしなくてよくなるので助かる
- ・「一度管理者になった」ことの確認(証明)方法はどうか

2. 「医薬品情報提供 声かけキャンペーン」の実施について

(1) 趣旨

・3月の法制委員会と厚生労働省の意見交換の際、雑談のなかで「ドラッグストアでは何の相談もなく購入してきた」との発言があったので、一声運動を行う必要があると感じた

①対面販売をすることによりネットでは出来ない医薬品販売の優位性、必要性を認識させる。

②乱用薬の声掛けを向上させる

医薬品購入時声掛けをする事により「医薬品登録販売者」の存在を認識する事よりの呼称を認めさせる

以上のスローガンとして一声運動を実施する

(2) 実施にあたって

・バックヤードに掲示する従業員用とお客様向けの店内用との2種類を作成する

・記者会で発表

(3) スケジュール

①ポスターに入れる文言や素材があれば、4月14日までに長谷川委員に送る

②4月23日までに案を作成していただく

③5月11日の理事会で委員長より発表と説明、作成を進める

④6月に配布

3. 登録販売者実態調査 結果について

・2020年度の調査の結果の報告が行われた。

・今年度は9月末の人数で調査。8時間換算を行わず、人数を知りたい調査だということをしっかり伝える。フォーマットについて、調査前に委員会で検討する

4. 濫用のおそれのある医薬品販売時の多言語説明文書

外国人の派遣と教育を行っている賛助会員の THE パートナーズに協力を依頼する。次回の委員会に参加を依頼し、要望を伝えて作成を進める

5. その他

・第21回JAPANDラッグストアショー 報告

- 「薬物乱用防止教室」視聴数 103 件
 - ・今年度も都道府県業務課に登録販売者試験の実施のお願い文書を送付する
 - ・法制委員会のみで、登録販売者集合研修のガイドライン作成の依頼があった。次回検討
 - ・次回の開催日程 6月15日(火)10時30分～12時
- 以上

- ・協会として統一メッセージ(テーマ)を決めて業界内外に発信したい。その上で個社の状況に即した取り組みを実施してもらう方向で検討してはどうか。
- ・消費者の意識を改善する必要がある、国から消費者に訴えかけてもらうことが必要ではないか。
- ・ドラッグストアショーがリアルで開催できるのであれば、小泉大臣と池野会長の座談会を企画して、協会の活動を成果としてアピールと出来ると非常に良い。

3) その他

- ・国分様には正式に委員となっただき、具体的な目標設定に協力いただくことが承認された。

2. 環境省関連の報告(3Rキャンペーン、プラスチック資源循環促進法案、等々)

瀧委員より3Rキャンペーンの前年度の報告と今後の動きについて説明をいただき、その後検討を行い、以下の意見が出された。

- ・キャンペーンの広告や応募の際に Web や SNS を活用し、応募はがきやキャンペーン販促物などを物理的に減らしていく事も3R活動の推進につながるのではないかと。
- ・4月下旬に3Rキャンペーンの集計結果を環境省の管理する Re-Style サイトから発信される。参加いただいた企業にも集計結果を報告し、環境省の発信後に周知出来るようにする。
- ・2021年3月9日に閣議決定された「プラスチック資源循環促進法案」は2022年4月の施行を目指しているが、何を推奨して、何がダメとなるのかははっきりしていないのが現状である。
- ・トイレットペーパーの3倍巻きなどプラスチックに限らず3Rキャンペーンに取り込める商品を増やすことにより参加しやすくなるのではないかと。各社にてバイヤーから環境に配慮した商品を紹介いただく。
- ・キャンペーン未参加企業のレシートで応募してきた事例があった。参加小売企業を増やす一環として、こうした事例もキャンペーンへの協力依頼の際に紹介してはどうか。
- ・環境省からのプラスチック製のフォームやストローの無償配布に関するアンケート依頼について、商品に付属しているものはそのまま販売しているが、無償ではほとんど配布していない状況を確認した。

3. 今年度の活動テーマについて

- ・引き続き「返品削減・3Rキャンペーン」と新たな取り組みとして「食品ロス削減」をテーマとすることを確認した。

4. その他

1) 委員長の交代について

田中事務総長から、次回より徳廣副委員長が委員長に就任し、塚本委員長は街の健康ハブステーション推進委員長に就任することが報告された。

●次回開催

2021年度 第1回開催

- ・日時: 2021年6月9日(水)10:00～12:00
- ・場所: JACDS東京事務所

2021年度 第2回開催

- ・日時: 2021年8月5日(水)14:00～16:00
- ・場所: JACDS東京事務所

以上

2021年度 第1回SDGs推進委員会 議事録

日時: 2021年4月21日(水) 10:00～12:00

場所: JACDS 本部虎ノ門事務所会議室

出席者

委員長 塚本厚志(株)ココカラファイン 代表取締役社長)

副委員長 徳廣英之(株)トモズ 代表取締役社長)

委員 小沼健一(ウエルシア薬局(株) 総務担当部長)

委員 館野純一(株)マツモトキヨシホールディングス管理本部 総務企画部 部長)

委員 武隈健司(株)ココカラファイン 管理本部 コーポレートリレーションチーム 品質管理担当 統括課長)

委員 瀧 勉 (株)あらた 商品本部 商品部長)

委員 関 光彦(株)PALTAC 常務執行役員 店舗支援本部長)

事務局 田中事務総長、山田チーフ、西澤

内容: 塚本前委員長、徳廣委員長の挨拶の後、以下の内容について検討、意見交換が行われた。

1. 国分グループ本社株式会社様との食品ロスに関する意見交換

国分様より資料を基に国の食品ロス削減の方針と国分様の取り組みについて説明をいただき、その後、意見交換を行った。

1) 国分様の取り組みの現状として以下の意見が出された。

(1) 納品期限の 1/3 から 1/2 へのルール変更について

- ・導入する企業側に高い精神がないと難しい、企業のしっかりとした姿勢が必要。
- ・発注のリードタイムを長く取るなどシステムを変更する必要がある。担当者への啓発、意識付けよりも仕組みそのものを変えることの方が効果的である。
- ・1/3の企業がある限り、1/2の企業は古い製品になってしまうことが懸念される。

(2) その他の取り組みについて

- ・AIや気象情報などのビッグデータを活用した自動発注精度の向上によるロス削減などの取り組みも進め始めている。
- ・フードバンクについてはPL法があるので当初はメーカーからの協力は難しい状況であったが、年々、増えている。
- ・NoFoodLoss というアプリを使った食品ロス削減の取り組みが紹介され、生活者はアプリの活用が普通になってきており、今後の検討項目とするとの良いのではないかと。

2) 委員会活動目標として検討するあたり、以下の意見が出された。

- ・具体的な目標値を協会として会員に共有したい。多くの会員で取り扱いがあり、消費期限が年月日から年月表記に変更となった飲料を最初の対象にすると良いのではないかと。
- ・1/3 から 1/2 への他業界などの成功事例をもとにDgS業界へ展開できると良い。
- ・DgS業界では、企業ごとに食品の売上構成比の差が大きく、商品のSKUや小売り現場の展開方法によっても対応が異なる点を考慮する必要がある。

2021年度 第1回 防犯・有事委員会 議事録

日時: 2021年4月22日(木) 16:00~17:30

場所: リモート開催

出席者:

委員長 石田 岳彦(ウエルシア薬局(株) 取締役副社長)
 委員 篠田 一(ユニバーサルドラッグ(株) 代表取締役社長)
 事務局 植栗、山田

リモート出席者:

委員 細谷 淳郎((株)ウエルパーク 営業部 部長)
 委員 舘野 純一((株)マツモトキヨシホールディングス
 総務企画部 部長)

内容:

石田委員長からの挨拶の後、以下の議事に関して検討を行った。

1. 三重県警察本部による店舗の防犯巡回(警戒実施)の実施について

- ・事務局より資料をもとに経緯と内容の報告を行い、以下の内容に関して確認を行った。
- ・非常に良い取り組みであるので三重県出店企業に案内を送付することを確認した。
- ・運用開始当初は警察本部とこまめな情報共有を行っていくことが必要ではないか。
- ・組織委員会と連携し、防犯に関する自治体の活動に対する都道府県支部の活動について確認し、薬務課訪問の際の情報提供や、今後の他の都道府県への拡充などを検討する。

2. 大量窃盗情報共有における各社の情報共有フローの整理について

- ・事務局より委員企業での取り組み事例についてヒアリングを行い作成した資料を説明し以下の意見が出された。
- ・感覚的には事後発見が8~9割であるが、犯行現場に出あわせてしまった場合の対応が企業によって異なるのではないか。
- ・事例の周知としてこのフローを会員企業へ周知することは差し支えないのではないか。
- ・大量窃盗情報メールがどのように流れて活用されるかをもう少し整理した上で周知する。

3. 店舗におけるトラブル事例に関するヒアリングについて

- ・事務局より資料を説明し、その後検討が行われ、以下の意見が出された。
- ・トラブルの項目としては概ねこの内容であるが、以下の項目を追加してはどうか。
 - 「クレームを SNS に流すという強迫まがいの案件」
 - 「新商品サンプルやメーカー販促物のフリマ等への不正出品」
- ・トラブル項目としてその他自由記載欄はあったほうが良い。
- ・発生頻度や重要度は担当者の主観による定性的な分類で進めて良いのではないか。
- ・ヒアリングシートの体裁としては、表形式でチェックしていく形が良いのではないか。メールベースで案を引き続き検討することになった。
- ・従業員が不正を行った場合、どのような対処・処分を行っているかについて事例共有することで、自社従業員への抑止につながるのではないか。
- ・今後、ヒアリング結果をもとに対応マニュアルの動画を制作する場合には、接客の中心となるパート、アルバイト従業員向けの「心構えを意識づける」ものとするが良いのではないか。

4. 委員の追加について

- ・防犯、有事対応の専門家としてのエス・ピー・ネットワーク様に賛助会員となっただき、委員として参加していただくことを検討する。
- ・地域との物資協定締結や防犯への取り組みに積極的な正会員企業にも打診してみてもどうか。
- ・地方自治体と積極的に協定を結んでいる大塚製薬様に委員会での取り組み事例紹介ならびに委員としての参加検討について打診する。

5. その他

- 1) 令和3年2月福島沖地震被災地支援義援金とりまとめについて
 - ・とりまとめ結果ならびに赤十字への振り込み、目録贈呈式の日程について報告した。
- 2) 2020年度事業活動報告書、2021年度事業推進計画書
 - ・資料を確認いただき、意見がある場合は事務局に連絡をいただくことをお願いした。
- 3) 防犯機器メーカーとの意見交換会について
 - ・委員としての参加は別として、年1回程度の実施を検討する。次回実施が可能か打診する。
- 4) 次回開催について
 - ・2021年度第2回開催
2021年6月16日(木) 16:00~18:00
会場 JACDS 本部(虎ノ門)事務所会議室

以上

2021年度 登録販売者試験情報

※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、実施日の延期や中止など変更になる可能性もあります。最終的には、各都道府県にご確認をお願いします

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2021年5月17日)

都道府県	試験日	合格発表日	受験手数料	各都道府県からの特記すべき受験資格/条件	
北海道					
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県					
茨城県	5月下旬案内				
栃木県					
群馬県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,000	都道府県をまたいでの受験は控えてください	
埼玉県	9月23日(木)	10月29日(金)	¥15,000	都道府県をまたいでの受験は控えてください	
千葉県					
東京都	9月23日(木)	10月29日(金)	¥13,600	申請日時点で東京都内に在住、在勤(在学)している方以外の受験はお控えてください	
神奈川県	9月23日(木)	10月29日(金)	¥14,300	申請日時点で神奈川県内に在住、在勤(在学)している方以外の受験はお控えてください	
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県					
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県	5月下旬案内				
三重県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	申請時点で三重県内に居住の方及び勤務先又は通学先が三重県内である方のみ	
関西広域連合	滋賀県	8月29日(日)	10月1日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	京都府	8月29日(日)	10月1日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	大阪府	8月29日(日)	10月1日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	兵庫県	8月29日(日)	10月1日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	和歌山県	8月29日(日)	10月1日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
徳島県	8月29日(日)	10月1日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください	
奈良県	9月26日(日)	11月22日(月)	¥13,000	受験願書の提出時点で奈良県内に居住の方のみ	
鳥取県	6月25日公示				
島根県	6月25日公示				
岡山県	6月25日公示				
広島県	6月25日以降案内				
山口県	6月25日公示				
香川県	6月25日公示				
愛媛県	6月25日公示				
高知県	6月25日公示				
福岡県	12月12日(日)	8月中旬頃までに決定			
佐賀県	12月12日(日)	8月中旬頃発表			
長崎県	12月12日(日)	7月上旬頃発表			
熊本県	12月12日(日)	8月上旬頃発表			
大分県	12月12日(日)	6月中旬頃発表			
宮崎県	12月12日(日)	7月頃発表			
鹿児島県	12月12日(日)	8月上旬頃発表			
沖縄県	12月12日(日)	7月上旬頃発表			

※詳細は各都道府県にご確認ください。

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

■ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁4ページ分】

■ 「薬剤師賠償責任保険」ご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師(登録販売者)契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分】

■ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

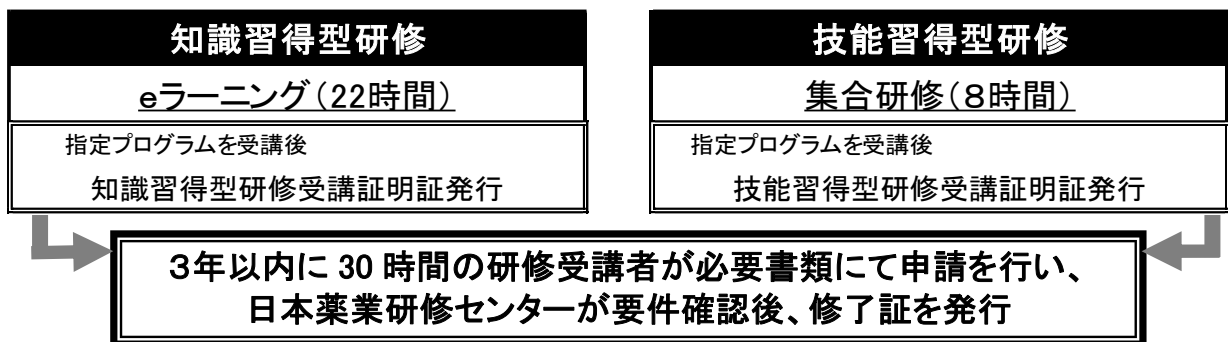
【資料 後頁1ページ分】

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～
「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、健康サポート薬局研修を実施しています。健康サポート薬局研修の技能習得型研修は、2017年3月からスタートし、全国各地で、研修を実施しています。受講者からのアンケートでは、「健康サポート薬局の基本的な機能・役割が良く理解できた」「地域包括ケアシステムや包括センターの具体的な取り組みについて学べる良い機会となった」「来局者への対応の様々なケースを想定しての講義とディスカッションは、とても勉強になった」との声が寄せられています。

地域の薬務課の方が来場し、講義を行う会場もありました。今後も、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施していくことを予定しています。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期	協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)			
	A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期	
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協利団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

- ① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**
- ② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円 で作成し、郵送します。
- ③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。
知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。
技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。
B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシユウセンター

■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

〔2021年技能習得型研修開催予定日程・地区〕

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	2021年4月25日(日)	東京都	オンライン開催	開催済み
2	2021年5月16日(日)	東京都		開催済み
3	2021年5月22日(土)	愛知県		10時～18時50分(予定)
4	2021年5月27日(木)	愛知県		10時～18時50分(予定)
5	2021年6月20日(日)	東京都		10時～18時50分(予定)
6	2021年7月4日(日)	東京都		9時～17時40分(予定)

※当面の研修実施に於いては、感染症に対する拡大防止に留意しながらの開催となります。

- 日程は、決定次第ホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)にアップします。
- 開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※日程、会場、開催時間は変更になる場合があります。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込
<ul style="list-style-type: none"> ・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。 ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。 ・開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

研修の開催状況は研修センターのホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、企業で取りまとめてお申込み下さい。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。

※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

受講開始
<ul style="list-style-type: none"> ・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始
<ul style="list-style-type: none"> ・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。 ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメプラザ)でeラーニングの受講を行います。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> (健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先：045-478-5461(日本薬業研修センター行)

「健康サポート薬局研修」 申込書

■企業申込

フリガナ 会社名								
フリガナ 担当者名		部署名 役職						
住 所	(〒 -)							
連絡先TEL		連絡先 F A X						
連絡先 E-mail								
No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1				名	名	名	名	
2				名	名	名	名	

受講希望人数を記入して下さい。

◆参加者一覧の送付方法等について、後ほど企業ご担当者様に、センターよりご連絡差し上げます。

■個人申込

フリガナ 氏名		薬剤師 登録番号						
住 所	(〒 -)							
所属店名		店舗所在 都道府県	都道 府県					
連絡先TEL		連絡先 F A X						
連絡先 E-mail								
開催日	地 区	会 場	希望講座(○印をつける)					
			I 研修	II 研修	III 研修			
月 日								

個人申込の方は、必ず所属先の都道府県をご記入下さい。

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先：日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>

電話 045-478-5453 Email : support@yakken-ctr.jp

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

(一社)日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を（一社）日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- （一社）日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：（一社）日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 2021年2月15日午後4時から2022年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額 (1事故)
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。(基本契約とは別に適応されます。)			
保険料(注)		3,790円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※支払限度額は各タイプの業務危険の支払限度額と同額かつ共有となります。 免責金額は各タイプの業務危険の免責金額と同額(0円)となります。			
保険料(注)		1,260円	1,420円	1,610円	

中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル 4F
 (一社)日本チェーンドラッグストア協会 サポートセンター
 (薬剤師賠償責任保険担当)

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：(銀行名・支店名) 三井住友銀行 新横浜支店
 (口座番号) 普通口座 0845665
 (口座名義) (一社)日本チェーンドラッグストア協会
 シヤ)ニホンチェーンドラッグストアキョウカイ

【中途加入保険料表】2021年

■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

<補償内容>

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

<年間保険料>

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日	3月15日	11	3,470
3月25日	4月15日	10	3,170
4月26日	5月15日	9	2,850
5月25日	6月15日	8	2,520
6月25日	7月15日	7	2,210
7月26日	8月15日	6	1,910
8月25日	9月15日	5	1,580
9月27日	10月15日	4	1,270
10月25日	11月15日	3	950
11月25日	12月15日	2	640
12月27日	1月15日	1	330

■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

<補償内容>

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

<年間保険料>

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月26日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月25日	7月15日	7	740	830	940
7月26日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月27日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月25日	12月15日	2	210	240	270
12月27日	1月15日	1	110	120	130



seriousfun camp

founded by paul newman

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付き自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。



現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。

募金に
ご協力下さい。



ドラッグストア は **そらぷちキッズキャンプ** を **応援** しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会
<https://www.jacds.gr.jp>

(サポートセンター)
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階
TEL.045-474-1311 FAX.045-474-2569
e-mail:sec@jacds.gr.jp



solaputi kids' camp 公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
a seriousfun camp <http://www.solaputi.jp/>
founded by paul newman

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200/FAX.0125-75-3211
e-mail:info@solaputi.jp



行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

【新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に関する周知について】

対象地域ならびに期間の追加・変更等の頻発に伴い、各省庁からの業界団体向けの一斉周知依頼や地方行政からの独自対応に関する周知等、窓口担当者向けの事務連絡ならびに各都道府県出展企業向けの案内が多数発信されています。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

【厚生労働省】

1. 「医薬関係者からの医薬品の副作用等報告における電子報告システムの活用について」の訂正について — 医薬・生活衛生局(4月1日) 福島県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、富山県、岐阜県、熊本県

4月号で案内した周知の訂正です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願いします。

【資料:後頁15ページ分あり】

2. 令和3年度農薬危害防止運動の実施について

— 医薬・生活衛生局医薬安全対策課長(4月27日) 横浜市

農薬の取り扱いのある企業様は後頁の資料に目を通していただき、店舗ならびにネット販売での農薬の適正販売に協力をお願いします【資料:後頁35ページ分あり】

3. 医薬品等の容器等に記載された符号を読み取ることで注意事項等情報が掲載されている機構のホームページを閲覧するスマートフォン等のアプリケーションについて

— 医薬・生活衛生局医薬安全対策課(5月10日)

8月1日施行の医療用医薬品添付文書の電子化に伴う、GS1 バーコード読み取りアプリによる添付文書の閲覧方法に関する周知です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願いします

【資料:後頁6ページ分あり】

4. 独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページにおける「添付文書一括ダウンロード機能」の追加について — 医薬・生活衛生局医薬安全対策課(5月10日)

8月1日施行の医療用医薬品添付文書の電子化に伴う、災害時などPMDAホームページにアクセスできない場合の対応についての周知です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願いします。

【資料:後頁3ページ分あり】

5. 公正採用選考に関する周知について — 職業安定局長(5月11日)

企業における公正な採用選考に関する周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただき

ますようお願いいたします。【資料:後頁5ページ分あり】

6. 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に関する周知について

—医薬・生活衛生局食品監視安全課経済産業省(5月11日)

HACCP に沿った衛生管理の実施や、営業者が食品等の自主回収(リコール)を行う場合には自治体を通じて国への報告が義務化などの変更点があります。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただきますようお願いいたします【資料:後頁7ページ分あり】

【経済産業省】

7. 「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)の策定について

—通政局国際経済課(1月分)

2020年10月に策定された行動計画についての周知です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしく申し上げます。【資料:後頁40ページ分あり】

8. ドラッグストア販売統計月報について —経済産業省(2月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の2月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁14ページ分あり】

【警察庁】

9. 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う警備協力について

—警備局長(5月10日)

後頁の資料をご確認いただき、可能な範囲での協力をお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】

【団体】

10. 「夏場の冷凍食品温度管理についてのお願い」について

—一般社団法人日本冷凍食品協会(6月)

毎年6月から9月は「冷凍食品の温度管理強化月間」となっています。後頁のリーフレットの内容をご覧ください、安全で高品質の冷凍食品の提供に尽力いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

【資料:後頁4ページ分あり】

事務連絡
令和3年4月1日

各
都道府県
政令市区
特別区
御中

厚生労働省医薬・生活衛生局

「医薬関係者からの医薬品の副作用等報告における
電子報告システムの活用について」の訂正について

令和3年3月25日付け薬生安発0325第22号厚生労働省医薬・生活衛生局長
通知「医薬関係者からの医薬品の副作用等報告における電子報告システムの活
用について」の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。
なお、訂正後の通知については別添のとおりですので、差し替え方お願いいた
します。

記

誤	正
<u>4.</u> 適用日 令和3年4月1日	<u>3.</u> 適用日 令和3年4月1日

※下線部修正



薬生発 0325 第 22 号
令和 3 年 3 月 25 日

各

都道府県知事
政令市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医薬関係者からの医薬品の副作用等報告における 電子報告システムの活用について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 68 条の 10 第 2 項の規定に基づく、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者その他の医薬関係者からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての副作用、感染症及び不具合報告については、「医療機関等からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」(平成 28 年 3 月 25 日付け薬生発 0325 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「局長通知」という。)に従い、御理解と御協力を頂いているところです。

今般、下記のとおり、当該報告の医薬品の副作用等報告について、従来 of 報告方法に加えて、報告者がウェブサイトにて直接入力を行い、提出までを可能とする電子報告システムを構築し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)へ電子的な報告を可能とすることとし、局長通知の別添「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」実施要領(報告様式を含む。以下「実施要領」という。)について下記のとおり改正しましたので、貴管下医療機関、薬局、店舗販売業者等に対し周知の程お願いいたします。

記

1. 電子報告システムの活用について

医薬品の副作用等報告について、これまでのファックス、郵送及び電子メールを利用した報告に加え、電子報告システムを利用した報告の受付を開始する。

電子報告システムは機構のウェブサイト上の報告受付サイト

(<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>) から利用可能。

2．実施要領の改正について

(1) 実施要領のうち、2．「(4) 報告された情報の厚生労働大臣への通知及び製造販売業者等への提供」を「(4) 報告された情報の取扱い」に変更し、以下のとおり記載を変更する。

「報告された情報については、機構は、情報の整理又は調査の結果を厚生労働大臣に通知するとともに、厚生労働省、国立感染症研究所(ワクチン類を含む報告に限る。)、機構で共有する。

また、原則として、機構から当該情報に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品を供給する製造販売業者等へ情報提供する。機構又は当該製造販売業者は、報告を行った医療機関等に対し詳細調査を実施する場合がある。」

(2) 実施要領のうち、2．(7) 報告方法、 から までの提出先「機構安全第一部情報管理課」を「機構安全性情報・企画管理部情報管理課」に変更する。

(3) 実施要領2．(7) 報告方法に、

「電子報告システム(医薬品による副作用等に限る。)の場合

機構のウェブサイト上の報告受付サイト(<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>)にアクセスし、電子的に提出する。なお、報告に際しては、利用者登録を行う必要がある。」

を追加する。

(4) 実施要領の報告様式別紙1、別紙2及び別紙3を別添のとおりに変更する。

(5) その他、所要の整備を行った。

3．適用日

令和3年4月1日

別添

「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」実施要領

1. 本制度の趣旨

本制度は、日常、医療の現場においてみられる医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用によって発生する健康被害等の情報(副作用情報、感染症情報及び不具合情報)を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第68条の10第2項に基づき医薬関係者等が厚生労働大臣に報告する制度であり、報告された情報についての専門的観点からの分析、評価を通じ、必要な安全対策を講ずるとともに、広く医薬関係者等に情報を提供し、医薬品、医療機器及び再生医療等製品の市販後安全対策の確保を図ることを目的とする。

2. 制度の概要

(1) 報告者

報告者は、薬局開設者、病院又は診療所の開設者、医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者その他病院等において医療に携わる者のうち業務上医薬品、医療機器又は再生医療等製品を取り扱う者とする。

(2) 報告対象となる情報

医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用による副作用、感染症又は不具合(医療機器又は再生医療等製品の場合は、健康被害が発生するおそれのある不具合も含む。)の発生について、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止する観点から報告の必要があると判断した情報(症例)であり、具体的には以下の事項(症例)を参考にすること。なお、医薬品、医療機器又は再生医療等製品との因果関係が必ずしも明確でない場合であっても報告の対象となりうる。

死亡

障害

死亡につながるおそれのある症例

障害につながるおそれのある症例

治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例(及びに掲げる症例を除く。)

からまでに掲げる症例に準じて重篤である症例

後世代における先天性の疾病又は異常

医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用によるものと疑われる感染症による症例等の発生

医療機器又は再生医療等製品の不具合の発生のうち、からまでに

掲げる症例等の発生のおそれのあるもの

から までに示す症例以外で、軽微ではなく、かつ、添付文書等から予測できない未知の症例等の発生

医療機器又は再生医療等製品の不具合の発生のうち、 に掲げる症例の発生のおそれのあるもの

(3) 報告先

厚生労働大臣が独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に副作用、感染症及び不具合報告に係る情報の整理を行わせることとしているため、報告者は機構に対してこれらの報告を行うこととする。

(4) 報告された情報の取扱い

報告された情報については、機構は、情報の整理又は調査の結果を厚生労働大臣に通知するとともに、厚生労働省、国立感染症研究所(ワクチン類を含む報告に限る。)、機構で共有する。

また、原則として、機構から当該情報に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品を供給する製造販売業者等へ情報提供する。機構又は当該製造販売業者は、報告を行った医療機関等に対し詳細調査を実施する場合があります。

(5) 報告された情報の公表

報告された情報については、安全対策の一環として広く情報を公表することがあるが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は公表しない。

なお、本報告は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)の対象となる。

(6) 報告用紙の入手方法等

機構のウェブサイトから入手可能である。なお、医療関係団体が発行する定期刊行物等への綴じ込みも行う。

(7) 報告方法

別紙 1 様式、別紙 2 又は別紙 3 の報告様式を用い、以下のいずれかの方法により機構に対して報告を行う。なお、報告者に対しては、安全性情報受領確認書の交付を行う。

ファックスによる報告の場合

機構安全性情報・企画管理部情報管理課(0120-395-390)宛にファックスする。

郵送による報告の場合

機構安全性情報・企画管理部情報管理課(〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル)宛に送付する。

電子メールによる報告の場合

機構安全性情報・企画管理部情報管理課（anzensei-hokoku@pmda.go.jp）宛に電子メールを送信する。

電子報告システム（医薬品による副作用等に限る。）の場合

機構のウェブサイト上の報告受付サイト（<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>）にアクセスして入力し、電子的に提出する。なお、本システム利用に際しては、利用者登録を行う必要がある。

（８）報告期限

特に報告期限を設けないが、保健衛生上の危害の発生又は拡大防止の観点から、報告の必要性を認めた場合においては、適宜速やかに報告することが望まれる。

（９）その他

本実施要領は、原則として、医薬品、医療機器又は再生医療等製品を対象としたものであるが、医薬部外品及び化粧品についても、本実施要領で報告対象となる情報を知った場合には、別紙１様式の「医薬部外品・化粧品安全性情報報告書」を用い報告をお願いする。

健康食品・無承認無許可医薬品によると疑われる健康被害については、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（平成14年10月4日付け医薬発第1004001号厚生労働省医薬局長通知）に従い、最寄りの保健所に連絡いただくことをお願いする。

医薬品又は再生医療等製品の副作用による健康被害については医薬品副作用被害救済制度が、生物由来製品又は再生医療等製品を介した感染等による健康被害については生物由来製品感染等被害救済制度が、それぞれあることをご了知いただきたい。また、報告される副作用等がこれらの制度の対象となると思われるときには、その患者にこれらの制度を紹介いただくことをお願いする。

本制度における報告に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号において「利用目的による制限」及び「第三者提供制限」の適用除外であることが定められており、報告に当たっては安全対策のために必要かつ十分な情報の提供をお願いする。

<input type="checkbox"/>	医療用医薬品	医薬品安全性情報報告書 医薬品医療機器法に基づいた報告制度です。 記入前に裏面の「報告に際してのご注意」をお読みください。			化粧品等の副作用等は、様式 をご使用ください。 健康食品等の使用によると疑われる健康被害については、最寄りの保健所へご連絡ください。		
<input type="checkbox"/>	要指導医薬品						
<input type="checkbox"/>	一般用医薬品						
患者情報	患者イニシャル	性別	副作用等発現年齢	身長	体重	妊娠	
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳(乳児: ヶ月 週)	cm	kg	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(妊娠 週) <input type="checkbox"/> 不明	
	原疾患・合併症	既往歴	過去の副作用歴	特記事項			
	1.	1.	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 医薬品名: 副作用名: <input type="checkbox"/> 不明	飲酒 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 喫煙 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 アルコール <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 その他()			
副作用等に関する情報	副作用等の名称又は症状、異常所見	副作用等の重篤性 「重篤」の場合、<重篤の判定基準>の該当する番号を()に記入		発現期間 (発現日 ~ 転帰日)	副作用等の転帰 後遺症ありの場合、()に症状を記入		
	1.	<input type="checkbox"/> 重篤 () <input type="checkbox"/> 非重篤		年 月 日 ~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 後遺症あり()		
	2.	<input type="checkbox"/> 重篤 () <input type="checkbox"/> 非重篤		年 月 日 ~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 後遺症あり()		
	<重篤の判定基準> : 死亡 : 障害 : 死亡につながるおそれ : 障害につながるおそれ : 治療のために入院又は入院期間の延長 : ~ に準じて重篤である : 後世代における先天性の疾病又は異常			<死亡の場合> 被疑薬と死亡の因果関係: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	<胎児への影響> <input type="checkbox"/> 影響あり <input type="checkbox"/> 影響なし <input type="checkbox"/> 不明		
被疑薬及び使用状況に関する情報	被疑薬(副作用との関連が疑われる医薬品の販売名)	製造販売業者の名称 (業者への情報提供の有無)	投与経路	1日投与量 (1回量×回数)	投与期間 (開始日~終了日)	使用理由 (疾患名、症状名)	
		(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			~		
		(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			~		
		(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			~		
↑ 最も関係が疑われる被疑薬に をつけてください。							
併用薬(副作用発現時に使用していたその他の医薬品の販売名 可能な限り投与期間もご記載ください。)							
副作用等の発現及び処置等の経過(記入欄が不足する場合は裏面の報告者意見の欄等もご利用ください。)							
年 月 日		被疑薬投与前から副作用等の発現後の全経過において、関連する状態・症状、検査値等の推移、診断根拠、副作用に対する治療・処置、被疑薬の投与状況等を経時的に記載してください。検査値は下表もご利用ください。					
副作用等の発現に影響を及ぼすと考えられる上記以外の処置・診断 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有りの場合 (<input type="checkbox"/> 放射線療法 <input type="checkbox"/> 輸血 <input type="checkbox"/> 手術 <input type="checkbox"/> 麻酔 <input type="checkbox"/> その他())							
再投与 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有りの場合 再発 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			ワクチンの場合、ロット番号()				
一般用医薬品の場合 : <input type="checkbox"/> 薬局等の店頭での対面販売 <input type="checkbox"/> インターネットによる通信販売 購入経路 <input type="checkbox"/> その他(電話等)の通信販売 <input type="checkbox"/> 配置薬 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他()							
報告日 : 年 月 日 (既に医薬品医療機器総合機構へ報告した症例の続報の場合はチェックしてください。 <input type="checkbox"/>)							
報告者 氏名 : 施設名(所属部署まで): (職種 : <input type="checkbox"/> 医師、 <input type="checkbox"/> 歯科医師、 <input type="checkbox"/> 薬剤師、 <input type="checkbox"/> 看護師、 <input type="checkbox"/> その他())							
住所 : 〒							
電話 : FAX :							
医薬品副作用被害救済制度及び : <input type="checkbox"/> 患者が請求予定 <input type="checkbox"/> 患者に紹介済み <input type="checkbox"/> 患者の請求予定はない 生物由来製品感染等被害救済制度について <input type="checkbox"/> 制度対象外(抗がん剤等、非入院相当ほか) <input type="checkbox"/> 不明、その他 一般用医薬品を含めた医薬品(抗がん剤等の一部の除外医薬品を除く。)の副作用等による重篤な健康被害については、医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度があります(詳細は裏面)。							

➤ FAX 又は電子メールでのご報告は、下記までお願いします。両面ともお送りください。

(FAX : 0120-395-390 電子メール : anzensei-hokoku@pmda.go.jp 医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部情報管理課宛)

報告者意見(副作用歴、薬剤投与状況、検査結果、原疾患・合併症等を踏まえ、被疑薬と副作用等との関連性についてご意見をご記載ください。)

検査値(投与前、発現日、転帰日の副作用等と関係のある検査値等をご記入ください。)

検査日 検査項目(単位)	/	/	/	/	/	/

「報告に際してのご注意」

- この報告制度は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第68条の10第2項に基づき、医薬品による副作用及び感染症によると疑われる症例について、医薬関係者が保健衛生上の危害発生の防止等のために必要があると認めた場合にご報告いただくものです。医薬品との因果関係が必ずしも明確でない場合や一般用医薬品等の誤用による健康被害の場合もご報告ください。
- なお、医薬部外品、化粧品によると疑われる副作用等の健康被害については、任意の報告となるので、様式をご使用ください。
- 各項目については、可能な限り埋めていただくことで構いません。
- 報告された情報については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構(PMDA)」という。)は、情報の整理又は調査の結果を厚生労働大臣に通知します。また、原則として、機構(PMDA)からその医薬品を供給する製造販売業者等へ情報提供します。機構(PMDA)又は当該製造販売業者は、報告を行った医療機関等に対し詳細調査を行う場合があります。
- 報告された情報については、厚生労働省、国立感染症研究所(ワクチン類を含む報告に限る) 機構(PMDA)で共有いたします。
- 報告された情報について、安全対策の一環として広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。
- 健康食品・無承認無許可医薬品による疑いのある健康被害については最寄りの保健所へご連絡ください。
- 記入欄が不足する場合は、別紙に記載し、報告書に添付いただくか、各欄を適宜拡張して記載願います。
- FAX、郵送又は電子メールによりご報告いただく場合には、所定の報告用紙のコピーを使用されるか、機構(PMDA)のウェブサイトから用紙を入手してください。
(<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>)
- 電子報告システム(報告受付サイト)によりご報告いただく場合には、機構(PMDA)ウェブサイト
(<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>)をご利用ください。
- 医薬品の副作用等による健康被害については、医薬品副作用救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度があります[お問い合わせ先 0120-149-931(フリーダイヤル)]。詳しくは機構(PMDA)のウェブサイト
(<https://www.pmda.go.jp/relief-services/index.html>)をご覧ください。また、報告される副作用等がこれらの制度の対象となると思われるときには、その患者にこれらの制度をご紹介します。ただし、使用された医薬品が抗がん剤等の対象除外医薬品である場合や、副作用等による健康被害が入院相当の治療を要さない場合には、制度の対象とはなりません。また、法定予防接種による健康被害は、予防接種後健康被害救済制度の対象となり、これらの救済制度の対象外となるため、具体的には市町村に問い合わせさせていただきようご紹介ください。
- 電子メール、FAX又は郵送でご報告いただいた場合、施設の住所は安全性情報受領確認書の送付に使用しますので、住所もご記入ください。
- 電子報告システム(報告受付サイト)からご報告いただいた場合、利用者登録された電子メールアドレス宛に安全性情報受領確認書を送付いたします。
- ご報告は医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部情報管理課宛にお願いします。両面ともお

送ってください。

電子報告システム（報告受付サイト）：<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

電子メール：anzensei-hokoku@pmda.go.jp

FAX：0120-395-390

郵送：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

医薬部外品・化粧品安全性情報報告書

記入前に裏面の「報告に際してのご注意」をお読みください。

医薬品の副作用等は、様式 をご使用ください。
健康食品等の使用によると疑われる健康被害については、最寄りの保健所へご連絡ください。

患者情報	患者イニシャル	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	副作用等発現年齢 歳	身長 cm	体重 kg	妊娠 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(妊娠 週) <input type="checkbox"/> 不明	
	原疾患・合併症	既往歴	過去の副作用歴	特記事項			
副作用等に関する情報	1.	1.	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 製品名： 副作用名： <input type="checkbox"/> 不明	飲酒 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 喫煙 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 アルコール <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 その他()			
	2.	2.					
副作用等に関する情報	副作用等の名称又は症状、異常所見	副作用等の重篤性 「重篤」の場合、＜重篤の判定基準＞の該当する番号を()に記入		発現期間 (発現日 ~ 転帰日)	副作用等の転帰 後遺症ありの場合、()に症状を記入		
	1.	<input type="checkbox"/> 重篤 () <input type="checkbox"/> 非重篤		年 月 日 ~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 後遺症あり()		
製品及び使用状況に関する情報	2.	<input type="checkbox"/> 重篤 () <input type="checkbox"/> 非重篤		年 月 日 ~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 後遺症あり()		
	＜重篤の判定基準＞：死亡：障害：死亡につながるおそれ：障害につながるおそれ：治療のために入院又は入院期間の延長：～に準じて重篤である：後世代における先天性の疾病又は異常：治療に要する期間が30日以上				＜死亡の場合＞製品と死亡の因果関係： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		＜胎児への影響＞ <input type="checkbox"/> 影響あり <input type="checkbox"/> 影響なし <input type="checkbox"/> 不明
製品及び使用状況に関する情報	製品(副作用との関係が疑われる製品の販売名)	製造販売業者の名称 (業者への情報提供の有無)		使用部位	1日使用量 (1回量×回数)	使用期間 (開始日～終了日)	備考 (使用理由等)
		(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				～ ～ ～	
製品及び使用状況に関する情報	▲ 最も関係が疑われる製品に をつけてください。						
	併用製品(副作用発現時に使用していたその他の医薬品、医薬部外品、化粧品の販売名 可能な限り使用期間もご記載ください。)						
製品及び使用状況に関する情報	副作用等の発現及び処置等の経過(記入欄が不足する場合は裏面の報告者意見の欄等もご利用ください。)						
	年 月 日	製品使用前から副作用等の発現後の全経過において、関連する状態・症状、検査値等の推移、発現部位、診断根拠、副作用に対する治療・処置、製品の使用状況等を経時的に記載してください。検査値は下表もご利用ください。					
製品及び使用状況に関する情報	副作用等の発現に影響を及ぼすと考えられる上記以外の処置・診断： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有りの場合 (<input type="checkbox"/> 放射線療法 <input type="checkbox"/> 輸血 <input type="checkbox"/> 手術 <input type="checkbox"/> 麻酔 <input type="checkbox"/> その他())						
	再使用： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有りの場合 再発： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
製品及び使用状況に関する情報	報告日： 年 月 日 (既に医薬品医療機器総合機構へ報告した症例の続報の場合はチェックしてください。 <input type="checkbox"/>)						
	報告者 氏名： 施設名(所属部署まで)： (職種： <input type="checkbox"/> 医師、 <input type="checkbox"/> 歯科医師、 <input type="checkbox"/> 薬剤師、 <input type="checkbox"/> 看護師、 <input type="checkbox"/> その他())						
製品及び使用状況に関する情報	住所：〒						
	電話： FAX：						

➤ FAX又は電子メールでのご報告は、下記までお願いします。両面ともお送りください。
(FAX: 0120-395-390 電子メール: anzensei-hokoku@pmda.go.jp 医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部情報管理課宛)

報告者意見（副作用歴、製品使用状況、検査結果、原疾患・合併症等を踏まえ、製品と副作用等との関連性についてご意見をご記載ください。）

--

検査値（使用前、発現日、転帰日の副作用等と関係のある検査値等をご記入ください。）

検査日	/	/	/	/	/	/
検査項目(単位)						

「報告に際してのご注意」

- この様式は、医薬部外品、化粧品によると疑われる副作用等の健康被害について、医薬関係者が任意でご報告いただくためのものです。医薬部外品、化粧品との因果関係が必ずしも明確でない場合や、製品の誤用による健康被害の場合もご報告いただけます。
- 医薬品による副作用及び感染症によると疑われる症例の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第68条の10第2項に基づく報告は、別紙1様式 をご使用ください。
- 各項目については、可能な限り埋めていただくことで構いません。
- 報告された情報については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構（PMDA）」という。）は、情報の整理又は調査の結果を厚生労働大臣に通知します。また、原則として、機構（PMDA）からその製品の製造販売業者等へ情報提供しますので、当該製造販売業者が報告を行った医療機関等に対し詳細調査を行う場合があります。
- 報告された情報について、安全対策の一環として広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。
- 健康食品・無承認無許可医薬品による疑いのある健康被害については最寄りの保健所へご連絡ください。
- 記入欄が不足する場合は、別紙に記載し、報告書に添付いただくか、各欄を適宜拡張して記載願います。
- FAX、郵送又は電子メールにより報告いただく場合には、所定の報告用紙のコピーを使用されるか、機構(PMDA)のウェブサイトから用紙を入手してください。
(<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>)
- ご報告は医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部情報管理課宛にお願いします。両面ともお送りください。
電子メール：anzensei-hokoku@pmda.go.jp
FAX：0120-395-390
郵送：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

医療機器安全性情報報告書

医薬品医療機器法に基づいた報告制度です。記入前に裏面の「報告に際してのご注意」をお読みください。

患者名	不具合・健康被害発現年齢 歳	身長 cm	その他特記すべき事項 <input type="checkbox"/> 飲酒 () <input type="checkbox"/> 喫煙 () <input type="checkbox"/> アルルキ () <input type="checkbox"/> その他 ()
性別 <input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	妊娠： <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 (妊娠 週) ・ <input type="checkbox"/> 不明	体重 kg	
不具合・健康被害の原因と考えられる医療機器 (特定できない場合は複数記載していただいて結構です。)			
製品名			
製造販売業者名			
承認番号		ロット番号・製造番号・ JANコード (任意)	
不具合・健康被害の状況 医療機器の不具合： <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 (内容：) 患者等の健康被害： <input type="checkbox"/> 無 : <input type="checkbox"/> 有 (内容：)			
医療機器の不具合・健康被害の発生経緯 (不具合・健康被害が発生した日時とその後の発生)			
使用開始日時 不具合発生日時	年 月 日 時 年 月 日 時	その後の発生 (再現性)	年 月 日 時 年 月 日 時
医療機器の用途 (使用目的、併用した医療機器 / 医薬品)			
医療機器の取扱者 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 歯科医師 <input type="checkbox"/> 臨床工学技士 <input type="checkbox"/> 診療放射線技師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 患者 <input type="checkbox"/> その他 ()			
不具合・健康被害後の患者等の症状、処置等に関する経過及びコメント 年 月 日 :			
医療機器の構造的、材質的又は機能的欠陥に関するコメント			
報告者意見欄 (再発防止の対処方法、類似した不具合・健康被害が発生する危険性、類似した不具合により想定される健康被害の程度等)			
報告日： 年 月 日 (既に医薬品医療機器総合機構へ報告した症例の続報の場合はチェックしてください。 <input type="checkbox"/>) 報告者 氏名： (職種：) 施設名 (所属部署まで)： (安全性情報受領確認書を送付しますので住所をご記入ください。) 住所： 〒 電話： FAX：			
製造販売業者への情報提供の有無 <input type="checkbox"/> 報告済 ・ <input type="checkbox"/> 未 現品 (医療機器) の製造販売業者への返却 <input type="checkbox"/> 返却済 ・ <input type="checkbox"/> 未 発生原因の追求、安全対策の検討のため、製造販売業者への情報提供・現品返却にご協力をお願いいたします。			
生物由来製品感染等被害救済制度について： <input type="checkbox"/> 患者が請求予定 <input type="checkbox"/> 患者に紹介済み <input type="checkbox"/> 患者の請求予定はない <input type="checkbox"/> 制度対象外 (生物由来製品でない。非入院相当ほか) <input type="checkbox"/> 不明、その他 生物由来製品を介した感染等による重篤な健康被害については、生物由来製品感染等被害救済制度があります (詳細は裏面)。			

FAX 又は電子メールでのご報告は、下記までお願いします。

(FAX：0120-395-390 電子メール：anzensei-hokoku@pmda.go.jp 医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部情報)

管理課宛)

「報告に際してのご注意」

- この報告制度は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づいて、医療機器による不具合（欠陥・故障等）及び感染症によると疑われる症例について、医薬関係者が保健衛生上の危害発生の防止等のために必要があると認めた場合に、ご報告いただくものです。医療機器との因果関係が必ずしも明確でない場合でもご報告ください。
- 報告された情報については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構（PMDA）」という。）は、情報の整理又は調査の結果を厚生労働大臣に通知します。また、原則として、機構（PMDA）からその製品を供給する製造販売業者等へ情報提供しますので、当該製造販売業者が報告を行った医療機関等に対し詳細調査を行う場合があります。
- 報告された情報について、安全対策の一環として広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。
- 記入欄が不足する場合は、別紙に記載し、報告書に添付いただくか、各欄を適宜拡張して記載願います。
- FAX、郵送又は電子メールにより報告いただく場合には、所定の報告用紙のコピーを使用されるか、機構（PMDA）のウェブサイトから用紙を入手してください。
<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>
- 生物由来製品を介した感染等による健康被害については生物由来製品感染等被害救済制度があります。詳しくは機構（PMDA）のウェブサイト（<https://www.pmda.go.jp/relief-services/index.html>）をご覧ください。また、報告される感染症がこの制度の対象となると思われるときには、その患者に制度を紹介願います。
- ご報告は、医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部情報管理課宛に願います。
電子メール：anzensei-hokoku@pmda.go.jp
FAX：0120-395-390
郵送：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

再生医療等製品安全性情報報告書

別紙 3

医薬品医療機器法に基づいた報告制度です。記入前に裏面の「報告に際してのご注意」をお読みください。

患者 情報	患者イニシャル .	不具合・健康被害発現年齢 歳	身長 cm	原疾患・合併症 1. 2.	その他特記すべき事項 <input type="checkbox"/> 飲酒 () <input type="checkbox"/> 喫煙 () <input type="checkbox"/> アルギ- () <input type="checkbox"/> その他 ()
	性別 <input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	妊娠： <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 (妊娠 週) <input type="checkbox"/> 不明	体重 kg	既往歴 1. 2.	
不 具 合 等 に 関 す る 情 報	再生医療等製品の不具合： <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 (内容：)				
	患者等の健康被害： <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 (内容：)				
	使用開始日時 年 月 日 時	その後の発生 年 月 日 時			
製 品 及 び 使 用 状 況 に 関 す る 情 報	不具合等発生日時 年 月 日 時		(再現性) 年 月 日 時		
	健康被害の転帰 <input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 後遺症あり ()		死亡の場合 製品との因果関係 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	胎児への影響 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
製 品 及 び 使 用 状 況 に 関 す る 情 報	製品名：		製造販売業者名：		
	承認番号：		ロット番号・製造番号：		
	再生医療等製品等の使用状況 (使用目的、使用期間、併用した医薬品・医療機器等)				
	再生医療等製品の取扱者 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 歯科医師 <input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> 臨床工学技士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	不具合・健康被害後の患者等の症状、処置等に関する経過及びコメント 年 月 日				
	再生医療等製品の構造的、材質的又は機能的欠陥に関するコメント				
報告者意見欄 (再発防止の対処方法、類似した不具合・健康被害が発生する危険性、類似した不具合により想定される健康被害の程度等)					
報告日： 年 月 日 (既に医薬品医療機器総合機構へ報告した症例の続報の場合はチェックしてください) <input type="checkbox"/>					
報告者 氏名： (職種： <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 歯科医師 <input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> 臨床工学技士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> その他 ())					
施設名 (所属部署まで)： (安全性情報受領確認書を送付しますので住所をご記入ください。)					
住所：〒					
電話：		FAX：	E-mail：		
製造販売業者への情報提供の有無 <input type="checkbox"/> 報告済 ・ <input type="checkbox"/> 未					
現品 (再生医療等製品) の製造販売業者への返却 <input type="checkbox"/> 返却済 ・ <input type="checkbox"/> 未					
医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度について <input type="checkbox"/> 患者が請求予定 <input type="checkbox"/> 患者に紹介済み <input type="checkbox"/> 患者の請求予定はない <input type="checkbox"/> 制度対象外 (非入院相当ほか) <input type="checkbox"/> 不明、その他					
副作用等による重篤な健康被害については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度があります (詳細は裏面)。					

FAX 又は電子メールでのご報告は、下記までお願いします。
 (FAX : 0120-395-390 電子メール : anzensei-hokoku@pmda.go.jp 医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部情報

管理課宛)

「報告に際してのご注意」

- この報告制度は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 68 条の 10 第 2 項に基づいて、再生医療等製品による不具合（欠陥等）及び感染症によると疑われる症例について、医薬関係者が保健衛生上の危害発生の防止等のために必要があると認めた場合に、ご報告いただくものです。再生医療等製品との因果関係が必ずしも明確でない場合でもご報告ください。
- 報告された情報については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構（PMDA）」という。）は、情報の整理又は調査の結果を厚生労働大臣に通知します。また、原則として、機構（PMDA）からその製品を供給する製造販売業者等へ情報提供しますので、当該製造販売業者が報告を行った医療機関等に対し詳細調査を行う場合があります。
- 報告された情報について、安全対策の一環として広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。
- 記入欄が不足する場合は、別紙に記載し、報告書に添付いただくか、各欄を適宜拡張して記載願います。
- FAX、郵送又は電子メールにより報告いただく場合には、所定の報告用紙のコピーを使用されるか、機構（PMDA）のウェブサイトから用紙を入手してください。
<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>
- 再生医療等製品の副作用等による健康被害については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度があります。詳しくは機構（PMDA）のウェブサイト（<http://www.pmda.go.jp/relief-services/index.html>）をご覧ください。また、報告される健康被害がこれらの制度の対象となると思われるときには、その患者に制度を紹介願います。
- ご報告は、医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部情報管理課宛にお願いします。
電子メール：anzensei-hokoku@pmda.go.jp
FAX：0120-395-390
郵送：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

写

薬生発 0 4 2 7 第 1 号
3 消 安 第 5 6 0 号
環水大土発第 2 1 0 4 2 7 1 号
令 和 3 年 4 月 2 7 日

各 { 都 道 府 県 知 事
保健所設置市市長 } 殿
{ 特 別 区 区 長 }

厚生労働省医薬・生活衛生局長
農林水産省消費・安全局長
環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

令和 3 年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動は、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来、格別の御配慮をいただいているところである。

また、農薬の飛散低減、住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等を含めた農薬の適正使用に係る指導についても、御協力いただいているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たっては、依然として、①土壌くん蒸剤施用後の作業管理が十分でなかった事例、②周辺環境への配慮が十分でなかった事例、③住宅地周辺や学校等公共施設での農薬使用に際しての周辺住民や施設利用者への周知や配慮の不徹底等であった事例、④農薬の不適切な管理による誤飲事例が確認されている。さらに⑤農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬使用基準の違反事例が確認されている。

また、農薬の使用が原因と疑われる蜜蜂のへい死が確認されるため、養蜂関係者と農薬使用者、農業団体等が情報交換等を通じて連携を密に行うよう、引き続き指導を行っていく必要がある。

さらに、平成 30 年 12 月 1 日に改正農薬取締法が施行され、再評価制度の導入等により、最新の科学的知見に基づき評価された安全な農薬の確保・供給を図ることとしているが、生産現場で農薬の安全性を向上させるためには、安全な農薬の確保・供給だけではなく、農薬使用者が農薬の適正使用等に努めていくことが重要である。今般の改正農薬取締法では、「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努める（一部抜粋）」ことが新たに規定されたところであり、国や都道府県においても、こうした農薬使用者による農薬の適正使用に資する自発的な知識・理解の向上が図られるよう、必要な知識の普及、農薬の使用に関する情報提供を行っていく必要がある。

以上のような状況に鑑み、本年度においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を定め、全国的に農薬の安全かつ適正な使用を推進することとしたので、貴職におかれても農薬の安全かつ適正な使用の推進について、特段の御配慮及び御協力をお願いする。なお、本年度の運動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、密閉空間、密集場所、密接場面を避けて実施するほか、外出自粛などの各都道府県等の状況に応じて、可能な取組を進めることとすることを申し添える。

別紙

農薬危害防止運動実施要綱

目 次

第 1	趣旨	3
第 2	名称	4
第 3	実施期間	4
第 4	実施主体	4
第 5	運動のテーマ及び重点指導項目	4
1	運動のテーマ	4
2	重点指導項目	5
第 6	実施事項	5
1	農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発	5
(1)	広報誌等による普及啓発	5
(2)	啓発資料の配布や情報配信、講習会等を通じた普及啓発	5
(3)	指導・周知が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発	6
(4)	医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等	6
2	運動中に実施した活動や取組に係る検証の実施	6
3	農薬使用者、農薬販売者等の関係者への指導等	6
第 7	新型コロナウイルス感染症への対応	7
別添	指導等における留意事項	8
1	農薬による事故を防止するための指導等	8
(1)	農薬使用時の事故防止対策の周知	8
(2)	農薬の保管管理及び適正処理に関する指導	13
(3)	農薬使用者の健康管理	14
(4)	事故情報の把握	14
2	農薬の適正使用等についての指導等	14
(1)	農薬使用基準の遵守及び使用履歴の記帳の徹底	14
(2)	販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導	17
(3)	無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導	17
(4)	その他の留意事項	17
3	農薬の適正販売についての指導等	18
(1)	農薬販売者に対する指導	18
(2)	販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導	19

(3) 無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導	19
(4) インターネットを利用した農薬の販売に対する指導	19
(5) 農薬として使用できない除草剤の販売に対する指導	20
4 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携	21
(1) 蜜蜂の被害防止対策	21
(2) 水域の生活環境動植物の被害及び水質汚濁の防止対策	24
(3) 土壌くん蒸剤による水質影響の低減対策	24
別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例	25
別記1：農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項..	26
別記2：農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策	30
別記3：毒劇物たる農薬の適正販売強化対策	33

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係部局間の連携協力体制の強化等に努めてきたところである。

しかしながら、農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬成分が検出される事例が依然として確認される状況にある。

また、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

加えて、農薬登録を受けることなく、農薬としての効能効果をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売及び使用される事例も確認され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための周知・指導の強化を図っていく必要がある。

このため、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適正な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止することを目的として、農薬危害防止のための運動を実施する。

なお、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、密閉空間、密集場所、密接場面を避けて実施するほか、外出自粛などの各都道府県等の状況に応じて、取組を柔軟に進めることとする。

第2 名称

農薬危害防止運動（以下「運動」という。）

第3 実施期間

原則として、令和3年6月1日から同年8月31日までの3か月間とする。

なお、各地域においては、農薬の使用実態等地域の実情を考慮して、適切な時期に取り組むこととする。

第4 実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

このうち、国にあっては、地方農政局等の職員を活用し、都道府県、保健所設置市及び特別区と連携の上、地域に密着した農薬の適正使用等についての指導を行うものとする。

都道府県、保健所設置市及び特別区にあっては、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となって協力体制を整備するとともに、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を採り入れ、運動の活発化を図るとともに、取組の効果の検証に努めるものとする。

国は、各都道府県等での取組の効果を検証し、優良な取組事例、取組内容の工夫等を全国レベルで共有することにより、農薬の適正使用に係る指導を充実させるとともに、次年度以降の運動の実効性をなお一層高めるよう努めるものとする。

第5 運動のテーマ及び重点指導項目

全国の関係者が一体となって運動に取り組むことを目的として、昨年度までの農薬の適正使用に係る指導の過程等において明らかになった地域の課題を踏まえ、下記のテーマ及び重点指導項目を設定し、運動を展開する。

1 運動のテーマ

これまでの取組の中で、依然として、周辺住民や農作物等への飛散防止対策、住宅地等における農薬の適正使用等に十分な配慮がなされているとは言えない場面が見られること等を踏まえ、令和3年度の運

動のテーマは、令和2年度に続いて、「農薬は 周りに配慮し 正しく使用」に設定する。

また、平成30年12月1日に施行された改正農薬取締法において、「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努める（一部抜粋）」とされたことを踏まえ、改めて、農薬の適正使用等に関する必要な知識の普及、農薬の使用に関する情報提供等を通じて農薬使用者の自発的な知識・理解の向上や農家の適正使用を図っていくことを念頭に置きつつ、本運動における適正使用を周知する媒体（ポスター、リーフレット等）において、引き続き、「農薬を知る。理解する。適正に使う。」（令和元年度の運動テーマ）についても、周知に努めることとする。

2 重点指導項目

「別添：指導等における留意事項」のうち、以下の項目については、近年継続して農薬の使用に伴う事故・被害等が発生していることから、重点的に指導すること。

- ① 農薬ラベルによる使用基準の確認と使用履歴の記帳の徹底（別添の2の（1）の前段及びア）
- ② 土壌くん蒸剤を使用した後の適切な管理の徹底（別添の1の（1）のウ）
- ③ 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策の徹底（別添の1の（1）のエ）
- ④ 誤飲を防ぐため、施錠された場所に保管するなど、保管管理の徹底（別添の1の（2）のア）

第6 実施事項

1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

（1）広報誌等による普及啓発

報道機関に記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット等の多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行うこと。

（2）啓発資料の配布や情報配信、講習会等を通じた普及啓発

農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者、さらには地方公共団体の施設管理部局等、施設内の植栽管理のために病虫害

防除を委託する可能性のある者等を対象として、農薬の安全かつ適正な使用、農薬の適正販売、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する啓発資料の配布又は電子メール若しくはSNS等を活用した情報配信、講習会等により、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図ること。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置、地域の医療機関情報等について解説した資料により、理解の増進に努めること。

(3) 指導・周知が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発

講習会等の開催や巡回による指導・周知が行き届きにくい農薬使用者に対しても指導・周知の徹底が図られるよう、地域の実情に応じて、生産者団体や作物ごとの部会及び出荷先に加えて、農産物直売所、青果市場、農薬販売店等を通じた情報発信を行うこと。

また、無人マルチローターを利用して農薬散布を実施する場合、通常よりも高濃度の農薬を使用する可能性があるため、農薬の適正使用に関して十分理解しておくことが必要である。このため、無人マルチローターの関係団体、メーカー、販売店、教習施設等に対して、無人マルチローターを用いる農薬使用者への、普及啓発資料の配付や講習会参加の呼びかけを要請すること。

(4) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一、事故が発生した場合の処置体制について万全を期するよう努めること。

2 運動中に実施した活動や取組に係る検証の実施

農薬による危害の防止、農薬の適正使用等に係る指導、普及啓発のために実施した活動、重点指導項目として位置付けた事項への取組状況等について、実施の効果や成果を検証し、次回以降の運動の実効性を高めるよう努めること。

3 農薬使用者、農薬販売者等の関係者への指導等

農薬による危害を防止するとともに、農薬の適正な使用や販売を推進するため、また、有用生物や水質への影響を低減するために、農薬

使用者、農薬販売者等の関係者に対して、別添に掲げる事項について指導等を徹底すること。

第7 新型コロナウイルス感染症への対応

本年度の運動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、講習会等や対面での農薬使用者等への指導については、対面によらない方法で実施する、対面で実施する場合は、時期を変更する、感染防止対策を徹底する等、各地域の実情に応じた柔軟な対応をとるものとする。

別添：指導等における留意事項

1 農薬による事故を防止するための指導等

(1) 農薬使用時の事故防止対策の周知

農薬使用の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者、病害虫防除の責任者及び農薬使用委託者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図ること。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底すること。

ア 農薬使用に当たっての防護装備着用の徹底

農薬の調製、散布及び防除器具の洗浄を行うときは、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を着用するよう指導を徹底すること。

イ 混用に関する注意事項の厳守の徹底

やむを得ず、使用の段階で農薬と他の農薬等（肥料等を含む）を混用して使用する、いわゆる現地混用を行う場合において、ラベルに他の農薬等との混用に関する注意事項が表示されているときは、当該注意事項を厳守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組合せで現地混用を行わないよう指導すること。

ウ 土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保の徹底

被覆を要する土壌くん蒸剤については、依然として、農薬使用者が適切に被覆を行わなかったこと等を主な原因とする事故が毎年報告されていることから、その適正な取扱いに関する以下の事項について、指導を徹底すること。

- ① 被覆を要する土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスク等の防護装備の着用、施用直後に適正な材質及び厚さの資材を用いて被覆を完全に行うこと等の安全確保を徹底すること。
- ② ビニールハウス等の施設での栽培においては、施設内であっても施用直後に被覆を完全に行い、臭気が残っている期間は施設内に人が立ち入らないようにすること。
- ③ 使用場所や周辺の状態に十分配慮して防除を行うこと。特に、住宅地等に近接する場所においては、被覆を要する土壌くん蒸剤の使用以外の防除方法を検討すること。

やむを得ず、被覆を要する土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の揮散によって周辺住民等に健康被害が生じないように最大限注意するとともに、事前に周辺住民に対して十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。

（「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成18年11月30日付け18消安第8846号農林水産省消費・安全局長通知）、「被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について」（令和2年3月11日付け元消安第5645号農林水産省消費・安全局長通知）及び「被覆を要する土壌くん蒸剤の使用実態等に基づく適正な取扱いの徹底について」（令和2年7月15日付け2消安第1758号農林水産省消費・安全局長農産安全管理課長通知）参照）

エ 住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底

ほ場のみならず、学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬を使用する農薬使用者等に対し、農薬の飛散が周辺住民や子供等に健康被害を及ぼすことがないように、以下に掲げる事項を始めとする対策が示されている「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を周知し、その事項の遵守を徹底すること。

① 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場（市民農園や家庭菜園を含む。）において農薬を散布する場合は、飛散の少ない剤型の選択や飛散低減ノズルの使用、周りに影響が少ない天候や時間帯の選択等、農薬の飛散を防止するための必要な措置を講ずるとともに、事前に、農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面・看板等により、周辺住民への周知を十分な時間の余裕をもって幅広く行うこと。

② 公園、街路樹等一般場面

学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病害虫防除等に当たっては、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル

ル」(平成 22 年 5 月環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室：https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manuall_kanri.html)も参考としつつ、病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。やむを得ず農薬を使用する場合にも、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を十分に検討し、散布する場合でも最小限の部位及び区域にとどめ、飛散防止対策をとる等、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、事前に農薬使用の目的、農薬を散布する日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先等を記した書面、看板等により周辺住民、施設利用者等への周知を行うこと。また、立入制限範囲の設定等により、農薬散布時や散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置を講ずること。

平成 29 年度には、公立小学校において児童が授業を受けている時間帯に、敷地内樹木の害虫駆除を目的として農薬が散布され、それにより体調不良を訴えた児童が病院に搬送される事案が発生した。このような被害を防ぐために、特に、学校では、万が一にも児童・生徒が農薬を浴びることがないように、学校の施設管理者及び作業を受託する防除業者等に対し、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯には農薬散布を実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮するよう指導すること。

さらに、農薬使用者等だけでなく、国及び地方公共団体の施設管理部局、集合住宅の管理業者等、施設内や住宅地周辺の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性がある者に対し、啓発資料等を活用した積極的な情報提供により、本通知に記載されている指導内容の周知を徹底すること。

(「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について)(平成 29 年 10 月 25 日付け 29 消安第 3974 号・環水大土発第 1710251 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理

室長通知) 参照)

また、農薬の飛散防止のため、フェロモントラップ(捕虫器)の使用は有効であるが、野鳥を誤って捕獲しないよう十分注意をし、使用時期終了後は速やかに取り外しを行う等、適切に管理すること。

(「公園、街路樹等の害虫防除に係るフェロモントラップ(捕虫器)の使用に当たっての注意喚起について」(平成30年2月9日付け環水大土発第1802091号環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知)参照)

オ 有人・無人航空機による農薬散布に当たっての留意事項の遵守

有人ヘリコプター、無人ヘリコプター又は無人マルチローターなどの有人・無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、関係法令を遵守するとともに、以下の通知を参照し、安全かつ適正な農薬散布を徹底すること。なお、特に、無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、航空法(昭和27年法律第231号)に基づき、事前に国土交通大臣の許可・承認を受けることが必要であることに留意すること。

○ 有人ヘリコプター：

- ・「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知)
- ・「農林水産航空事業実施ガイドライン」(平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知)

○ 無人ヘリコプター：

- ・「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知)

○ 無人マルチローター：

- ・「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知)

これらの通知において共通する留意点は、以下のとおりであ

る。

- ① 有人・無人航空機のいずれであっても、事前に、散布する日時、散布する農薬の種類等について、周辺住民等への周知を行い、散布を実施する際には、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全を十分に確保すること。
- ② 無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、安全かつ適正な農薬散布の実施のため、以下の事項に留意すること。
 - 1) 実施区域周辺の地理的状況（住宅地、公共施設、水道水源又は蜂、蚕、魚介類の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農業が行われているほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定（粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型）等の空中散布の計画について検討を行うこと。
 - 2) 実施区域周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱、有機農業が行われているほ場等がある場合には、危被害防止対策の一つとして、当該施設の管理者及び利用者並びに居住者、養蜂家、有機農業に取り組む農家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整すること。
 - 3) 実施区域周辺において人の往来が想定される場合、作業中の実施区域内への進入を防止するため、告知、表示等により空中散布の実施について情報提供を行うなどの必要な措置を講ずること。
 - 4) 架線等の危険個所、実施除外区域、飛行経路及び操縦者、補助者等の経路をあらかじめ実地確認し、必要に応じて危険個所及び実施除外区域を明示しておくこと。
 - 5) あらかじめ機体等メーカーが作成した取扱説明書等により、機体及び散布装置に関する機能及び性能について理解しておくこと。
 - 6) 機体等メーカーが取扱説明書等に記載した散布方法（飛

行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速)を参考に散布を行うこと(取扱説明書等に散布方法の記載がない場合は、上記のガイドラインに記載された散布方法を参考に実施すること)。

- 7) 散布の際には、農薬の散布状況及び気象条件の変化を随時確認しながら、農薬ラベルに表示される使用方法(単位面積当たりの使用量、希釈倍数等)を遵守し、散布区域外への飛散が起らないよう十分に注意すること。
- 8) 周辺農作物の収穫時期が近い場合、実施区域周辺において有機農業が行われている場合又は学校、病院等の公共施設、家屋、水道水源若しくは蜂、蚕、魚介類の養殖場等が近い場合など、農薬の飛散により危被害を与える可能性が高い場合には、状況に応じて、無風又は風が弱い天候の日や時間帯の選択、使用農薬の種類の変更、飛散が少ない剤型の農薬の選択等の対応を検討するなど、農薬が飛散しないよう細心の注意を払うこと。
- 9) 農薬暴露を回避するため、操縦者、補助者等は、防護装備を着用すること。
- 10) 万が一、事故等が発生した場合には、農薬に関する事故については、各都道府県の農薬指導部局に、人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案等の航空安全に関する事故については、飛行の許可等を行った地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告する等、上記のガイドライン及び関係法令に基づき適切に対応すること。

(2) 農薬の保管管理及び適正処理に関する指導

農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬使用者に対し、関係法令等及び別記1に基づく対策の徹底を図るよう指導すること。

(参照：農林水産省ホームページ「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について」https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/accident.html)

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア 農薬やその希釈液、残渣等はペットボトル、ガラス瓶等の飲

食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠のされた場所に保管する等、保管管理を徹底すること。また、誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は農薬保管庫等の近くに置かないこと。万が一、容器の破損等により他の容器へ移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応策を講じること。

（「農薬の誤飲を防止するための取組について」（平成 23 年 5 月 16 日付け 23 消安第 1114 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

イ 使用しなくなった農薬については、関係法令等を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼すること等により適正に処理すること。

ウ 毒劇物（毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項の毒物及び同条第 2 項の劇物をいう。以下同じ。）たる農薬が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じること。また、毒劇物たる農薬が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出ること。

（3）農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病虫害の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に、必要に応じて健康診断を受診するよう指導すること。

（4）事故情報の把握

今後の事故防止対策に反映させるため、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等農薬による事故の状況を的確に把握すること。

2 農薬の適正使用等についての指導等

（1）農薬使用基準の遵守及び使用履歴の記帳の徹底

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者に対し、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）を踏まえ、適用作物、使用量、希

積倍数、使用時期及び使用回数等の農薬使用基準、適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項並びに最終有効年月の遵守を徹底するよう指導すること。農薬の適正使用の更なる推進を図るため、現地調査等による農薬の使用実態の把握に努めること。

令和2年度には、農業者による農薬の不適正使用の結果、当該農薬の有効成分の農作物中の残留濃度が食品衛生法に基づき定められた残留基準値を大幅に超過し、当該農作物を摂食した場合に健康に悪影響を及ぼすおそれがある事案が発生したことから、このような事案の発生を防ぐために、農薬の適正使用と併せて、農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、使用した農薬の種類や名称、単位面積当たりの使用量や希釈倍数を内容とする、使用履歴の記帳を徹底するよう指導すること。（「農薬適正使用の徹底について」（平成22年12月15日付け22消安第7478号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）及び「農薬の不適正使用により健康に悪影響を及ぼすおそれがある事案の発生及び農薬の適正使用に係る指導の徹底」（令和2年12月24日付け2消安第4308号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

また、別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」について、地方公共団体の関係部局、農業協同組合、農産物直売所等関係機関の職員と協力しつつ、効果的に指導を行うこと。

加えて、GAP（農業生産工程管理）の実施が、農薬の適正使用に関しても有効な手段であることに鑑み、農業者に対しては、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月21日付け生産第479号農林水産省生産局長通知）やGAP認証の取得にあたって求められる農薬の適正使用に関連する事項等を参考として、具体的な取組を行うよう、積極的に指導を行うこと。

指導の際には、特に、以下の事項について留意する。

ア 適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう、必ず使用前にラベルを確認すること。同じ科に属する作物であっても形状や栽培形態が異なったり、名称や形状が似ていても異なる作物であれば、使用できる農薬や使用方法が異なる場合があることに注意すること。誤認しやすい農作物については別表を参考にし、特に留意すること。

イ 散布した農薬がその対象の作物とは別の作物に付着・残留す

ることのないよう、当該別の作物に農薬が飛散することを防止する対策を徹底するとともに、農薬の使用前後には防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること。特に、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、当該生産ほ場への農薬の飛散等に十分注意すること。

（「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（平成 23 年 9 月 5 日付け 23 消安第 3034 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長通知）及び「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課）参照）

ウ 作物群登録のある農薬を使用する際には、農薬に対する感受性が作物によって異なることがあり、これによって薬害の程度も異なるため、作物群に属する作物に初めて使用する場合は、事前に小面積に使用し、薬害の有無を十分に確認してから使用すること。

エ 最終有効年月を過ぎた農薬は、その品質が保証されないため農薬の効果が十分でないだけでなく、使用基準や残留農薬基準値が変更されている場合があり、使用した農産物が残留農薬基準値を超過する可能性もあることから、使用しないようにすること。

オ 水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定の審議に当たり、基準値案と水道事業者が実施した水道原水の水質調査の結果等とを照らし合わせた結果、水稲用除草剤において、基準値案を上回る濃度の農薬成分が河川から検出された事例が見られた。これは、十分な止水期間をとらずに水田内の水を排水路に流してしまったことがその一因と推察されたことから、水田において農薬を使用する場合は、注意事項に記載された止水期間を遵守し、適切な水管理や畦畔整備の措置を講じること。

（「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について」（平成 23 年 10 月 12 日付け 23 消安第 3601 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

(2) 販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導

農薬使用者に対し、販売及び使用が禁止されている農薬について、農林水産省のホームページ (https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kinsi/) 等において提供する情報を確認した上で、これらの農薬が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり、他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守して適正に処理するよう指導すること。

なお、平成 22 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に追加されたケルセン又はジコホールを含む農薬及び平成 24 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に追加されたベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬については、農薬製造者が自主回収を行っているため、回収を受け付けている農業協同組合及び販売店に持参するよう指導すること。
(毒物及び劇物取締法、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)及び「販売禁止農薬等の回収について」(平成 23 年 12 月 13 日付け 23 消安第 4597 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)参照)

(3) 無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導

農薬登録番号等、農薬取締法第 16 条に規定する表示がないのに、農薬としての効能効果をうたい、又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その資材を使用することは、農薬取締法第 24 条に違反する可能性があるため、農薬使用者に対し、このような資材を使用しないよう指導すること。

また、このような資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」(https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouyaku/160730_1.html) に提供するよう指導すること。

(「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」(平成 19 年 11 月 22 日付け 19 消安第 10394 号農林水産省消費・安全局長通知)参照)

(4) その他の留意事項

ア ヨウ化メチル剤を栗の収穫後のくん蒸に使用する際は、気密度等の確認を受けた施設でのみ作業を行うとともに、保護具を着用し、くん蒸終了後には十分な換気を行う等、安全なくん蒸

を行うよう指導すること。

イ 不要となった農薬やその希釈液等の水路や河川等への投棄により、生活環境動植物に甚大な被害を与えることのないよう、不要となった農薬は、関係法令を遵守して適正に処分するよう指導すること。また、希釈液は必要な量だけを正確に調製し、万が一余った際は、関係法令を遵守して適正に処分するよう指導すること。

ウ 農薬を製造し、又は加工（小分けを含む。以下同じ。）する者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならないことから、登録を受けていない者が製造し、又は加工した農薬を使用しないよう指導すること。また、不要となった農薬を小分けして販売（譲渡を含む）しないよう指導すること。

エ 医療や畜産の分野での薬剤耐性菌対策について、世界的に関心が高まっている。農作物等の防除における抗菌剤（殺菌剤）の使用に関しては、農作物等の病虫害防除の分野での薬剤耐性菌の発達も重要な課題であるところ、同一系統の薬剤の連続散布を避け、病虫害の発生状況に応じた計画的かつ必要な範囲での使用が重要であることに留意すること。

3 農薬の適正販売についての指導等

(1) 農薬販売者に対する指導

農薬の販売に当たっては、都道府県知事への届出が、毒劇物たる農薬の販売に当たっては、当該届出に加えて都道府県知事等への登録が、それぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく農薬の販売を行わないよう指導すること。なお、農薬を販売する者は、業を営む者以外の個人も含むことに十分留意すること。

また、販売者に対し、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、その譲受数量及び譲渡数量（水質汚濁性農薬に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量）を記載し、最終の記載の日から3年間保存するよう指導すること。

さらに、毒劇物たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底し、その販売及び授

与に当たっては、譲受人の身元並びに毒劇物の使用目的及び使用量が適切であることを十分確認するとともに、一般消費者への販売及び授与を自粛するよう引き続き指導すること。

（「毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について」（平成 17 年 11 月 14 日付け薬食審査発第 11114001 号・薬食監麻発第 1114001 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）参照）

（2）販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導

農薬販売者に対し、農薬製造者が自主回収を行っている農薬（2の（2）参照）についての農薬使用者への周知に努めるとともに、農薬使用者から農薬の返品の出が合った場合は、これを受け付けて農薬製造者に送付するよう指導すること。

（3）無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導

農薬の登録を受けていない者が製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売しないよう指導すること。

また、農薬登録番号等、農薬取締法第 16 条に規定する表示がないのに、農薬としての効能効果をうたい、又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その資材を販売することは、農薬取締法第 18 条第 1 項に違反する可能性があるため、農薬販売者に対し、このような資材を販売しないよう指導すること。

このような資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」（https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouyaku/160730_1.html）に提供するよう指導すること。

（「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（平成 19 年 11 月 22 日付け 19 消安第 1039 4 号農林水産省消費・安全局長通知）参照）

（4）インターネットを利用した農薬の販売に対する指導

インターネットによる通信販売やオークション等の普及に伴い、農薬についても、販売の届出を行うことなく農薬を販売したり、小分けした農薬を販売したりする不適切な事例が確認されている。このため、国から、インターネットによる通信販売やオークション等を主催している者に対し、農薬を販売する場合は届出が必要であること、小分けした農薬を販売してはならないこと等を利用者に周知するよう働き掛けを行っているところであり、地方公共

団体においても、農薬販売者の届出に関するホームページに掲載する等、様々なメディアを通じて幅広く周知すること。

さらに、毒劇物たる農薬については、その販売及び授与に当たっては、譲受人の身元並びに毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかを十分確認するとともに、一般消費者への販売及び授与を自粛するよう指導すること。

(5) 農薬として使用できない除草剤の販売に対する指導

農薬取締法に基づく登録を受けていない農薬を、農作物等を害する病害虫又は雑草の防除のために使用することは禁止されており、農薬に該当しない除草剤（農薬取締法第22条第1項に規定する「農薬以外の薬剤であって除草に用いられる薬剤」をいう。以下同じ。）を農作物等の栽培・管理に使用することはできない。一方、近年、ドラッグストアやいわゆる100円ショップ等において、農薬に該当しない除草剤が多く販売されるようになっており、また、インターネットを通じた販売・購入も容易になっている。さらに、農薬に該当しない除草剤の容器・包装や販売所における「非農耕地専用」という表示が、当該除草剤の購入者に、農耕地でなければ使用できる（例：公園、緑地等であれば植栽管理に用いることができる）との誤解を与える事例が確認されている。

このため、農薬に該当しない除草剤の販売に当たっては、国から関係者に対し、特に、以下の事項について周知していることに留意すること。

- ア 容器又は包装に、農薬として使用することができない旨を表示すること。
- イ 販売所ごとに、公衆の見やすい場所にも、農薬として使用することができない旨を表示すること。
- ウ 農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に十分注意すること。
- エ 農耕地以外の場所であっても、農作物等の栽培・管理に使用することができない旨の周知に努めること。
- オ インターネットで販売する場合には、対面での説明ができないことに鑑み、販売サイトにおいて、判読しやすい文字サイズにより農薬として使用できない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供に努めること。

（「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」（平成31年3月28日付け薬生薬審発0328第8号・30消安第6268号・2019製化管第32号・環保企発第1903287号・環水大土発第1903281号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、経済産業省製造産業局化学物質管理課長、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室長、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知）参照）

4 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

（1）蜜蜂の被害防止対策

農薬による蜜蜂の被害を軽減するため、都道府県の農薬指導部局は畜産部局と連携し、被害の把握及び防止のため、以下の取組の実施に努めること。

特に、前年度被害が生じた場所での被害の再発や同一の場所での複数被害の発生等被害が継続している地域においては、行政機関、養蜂組合、農業団体等の関係者が協議する場を設けるなどにより、原因究明とそれに基づく被害軽減対策の推進等を徹底すること。

ア 蜜蜂の被害に関する認識の共有

畜産部局及び農薬指導部局は、その所属又は関係する普及指導員や病害虫防除所の職員、農薬使用者、養蜂家、農業団体、養蜂組合等関係者に対し、以下の事項を周知すること。

- ① 被害の発生は、水稻のカメムシ防除の時期に多いこと。
- ② 水田に飛来した蜜蜂が、水稻のカメムシ防除に使用される殺虫剤に直接暴露すれば、被害が発生する可能性が高いこと。
- ③ 被害を軽減させるためには、例えば、以下の対策を実施することが有効であること。
 - ・ 農薬使用者と養蜂家の間の情報共有
 - ・ 巣箱の設置場所の工夫・退避
 - ・ 農薬の使用の工夫（粒剤を使用する、蜜蜂の活動の盛んな時間の使用を避ける等） 等

イ 情報共有の更なる徹底

農薬指導部局及び畜産部局は、農薬使用者と養蜂家間の情報共有の更なる徹底を図るため、以下の情報を得た上で、関係先に伝

達すること。

① 蜂場の情報関係

- 1) 畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、蜂場の情報（蜂場の場所、巣箱の設置期間等）を農薬指導部局及び農業団体等に伝えること。

なお、情報共有の推進に当たっては、関連情報を厳格に管理するとともに、被害の軽減目的のみに使用することについて、養蜂家の理解を得ること。

- 2) 農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、1) で得た情報を蜂場の周辺の水稲農家等に伝えること。

② 水稲の防除に係る情報関係

- 1) 農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すれば、通常、蜂場から半径約2kmの範囲）の水稲のカメムシ防除の時期*等の情報を、畜産部局及び養蜂組合等にできる限り速やかに伝えること（情報は、有人ヘリコプターによる農薬散布の事業計画、無人ヘリコプターの空中散布計画や地域の農業団体が作成する防除暦等から得ること）。

* 開花期直前～開花期後2週間程度。地域ごとの防除実態、その年のカメムシの発生状況等により異なる。

- 2) 畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、1) で得た情報をできる限り速やかに養蜂家に伝えること。

③ 水稲以外の作物の防除に係る情報関係

- 1) 農薬指導部局は、水稲が栽培されていない地域等でも被害事例の報告があったことを踏まえ、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のある場所の周辺で栽培される水稲以外の作物に関する防除の時期等の情報を畜産部局及び養蜂組合等に伝えること。

- 2) 畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、1) で得た情報を養蜂家に伝えること。

ウ 被害軽減のための対策の推進

農薬指導部局及び畜産部局は、農薬による蜜蜂の被害を軽減させるために、ア及びイの取組のほか、農業団体や養蜂組合等と相談しつつ、地域の実態に合わせて協議会を設けるなどして、以下の対策を推進すること。

① 養蜂組合等の協力を得て、養蜂家に対し、以下の指導を行うこと。

- ・ 蜜蜂がカメムシ防除を始めとした農薬に暴露する確率が高い場所（水田で囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所）に巣箱を設置することは控えること。
- ・ カメムシ防除を始めとした農薬の散布時、巣箱を農薬が散布される圃場の周辺から退避させること。
- ・ 日頃から巣箱の移動手段を検討するとともに、退避場所における新たな蜜源を確保するなどの取組に努めること。

等

② 農業団体等の協力を得て、農薬使用農家に対し、以下の指導を行うこと。

- ・ 使用する農薬のラベルに「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守するとともに、適時適切な防除を心がけること。
- ・ 農薬の散布は、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避けること。
- ・ 蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤等）の殺虫剤を使用すること。
- ・ 害虫の発生源になる圃場周辺等の雑草管理については、これまでも栽培管理の一環として実施されてきたところであるが、蜜蜂の開花雑草への訪花を防ぐためにも、農薬を使用する圃場の畦畔や園地の下草等の雑草管理を徹底すること。

③ 以上のほか、養蜂家と連携しながら、巣箱の移動手段の提供や共同の退避場所の確保等、地域の実態を考慮した取組を検討し、必要に応じて実施すること。

（「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成17年9月12日付け17消安第5679号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）、「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」（平成21年7月24日付け21消安第4395号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成25年5月30日付け25消安第785号農林水産省消費・安全局長通知）、「令和2年度の蜜蜂被害軽

減対策の推進について」(令和2年6月30日付け2消安第575号・2生畜第1564号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長連名通知)参照)

(2) 水域の生活環境動植物の被害及び水質汚濁の防止対策

水域の生活環境動植物の被害防止、河川、水道水源等の公共用水域の水質汚濁の防止等環境の保全を図るため、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を踏まえて、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水及び底質の調査等を必要に応じて行い、それらの結果を活用して農薬使用者等を指導すること。

また、特定の農薬を地域で集中して使用する場合、その農薬に感受性の高い生物種に著しい被害が生じることが懸念されることから、できるだけ集中させず、多様な農薬を組み合わせるよう指導に努めること。

さらに、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び生活環境動植物への被害を未然に防止するため、関係部局間の連絡を密にし、ゴルフ場からの排水に含まれる農薬の残留実態の把握に努めつつ、ゴルフ場関係者への指導・助言に努めること。

(「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」(令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知)参照)

(3) 土壌くん蒸剤による水質影響の低減対策

土壌くん蒸剤に関して、ほ場周辺の井戸水からクロルピクリンが高濃度で検出された事例が過去にあった。井戸水からクロルピクリンが高濃度で検出されたことと同剤を深層処理したこととの因果関係は必ずしも明らかではないものの、農薬指導部局は環境部局及び衛生部局から同様の情報を入手した場合には、農業現場における使用状況の把握に努めるなど、関係機関が連携して対処すること。

別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例

1	だいず	えだまめ	
2	いんげんまめ	さやいんげん	
3	キャベツ	メキャベツ	
4	ブロッコリー	茎ブロッコリー	
5	しょうが	葉しょうが	
6	しょうが	うこん	
7	たまねぎ	葉たまねぎ	
8	レタス	非結球レタス	
9	トマト	ミニトマト	
10	ピーマン	ししとう	
11	だいこん	はつかだいこん	
12	しそ	しそ（花穂）	
13	やまのいも	やまのいも（むかご）	
14	さくら	食用さくら（葉）	
15	てんさい	かえんさい	
16	メロン	漬物用メロン	
17	すいか	漬物用すいか	
18	とうもろこし（子実）	未成熟とうもろこし	ヤングコーン
19	しゅんぎく	きく	食用ぎく
20	ねぎ	わけぎ	あさつき
21	にんにく	にんにく（花茎）	葉にんにく

別記 1

農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】

1 農薬散布前

(1) 原因

- ① 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの（ア、イ）
- ② 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ウ、エ）
- ③ 強アルカリ性の農薬と酸性肥料を混用したため、有毒ガスが発生したことによるもの（オ）
- ④ 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（カ、キ）

(2) 防止対策

- ア 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- イ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- ウ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- エ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子供の保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。
- オ 強アルカリ性の農薬は、ラベルに記載されている「酸性肥料等との混用は絶対にしないこと」の注意事項を遵守する。
- カ 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- キ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。

2 農薬散布中

(1) 原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 学校に児童・生徒がいる日・時間帯に農薬散布が実施されたことによるもの（イ）
- ③ 強風時の散布により周辺の者が農薬に暴露したり、風上に向かっての散

- 布等により散布作業者自身が農薬に暴露したことによるもの（ウ、エ）
- ④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、直ちに被覆をしない、十分な被覆を行わなかったなど適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの（オ）
 - ⑤ 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（カ）
 - ⑥ 散布の途中で農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（キ）

（２）防止対策

- ア 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。
- イ 学校敷地への農薬散布は、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しない。
- ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。
- エ 風上に向かっての散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う。
- カ 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、２～３時間ごとに交替して行う。
- キ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。

３ 農薬散布後

（１）原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 土壌くん蒸中のほ場管理が不適切であったことによるもの（イ）
- ③ 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ウ）

（２）防止対策

- ア 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- イ 土壌くん蒸中は、適正な厚さの資材による被覆状態を維持するとともに、ほ場に立て札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- ウ 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

４ 保管、廃棄

（１）原因

- ① 農薬をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に移し替えていた、保管庫に施錠をしていなかった等、保管管理が不適切だったため、高齢者、認知症を発症している方、子供等が誤飲したことによるもの（ア～エ）
- ② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりしたことによるもの（オ、カ）
- ③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（オ、カ）

（2）防止対策

ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子供や作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。

イ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えしない。

ウ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫等の近くに置かない。

エ 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。

オ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。

カ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。

イ 散布作業後は、手足だけでなく、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。

ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。

エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病虫害防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害】

(1) 被害の状況

- ① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア～オ）
- ② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂のへい死が発生したもの（カ～ケ）
- ③ 本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの（コ）
- ④ 不要になった農薬を河川に投棄したため、魚がへい死したもの（サ）

(2) 防止対策

- ア 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- イ 飛散低減ノズルを使用する。
- ウ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- エ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- オ 薬剤が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- カ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。
- キ 使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守する。
- ク 水稻農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。
- ケ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。
- コ 本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。
- サ 不要になった農薬やその希釈液等は、河川や水路等に投棄せず、適正に処分する。

別記 2

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 適用のない作物への使用、飛散等

(1) 原因

- ① 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの（ア）
- ② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの（イ）
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの（ウ）
- ④ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの（エ）
- ⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの（オ～ケ）
- ⑥ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの（コ）
- ⑦ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されていたため、残留農薬基準値を超過して農薬成分が検出されることとなったもの（サ）

(2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
- オ 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- カ 飛散低減ノズルを使用する。
- キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。

- ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- ケ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。
- サ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

(1) 原因

- ① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足によるもの（ア）
- ② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用したことによるもの（イ）
- ③ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの（ウ、エ）
- ④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの（オ）

(2) 防止対策

- ア 日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルをその都度確認する。
- イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- ウ 使用時期と農作物の収穫予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの収穫予定日を確認した上で農薬を使用する。
- エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

3 環境への流出

(1) 原因

使用した農薬がほ場外に流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水域の生活環境動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの（ア、イ）

(2) 防止対策

- ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- イ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

別記 3

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の悪用等の不適切な使用等の要因

- (1) 当該農薬の譲受人である農家等が、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。
- (3) 当該農薬をペットボトルや水筒等の通常飲食に使用する容器に移し替えてしまい、誤飲・誤食事故を起こしてしまうことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に、毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たっては、販売業の登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (2) 毒劇物の廃棄に当たっては、関係法令に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。
- (3) 毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人に伝える。
- (4) 毒劇物たる農薬を、飲食物の容器として通常使用される物に移し替えることは、毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (5) 毒物及び劇物取締法第 14 条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第 15 条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (6) 譲受人の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。

事務連絡
令和3年5月10日

各

都道府県
政令指定都市
保健所設置市

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

医薬品等の容器等に記載された符号を読み取ることで注意事項等情報が掲載されている機構のホームページを閲覧するスマートフォン等のアプリケーションについて

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号、以下「薬機法」という。）の改正により措置されることとなった添付文書の電子化の運用が本年8月1日から開始されます。

この制度改正により、医療用医薬品、医療機器（主として一般消費者の生活の用に供されることが目的とされている医療機器を除く。）及び再生医療等製品の使用及び取扱い上の必要な注意等の事項（以下「注意事項等情報」という。）について、従来の紙媒体に代えて、電子的な方法での情報提供が基本となります。

注意事項等情報の閲覧に当たっては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）のホームページ上において検索することも可能ですが、医薬品等の容器等に記載された符号（GS1バーコード）をスマートフォン等のアプリケーション（以下「アプリ」という。）で読み取ることで、簡便に最新の注意事項等情報を閲覧することができます。

利用可能なアプリの1つとして、（一財）流通システム開発センター（GS1 Japan）、日本製薬団体連合会、及び（一社）日本医療機器産業連合会が共同で開発したアプリ「添文ナビ」が本年4月1日から無償で提供されています。

添文ナビは、Apple及びGoogleの各公式ストアにおいて、ダウンロードできます。

添文ナビの概要は別紙及び下記のとおりですので、御了知の上、貴管下の医療機関（診療所、歯科診療所を含む。）、薬局及び関係団体に周知方お願いいたします。

添文ナビの提供・普及に当たっては、分かりやすいリーフレットや解説動画が作成・提供される予定です。また、関連情報を機構のホームページに掲載するなど、現場の医薬関係者の方に簡便に添文ナビをご利用いただけるよう、産業界とも連携して取り組んでまいります。

記

1. アプリの名称について

(一財) 流通システム開発センター (GS 1 Japan)、日本製薬団体連合会及び(一社) 日本医療機器産業連合会が共同で開発したアプリの名称は、「添文ナビ」です。

2. 添文ナビの利用について

添文ナビの利用に当たっては、以下の URL から確認することができる「添文ナビ 利用規約」の内容を必ず確認し、当該利用規約の全ての内容に同意いただく必要があります。

https://www.dsri.jp/standard/healthcare/tenbunnavi/pdf/TenbunNabi_kiyaku.pdf

3. 添文ナビのダウンロードについて

Apple 及び Google の各公式ストアよりダウンロードできます。

iOS 版



Android 版



医薬関係者の皆さまへ

「電子化された添付文書」 のご案内

常に最新の
電子化された添付文書を
ご覧いただけます



医薬品リスク管理計画
(RMP)などの関連文書も
ご覧いただけます

薬機法^{*}の改正により、2021年8月1日から医療用医薬品の添付文書は「電子化された添付文書」での閲覧が基本となります。専用のアプリケーション(アプリ)で外箱のGS1バーコードを読み取ることで、スマートフォンやタブレット端末でPMDAホームページ上の最新の電子化された添付文書や関連情報をいつでもご覧いただけるようになります。

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

監修:厚生労働省 制作:日本製薬団体連合会安全性委員会



電子化された添付文書を 閲覧するには

\\ STEP //

1 専用アプリをダウンロードする

専用アプリ「添文ナビ」を、
ダウンロードしてください。(無料)



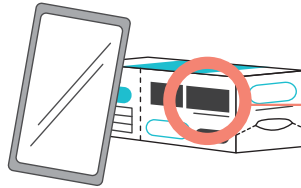
ダウンロードはこちらから



\\ STEP //

2 外箱のGS1バーコードを読み取る

専用アプリを起動し、
医薬品の外箱に印刷されている
GS1バーコードを読み取ってください。



外箱のGS1バーコードは
このような形状です



※インストール後、最初の起動時に利用規約に同意いただく必要があります。

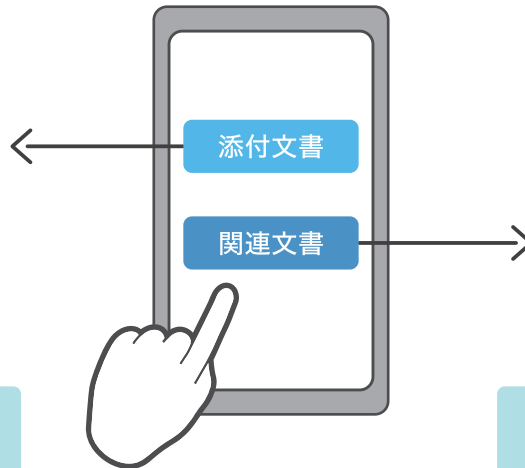
\\ STEP //

3 閲覧したい情報を選ぶ

閲覧する文書を選択する画面が表示されるので、任意のボタンを選択してください。



PMDAホームページ上の
最新の電子化された
添付文書を表示



一般名	●●●
販売名	●●●錠10mg/●●●錠20mg
製造販売業者等	▲▲▲製薬株式会社
添付文書	PDF HTML
患者向医薬品ガイド	G ●●●錠10mg/●●●錠20mg
インタビュフォーム	F ●●●錠10mg/●●●錠20mg
医薬品リスク管理計画 (RMP)	○
RMP 資料	医療従事者向け ●●●の適正使用ガイド
	患者向け ●●●を使用の方へ ●●●カード
改訂指示反映履歴 および根拠症例	20XX年X月X日薬生安規XXXXX特 別版X(根拠症例) 20XX年X月X日薬生安規XXXXX特 別版X(根拠症例)
審査報告書/用薬告知書/ 新薬完用標準ガイドライン等	審査報告書(20XX年X月X日)

PMDAホームページ上の
各種関連文書へのリンクを表示
(医療用医薬品の場合の例)

これまでどおり、PMDAの医療用医薬品情報検索サイトからも閲覧いただけます。→ <https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>
紙媒体の添付文書情報が必要な場合は、各社の医薬情報担当者や情報提供窓口から提供させていただきます。

電子添文をさらに活用



医薬品の安全性情報を タイムリーに確認するには

「PMDAメディナビ」でメール通知を受け取る

PMDAが提供する無料のメールサービス「PMDAメディナビ」に登録すると、緊急安全性情報や使用上の注意の改訂指示通知、新薬の承認情報などをいち早く入手することができます。

＼ こんな情報が届きます！ /

- ・緊急安全性情報(イエローレター)
- ・安全性速報(ブルーレター)
- ・使用上の注意の改訂指示通知
- ・DSU(医薬品安全対策情報)
- ・回収情報(クラスI、クラスII)
- ・医薬品リスク管理計画(RMP) など

 **メディナビ**



詳しくは

PMDAメディナビ

検索

スマートフォンからでも登録できます

「新規登録」ボタンをクリックしてメールアドレス等の情報を入力し、確認用メールのリンクにアクセスすれば、登録完了です。

PMDAホームページの安全性情報提供サービスを利用する

マイ医薬品集作成サービス

必要な医薬品を登録すると、電子化された添付文書、インタビューフォーム、患者向医薬品ガイド等が一覧表示されます。登録医薬品の更新情報をメールでお知らせする機能や、注意事項等情報の新旧表示機能もあります。PMDAメディナビ登録者のみご利用いただけます。

医療用医薬品添付文書一括ダウンロードサービス

「マイ医薬品集作成サービス」作成画面サンプル(登録医薬品一覧)

NEW

医療用医薬品添付文書一括ダウンロードサービス

医療用医薬品の電子化された添付文書が一括でダウンロードできます。すべての医薬品やマイ医薬品集に登録済み医薬品のみなど、ダウンロードする添付文書を選択できます。「マイ医薬品集作成サービス」にログイン後ご利用いただけます。災害時等、インターネット環境に接続できない場合に備え、定期的なダウンロードをお願いします。

DSU(医薬品安全対策情報)(日本製薬団体連合会発行)

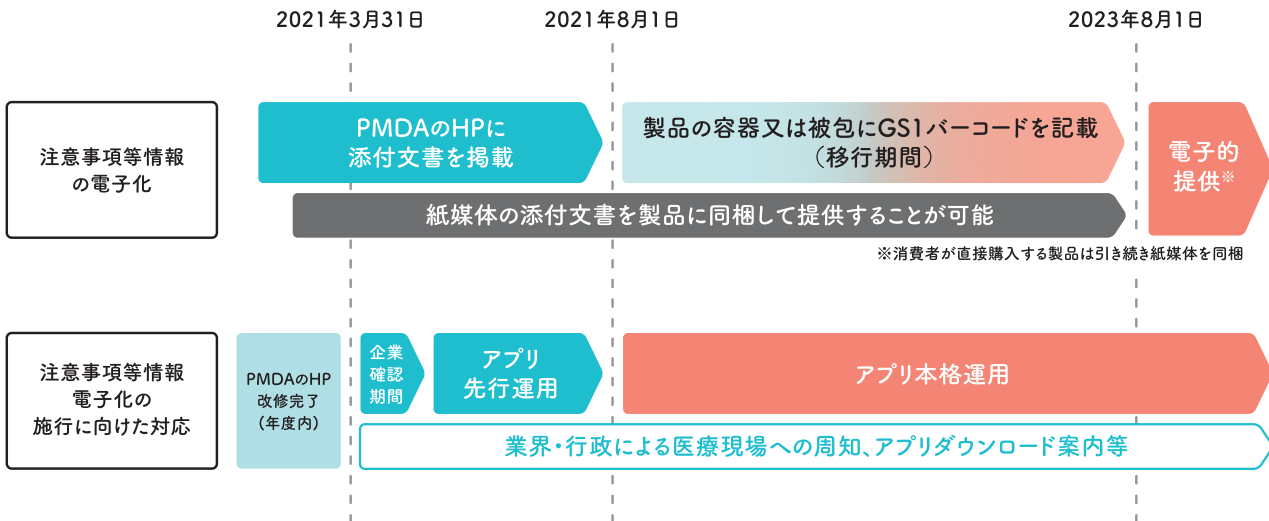
医薬品を使う上での新たな注意事項について、製薬業界が取りまとめた文書です。年10回発行しており、ウェブ上でまとめて確認できます。





今後のスケジュール

2021年8月1日から2023年7月31日までの期間に順次、製品への添付文書の同梱は終了する予定です。



参考資料

●医薬品等の注意事項等情報の提供について<抜粋>

<https://www.pmda.go.jp/files/000239067.pdf>

第2 容器等への符号等の記載(法第52条第1項等)

1 容器等への符号等の記載(法第52条第1項等)

公表対象医薬品等は、法第52条第1項、第63条の2第1項及び第65条の3の規定に基づき、原則、その容器等に、情報通信の技術を利用する方法により注意事項等情報を入力するために必要な符号が記載されてなければならない。

(1)対象となる医薬品等(公表対象医薬品等)

容器等への符号の記載が必要となる公表対象医薬品等は、以下に掲げるものとする。

ア 要指導医薬品、一般用医薬品(体外診断用医薬品を含む。)、薬局製造販売医薬品以外の医薬品<中略>

(2)情報通信の技術を利用する方法

容器等に記載された符号を介して、機構のホームページを閲覧する方法とする。<中略>

(3)符号

注意事項等情報を入力するために必要な符号は、注意事項等情報が掲載されている機構のホームページを閲覧するために必要なバーコード又は二次元コードとする。<中略>

(4)符号から電子化された添付文書を閲覧できるようにするために必要な情報の登録

公表対象医薬品等の製造販売業者は、公表対象医薬品等の容器等に記載された符号から、情報通信の技術を利用する方法により注意事項等情報を入力することができるよう、商品コードと添付文書番号(機構のホームページ掲載作業時に電子化された添付文書に振られる固有の番号)の紐付け情報を機構の製造販売業者向けサイトにある安全性情報掲載システムに登録しなければならない。<中略>

(5)符号を記載しなければならない容器等

注意事項等情報を入力するために必要な符号を記載しなければならない容器等は、販売包装単位(通常、卸売販売業者等から医療機関等に販売される最小の包装単位(最小販売単位)をいう。)とする。

●「医薬品等の注意事項等情報の提供について」に関する質疑応答集(Q&A)について

<https://www.pmda.go.jp/files/000239068.pdf>

●医薬品・医療機器等安全性情報No.381

<https://www.pmda.go.jp/files/000239746.pdf>

●添付文書の電子化について

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/0003.html>



事 務 連 絡

令和 3 年 5 月 10 日

各

都 道 府 県
政令指定都市
保健所設置市

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページにおける
「添付文書一括ダウンロード機能」の追加について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。）の改正により措置されることとなった添付文書の電子化の運用が本年 8 月 1 日から開始されます。

この添付文書の電子化により、紙媒体での情報提供に代えて、薬機法第 68 条の 2 で規定する医療用医薬品、医療機器（主として一般消費者の生活の用に供されることが目的とされている医療機器を除く。）及び再生医療等製品の使用及び取扱い上の必要な注意等の事項（以下「注意事項等情報」という。）については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）のホームページでの公表といった電子的な方法による情報提供が基本となります。また、医薬品等の販売包装単位の容器又は被包に記載された符号（GS 1 バーコード）をスマートフォン等で読み取ることで、機構のホームページ上で公表されている最新の情報を閲覧できるようになります。

今般、添付文書の電子化の運用が開始されることを踏まえ、災害時等の機構のホームページにアクセスできない場合でも電子化された添付文書の閲覧を維持できるよう、医療用医薬品の「添付文書一括ダウンロード機能」が構築されました。添付文書一括ダウンロード機能の概要は別紙及び下記のとおりですので、御了知の上、貴管下の医療機関に周知方お願いいたします。

記

1 ダウンロード可能な添付文書

- (1) 機構ホームページに公開されている添付文書
- (2) マイ医薬品集作成サービスに登録されている添付文書
- (3) (1) (2) についてそれぞれ指定した期間に更新された添付文書

2 ダウンロード可能なファイルの種類

「PDFのみ」、「XML/SGMLのみ」又は「PDFとXML/SGML」の両方から選択可能

3 利用方法

本機能は PMDA メディナビのオプションサービスであるマイ医薬品集作成サービスの機能となります。

利用には PMDA メディナビとマイ医薬品集作成サービスへの登録が必要です。マイ医薬品集作成サービスへは以下の QR コードよりアクセスいただけます。



(別紙)

医療用医薬品 添付文書一括ダウンロード機能追加のお知らせ

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
安全性情報・企画管理部 リスクコミュニケーション推進課

日頃より、PMDAの安全対策にご協力いただきありがとうございます。

今般、PMDAではメディナビのマイ医薬品集作成サービスの機能として「添付文書一括ダウンロード機能」を新たに構築しました。本機能は、2021年8月の改正薬機法施行による添付文書の電子化にあたり、災害時等、医療現場にてwebアクセスができない場合に備え、医療現場の皆さまに日頃から必要な添付文書をダウンロードしていただくことを目的に構築されました。機能の概要は以下のとおりです。

◇ ダウンロード可能な添付文書

PMDA ホームページに公開されている添付文書をダウンロードすることができます。

そのうち、マイ医薬品集作成サービスに登録している添付文書や、指定した期間に更新された添付文書に限ってダウンロードすることも可能です。

◇ ダウンロード可能なファイルの種類

「PDFのみ」、「XML/SGMLのみ」、「PDFとXML/SGMLの両方」から選択可能です。

◇ 利用方法

本機能はPMDAメディナビのオプションサービスであるマイ医薬品集作成サービスの機能です。ご利用には、PMDAメディナビにご登録いただいた上でマイ医薬品集作成サービスへの登録が必要です。マイ医薬品集作成サービスへは右のQRコードよりアクセスいただけます。



①【登録医薬品一覧画面】で
一括ダウンロードを押下する

②【利用規約画面】にて
利用規約を確認、同意



③【添付文書一括ダウンロード選択画面】でダウンロードするファイルを選択



日本チェーン・ドラッグストア協会 代表者 殿

拝 啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働行政の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、応募者の基本的人権を尊重し、広く応募者に門戸を開くとともに、適性・能力に基づく採用選考を行う公正な採用選考システムの確立が図られるよう啓発を行っています。

近年、情報化の進展に伴いインターネット上に差別的な書き込みが行われるなどの状況変化が生じていることを踏まえ、平成28年12月に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」の着実な施行により、国として部落差別を解消するための教育・啓発等の取組を進めているところです。

公正な採用選考システムの確立に向けては、企業に対する周知・啓発に取り組んでいますが、その一方、採用担当者のみならず企業トップクラスにおいても、面接等で「本籍・出生地」や「家族」に関することを聞くなど、就職差別につながるおそれのある不適切な事象も依然として発生している現状にあります。さらには、性的指向や性自認を理由に、あるいは外国人であることを理由に、採用選考において、不適切な対応がなされた例も報告されているところであり、こうした人権課題への対応も求められています。

近年、我が国を含め世界が大きな変化に直面する中で、いかに新しい時代に対し柔軟な対応ができるかが大きな課題となっています。つまり、社会の変化を取り入れ、多様化した価値観を尊重することができるかが求められているということです。

この変化は企業に対しても例外ではなく、企業が多様性を受け入れ、多様な人材を活躍させることができるかが注目される時代になっています。そのような中、仮に、採用選考の場面で応募者の人権を軽視するような言動が明らかになれば、人材確保に支障を来すばかりか、社会的な批判からステークホルダーの信頼を損ない、企業価値を低下させることにもつながりかねません。

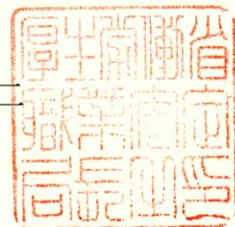
貴団体におかれましては、こうした公正採用選考の趣旨を改めてご理解いただき、貴団体傘下各企業において「公正採用選考人権啓発推進員」の適切な配置、推進員や企業トップクラスに対して労働局、ハローワークが行う研修会への積極的な参加、各企業内での周知により各企業における公正な採用選考が実現されるよう、格段のご配慮をお願い申し上げます。

末筆ながら、貴団体及び傘下各企業の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬 具

令和3年5月11日

厚生労働省職業安定局長
田 中 誠 二



(事業主のみなさまへ)

詳しくは

公正採用選考特設サイト



ご存じですか？
採用面接でのその質問、
実は・・・

不適切です。

あなたの会社は大丈夫？
人権に配慮した公正な採用選考が
できているか、チェックしてみましょう

公正な採用選考を行うポイント!!

1 応募者に広く門戸を開く

特定の国や地域の出身者、難病のある人、LGBT等の性的マイノリティなどの**特定の人を除外せず、求人条件に合致する全ての人**が応募できるようにしましょう。

なお、法律上、事業主は労働者の募集及び採用について、

- 性別にかかわらず均等な機会を与えなければなりません(男女雇用機会均等法第5条)
- 障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければなりません(障害者雇用促進法第34条)
- 原則として年齢制限を設けることはできません(労働政策総合推進法第9条)

2 本人のもつ適性・能力に基づいた採用基準とする

応募してきた人が「求人職種の職務を遂行するにあたり、必要となる適性や能力をもっているか」ということに基づいた基準による採用選考を行いましょう。

職務内容によって、適性・能力を判断するのにどのような事項が適当であるかは異なりますが、「**本人に責任のない事項**」や「**本来自由であるべき事項(思想・信条にかかわること)**」はそもそも本人の適性・能力とは関係ないことです。

本人の適性・能力とは関係ないことを面接時にたずねることはもちろん、エントリーシートに記載させたり、作文の題材としたりすることは、就職差別につながりかねません。十分に気を付けましょう。

具体的に気をつけることは？

就職差別につながるおそれがある 14 事項

本人に責任のない事項の質問

本籍・出生地

家族

住宅状況

生活環境・家庭環境

本来自由であるべき事項の質問 (思想・信条にかかわること)

宗教

支持政党

人生観・生活信条

尊敬する人物

思想

労働組合(加入状況や活動歴など)、
学生運動などの社会運動

購読新聞・雑誌・愛読書

不適切な選考方法

身元調査の実施

本人の適性・能力に関係ない事項を
含んだ応募書類(社用紙)の使用

合理的・客観的に必要性が認められない
健康診断の実施

※ここに記載したものに限らず、差別につながる事項に気をつけてください

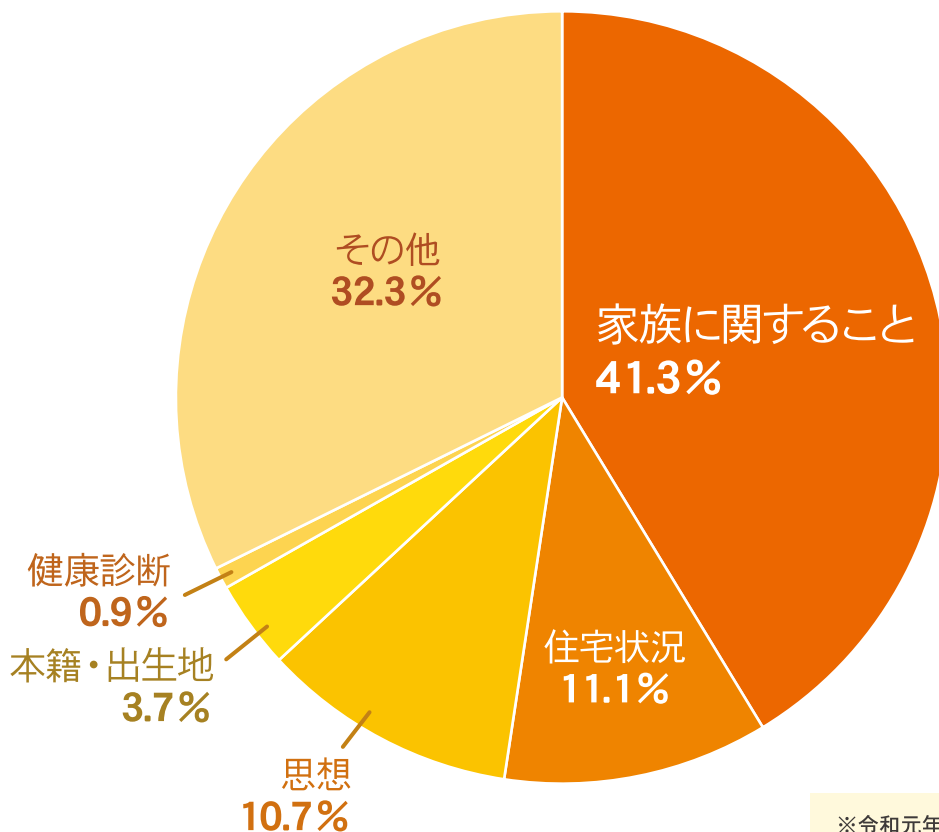


不適切な採用選考の実態

応募者から「本人の適性・能力以外の事項を把握された」との指摘があったもののうち、

「家族に関すること」の質問が約半数を占めています。

面接の空気を和らげるために聞いてしまうケースが多いようですので、注意しましょう。



※令和元年度にハローワークで把握した
1,047件の内訳

求職者の個人情報の取り扱いについて

・職業安定法では、募集に応じて労働者になろうとする者等の個人情報を収集、保管、使用する際は、労働者の募集業務等の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない旨を規定しています

・法に基づく指針が公表され、原則として収集してはならない個人情報等を規定しています

次の個人情報の収集は原則として認められません

- 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
 - ・家族の職業、収入、本人の資産等の情報
 - ・容姿、スリーサイズ等差別的評価につながる情報
- 思想及び信条
 - ・人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書
- 労働組合への加入状況
 - ・労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

個人情報の収集は、本人から直接又は本人の同意の下で収集することが原則です

違反したときは

- ・違反行為をした場合は、職業安定法に基づく行政指導や改善命令等の対象となる場合があります
- ・改善命令に違反した場合は、罰則（6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が科せられる場合もあります

自社の採用選考における質問事項を チェックしてみましょう！

エントリーシート編

- 本籍や帰省先を記入する欄がある
- 健康状態や既往歴を記入する欄がある
- 家族構成や家族の職業など、家族に関することを記入する欄がある

採用面接編

- 場を和ませるつもりで、家族や出身地に関することを聞いている
- 家の間取り、借家・持ち家などの住宅状況について聞いている
- 思想や信条に関すること、愛読書などについて聞いている

1つでもチェックが入ったら、不適切です

上記の項目は本人の適性や能力と関係ありません。質問項目から外しましょう。

採用基準とするつもりがなくてたずねた内容であっても、回答を受け、いったん適性と能力に関係のない事項を把握してしまった結果、採否決定に影響を与える可能性も出てきます。

エントリーシートや面接の質問内容には、十分な配慮が必要です。

質問事項を事前に調整するなど、面接担当者間で不適切な質問に対する認識を共有しましょう。

※平成28年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じています。同和問題に関する差別は許されないものであるという認識の下、本籍や出身地を採否に影響させることなく、本人の適性・能力に基づいた採用基準にすることによって部落差別のない公正な採用選考を実現しましょう。

詳しくは最寄りのハローワークまで

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 11 日

(別記) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に関する周知について (依頼)

食品安全行政の推進について、平素から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

食品衛生法等の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 46 号) については、令和 3 年 6 月 1 日に第 3 次施行を迎えます。厚生労働省では、施行日を迎えるにあたり、改正内容の周知のために、改正食品衛生法に係るリーフレット (別添) を作成し、以下のとおり、ホームページに掲載しました。

については、貴団体関係者に対する周知に当該リーフレットを御活用 of 程よろしくお願ひします。

参考) 厚生労働省ホームページ

厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>食品>食品衛生法の改正について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

(別記)

公益社団法人 日本食品衛生協会
ソフトクリーム衛生協会
日本ソフトクリーム協議会
一般社団法人 日本フードサービス協会
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会
一般社団法人 日本医療福祉セントラルキッチン協会
日本自動販売協会
公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
一般社団法人 全国農業協同組合中央会
一般社団法人 全国牛乳流通改善協会
一般社団法人 日本加工食品卸協会
一般社団法人 日本外食品流通協会
一般社団法人 日本給食品連合会
全国給食事業協同組合連合会
一般社団法人 全国スーパーマーケット協会
一般社団法人 日本食鳥協会
全国食肉事業協同組合連合会
公益財団法人 日本食肉生産技術開発センター
一般社団法人 日本ジビエ振興協会
一般社団法人 日本食肉加工協会
日本ハム・ソーセージ工業協同組合
一般社団法人 日本乳業協会
一般社団法人 日本アイスクリーム協会
一般社団法人 日本卵業協会
日本羊腸輸入組合
一般社団法人 全国はちみつ公正取引協議会
一般社団法人 日本養蜂協会
長野県寒天水産加工業協同組合
岐阜県寒天水産工業組合
全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会
全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会
一般社団法人 全国削節工業協会
全日本漬物協同組合連合会

全国味噌工業協同組合連合会
日本醤油協会
全国醤油工業協同組合連合会
一般財団法人 日本醤油技術センター
一般社団法人 日本ソース工業会
全国食酢協会中央会
日本エキス調味料協会
全日本カレー工業協同組合
日本甘蔗糖工業会
日本分蜜糖工業会
沖縄県黒砂糖工業会
沖縄県黒砂糖協同組合
一般財団法人 日本米穀商連合会
全国精麦工業協同組合連合会
全国穀類工業協同組合
全国蕎麦製粉協同組合
一般社団法人 日本パン技術研究所
全日本パン協同組合連合会
一般社団法人 日本パン工業会
全国パン粉工業協同組合連合会
全日本菓子協会
全国菓子工業組合連合会
全国和菓子協会
一般社団法人 日本洋菓子協会連合会
協同組合全日本洋菓子工業会
日本マーガリン工業会
公益財団法人 日本食品油脂検査協会
全国澱粉協同組合連合会
全国乾麺協同組合連合会
全国製麺協同組合連合会
一般社団法人 日本即席食品工業協会
日本豆腐協会
一般財団法人 全国豆腐連合会
一般社団法人 日本冷凍食品協会
一般社団法人 日本惣菜協会

HACCP に沿った衛生管理で玉子焼きを生産する小規模事業者の協議会

全国調理食品工業協同組合

公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会

ひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会

全国椎茸商業協同組合連合会

全国蒟蒻原料協同組合

全国こんにゃく協同組合連合会

全国納豆協同組合連合会

一般社団法人 日本ピーナッツ協会

京都湯葉製造販売事業協同組合

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

一般社団法人 日本食品添加物協会

一般社団法人 全国清涼飲料連合会

一般社団法人 日本ミネラルウォーター協会

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会

日本酒造組合中央会

日本蒸留酒酒造組合

日本洋酒酒造組合

日本ワイナリー協会

全国地ビール醸造者協議会

全国味淋協会

全国みりん協議会

ビール酒造組合

全国茶商工業協同組合連合会

全国麦茶工業協同組合

一般社団法人 全日本コーヒー協会

全日本コーヒー商工組合連合会

日本冷凍事業協会

一般社団法人 中央酪農会議

一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会

一般社団法人 日本チェーンストア協会

全国乳業協同組合

全国酪農業協同組合連合会

全国食肉生活衛生同業組合連合会

全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会

日本成鶏処理流通協議会
一般社団法人 日本畜産副産物協会
チーズ普及協議会
全国食肉センター協議会
全国農協乳業協会
公益社団法人 日本食肉市場卸売協会
一般社団法人 発酵乳乳酸菌飲料協会
一般社団法人 日本植物油協会
一般社団法人 日本弁当サービス協会
全国青果物商業協同組合連合会
協同組合全国製粉協議会
全国商工会連合会
全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会
一般社団法人 日本厨房工業会
全国水産加工協同組合連合会
全国鰹節類生産者団体連合会
焼津鰹節水産加工業協同組合
日本製餡協同組合連合会
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会
全国ドレッシング類公正取引協議会
一般社団法人 日本食品機械工業会
一般社団法人 日本百貨店協会
日本生活協同組合連合会
全国生活衛生同業組合中央会
一般財団法人 食品産業センター
全国主食集荷協同組合連合会
公益社団法人 日本べんとう振興協会
一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

食品衛生法が改正されました

令和3年6月1日施行

- 食品衛生法は、飲食による健康被害の発生を防止するための法律です。
- 食を取り巻く環境の変化や国際化などに対応して食品の安全を確保するため、平成30年に改正を行いました。周知や経過措置の期間が終了し、令和3年6月1日から完全施行します。
- 営業許可申請、営業届出、リコール情報の報告はオンラインでの手続きが可能です。（詳細は裏面）

ハサップ

“HACCPに沿った衛生管理”を制度化



一般的衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を、原則として全ての食品等事業者に求めます。衛生管理計画を作成し、実施状況の記録を保管してください。

小規模事業者等は、厚生労働省ホームページで公表している手引書を参考に、簡略化したアプローチで取り組むことができます。

HACCP（ハサップ）

原料の受け入れから製造・調理、製品の出荷までの一連の工程や貯蔵、販売において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法

“営業許可制度”の見直しと“営業届出制度”の創設



営業許可制度の見直し

食中毒等のリスクや、食品産業の実態を踏まえ、営業許可が必要な業種の見直しを行いました。既存の営業者には業種に応じて、経過措置があります。

経過措置（例）

- ・新たに営業許可業種となる業種の営業者で、令和3年6月1日時点で営業している営業者の方は、営業許可の取得に3年の猶予期間があります。
- ・既存の営業許可は期限まで有効です（下記の届出業種となる場合は届出不要です）。

営業届出制度の創設

HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、食品等事業者を把握できるよう、営業の届出制度を創設しました。

「許可営業」と「届出対象外営業」以外の営業を営んでいる場合には、管轄の保健所に営業届出を行ってください。なお、許可営業者が届出営業も営む場合にも届出が必要です。

経過措置（例）

- ・令和3年6月1日時点で営業している営業者の方は令和3年11月30日までに届出を行う必要があります。

食品等の“リコール情報”の報告を義務化



営業者が食品等の自主回収（リコール）を行う場合に、自治体を通じて国へ報告する仕組みを作り、リコール情報の報告を義務化しました。営業者は、回収に着手した旨、回収の状況を所管の自治体に届け出なければなりません。

届出された情報は一覧化してホームページ等で公表されます。

食品衛生申請等システムの利用方法

Step 0 食品衛生申請等システムへアクセス

【URL】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



PCでのアクセスを推奨します。

スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。



iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

Android (Chrome) の場合

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

G BizIDまたは食品等事業者のアカウントを作成し、IDとパスワードを取得します。

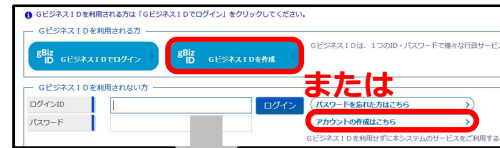
G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

通常のアカウント作成を選択すると、他の行政サービスでは利用できませんので、G BizIDの取得を推奨します。

① 上記URLまたはQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス



② G BizIDの作成またはアカウント作成を選択



③ 必要情報を入力し、登録



- 担当者基本情報
氏名、住所、連絡先等
- 食品等事業者基本情報
会社名、住所、連絡先等

Step 2 各種申請（届出）の手続き方法

① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン
※表面に記載のURLまたはQRコードからアクセス



② 目的の項目を選択



④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせをすることがあります。

③ 必要情報を入力

【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html



「ビジネスと人権」に関する行動計画（概要）

令和2年10月

「ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議」

第1章

行動計画ができるまで

1 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりと行動計画の必要性

- 「OECD多国籍企業行動指針」や「ILO多国籍企業宣言」の策定、国連グローバル・コンパクトの提唱といった中、**国連は「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持。G7・G20の首脳宣言でも行動計画に言及。**
- 投資家等の求めもあり、企業も人権尊重への対応が必要。**企業自らが、人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要。**
- 日本ではこれまで人権の保護に資する様々な立法措置・施策を実施し、企業はこれに対応。
- 「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを踏まえ、一層の取組が必要との観点から、政府として行動計画を策定。
- 新型コロナウイルス感染症の文脈においても、行動計画を着実に実施していく必要。

2 行動計画の位置付け

- 「指導原則」、「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO多国籍企業宣言」等を踏まえ作成。
- SDGsの実現に向けた取組の一つと位置付け。

3 行動計画の策定及び実施を通じ目指すもの

- 国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進
- 「ビジネスと人権」関連政策に係る一貫性の確保
- 日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上
- SDGsの達成への貢献

4 行動計画の策定プロセス

現状把握調査を含め、経済界、労働界、市民社会等との意見交換会を実施。令和2年2月に原案を作成し、パブリックコメントを実施。

第2章

行動計画

1 基本的な考え方

- (1) 政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する**理解促進と意識向上**
- (2) 企業の「ビジネスと人権」に関する**理解促進と意識向上**
- (3) 社会全体の人権に関する**理解促進と意識向上**
- (4) サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
- (5) 救済メカニズムの整備及び改善

2 分野別行動計画

→詳細は次頁。

第3章

政府から企業への期待

政府は、その規模、業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ、**人権デュー・ディリジェンスのプロセス**（※）を導入することを期待。

（※ 企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと。）

第4章

行動計画の実施・見直しに関する枠組み

行動計画期間は5年。毎年、関係府省庁連絡会議において実施状況を確認。ステークホルダーとの対話の機会を設け、その概要を公表。公表3年後に中間レビュー、5年後に改定。

第2章 2. 分野別行動計画

(1) 横断的事項

ア. 労働（ディーセント・ワークの促進等）

- ディーセント・ワークの促進
- ハラスメント対策の強化
- 労働者の権利の保護・尊重（含む外国人労働者、外国人技能実習生等）

イ. 子どもの権利の保護・促進

- 人身取引等を含む児童労働撤廃に関する国際的な取組への貢献
- 児童買春に関する啓発
- 子どもに対する暴力への取組
- スポーツ原則・ビジネス原則の周知
- インターネット利用環境整備
- 「子供の性被害防止プラン」の着実な実施

ウ. 新しい技術の発展に伴う人権

- ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉毀損等への対応
- AIの利用と人権やプライバシーの保護に関する議論の推進

エ. 消費者の権利・役割

- エシカル消費の普及・啓発
- 消費者志向経営の推進
- 消費者教育の推進

オ. 法の下での平等（障害者、女性、性的指向・性自認等）

- ユニバーサルデザイン等の推進
- 障害者雇用の促進
- 女性活躍の推進
- 性的指向・性自認への理解・受容の促進
- 雇用分野における平等な取扱い
- 公衆の使用の目的とする場所での平等な取扱い

カ. 外国人材の受入れ・共生

- 共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境整備の充実・推進

(2) 人権を保護する国家の義務に関する取組

ア. 公共調達

- 「ビジネスと人権」関連の調達ルール of 徹底

イ. 開発協力・開発金融

- 開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施

ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大

- 国際社会における「指導原則」の履行促進に努力
- 人権対話による「ビジネスと人権」の取組の推進
- 国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会課題の関係に関する議論への貢献
- 労働者など幅広い層の人々が恩恵を受けるEPA及び投資協定の締結に努力
- 日EU・EPAに基づく市民社会との共同対話

エ. 人権教育・啓発

- 公務員に対する「ビジネスと人権」の周知・研修
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発活動の実施
- 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の実施
- 中小企業向けの啓発セミナーの継続
- 人権尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰
- 教育機関等に対する、行動計画等の周知
- 行動計画の周知等における国際機関との協力

(3) 人権を尊重する企業の責任を促すための取組

ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進

- 業界団体等を通じた日本企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発
- 「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO宣言」及び「ILO多国籍企業宣言」の周知
- 在外公館や政府関係機関の現地事務所等における海外進出日本企業に対する、行動計画等の周知等
- 「価値協創ガイダンス」の普及
- 女性活躍推進法の着実な実施
- 環境報告ガイドラインに則した情報開示の促進
- 海外における国際機関の活動への支援

イ. 中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援

- 「ビジネスと人権」のポータルサイトによる中小企業への情報提供
- 中小企業を対象としたセミナーの実施
- 取引条件・取引慣行改善に係る施策

(4) 救済へのアクセスに関する取組

司法的救済及び非司法的救済

- 民事裁判手続のIT化
- 警察官、検察官等に対する人権研修
- 日本NCP（国別連絡窓口）の活動の周知とその運用改善
- 人権相談の継続
- 人権侵害の予防、被害の救済
- 個別法令等に基づく対応の継続・強化（労働者、障害者、外国人技能実習生を含む外国人労働者、通報者保護）
- 裁判外紛争解決手続の利用促進
- 開発協力・開発金融における相談窓口の継続

(5) その他の取組

- 途上国における法制度整備支援
- 質の高いインフラ投資の推進

「ビジネスと人権」に 関する行動計画 (2020-2025)

令和2年10月

ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議

目次

第1章 行動計画ができるまで(背景及び作業プロセス) P.2

- 1. はじめに～「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりと行動計画策定の必要性～ P.2
- 2. 行動計画の位置付け～「指導原則」等の国際文書及びSDGsとの関係～ P.5
- 3. 行動計画の策定及び実施を通じ目指すもの P.6
- 4. 行動計画の策定プロセス P.7

第2章 行動計画 P.7

- 1. 行動計画の基本的な考え方 P.8
- 2. 分野別行動計画 P.9
 - (1) 横断的事項 P.10
 - ア. 労働(ディーセント・ワークの促進等) P.10
 - イ. 子どもの権利の保護・促進 P.11
 - ウ. 新しい技術の発展に伴う人権 P.13
 - エ. 消費者の権利・役割 P.14
 - オ. 法の下での平等(障害者、女性、性的指向・性自認等) P.15
 - カ. 外国人材の受入れ・共生 P.17
 - (2) 人権を保護する国家の義務に関する取組 P.18
 - ア. 公共調達 P.18
 - イ. 開発協力・開発金融 P.19
 - ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大 P.20
 - エ. 人権教育・啓発 P.21
 - (3) 人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組 P.23
 - ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進 P.23
 - イ. 中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援 P.25
 - (4) 救済へのアクセスに関する取組 P.26
 - 司法的救済及び非司法的救済 P.26
 - (5) その他の取組 P.29

第3章 政府から企業への期待表明 P.30

第4章 行動計画の実施・見直しに関する枠組み P.31

- 別添1 「ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会」 構成員
「ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会」 構成員 P.32

別添2 参考資料 P.34

1

はじめに～「ビジネスと人権」に関する
国際的な要請の高まりと行動計画策定の必要性～

- (1) 経済発展における国際的な企業の役割の重要性が認識されていく中で、企業活動が社会にもたらす影響について関心が高まったことを受けて、企業に対し、責任ある行動が求められるようになった。1976年には、経済協力開発機構(OECD)行動指針参加国の多国籍企業に対して、企業に期待される責任ある行動を自主的に取ることを求める勧告を取りまとめた「OECD多国籍企業行動指針」、1977年には、社会政策と包摂的で責任ある持続可能なビジネス慣行に関して、企業に直接の指針を示す「国際労働機関(ILO)多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」(以下、「ILO多国籍企業宣言」という。)等の、企業活動に関する文書が策定された。
- (2) さらに、企業活動の人権への影響は社会にもたらす影響の一つであるとの認識が高まる中、企業活動における人権の尊重への注目も高まった。1999年には、企業を中心とした様々な団体が社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための自発的な取組として、「国連グローバル・コンパクト」が提唱された。グローバル・コンパクトが企業に対し実践するよう要請している4分野にわたる10原則のうち、2分野(6つの原則)は、「人権」及び「労働」である。¹ また、2005年、第69回国連人権委員会は、「人権と多国籍企業」に関する国連事務総長特別代表として、ハーバード大学ケネディ・スクールのジョン・ラギー教授を任命した。2008年に、ラギー特別代表は、「保護、尊重及び救済」枠組みを第8回国連人権理事会へ提出した。同枠組みは、企業と人権との関係を、(1)企業を含む第三者による人権侵害から保護する国家の義務、(2)人権を尊重する企業の責任、(3)救済へのアクセスの3つの柱に分類し、企業活動が人権に与える影響に係る「国家の義務」及び「企業の責任」を明確にすると同時に、被害者が効果的な救済にアクセスするメカニズムの重要性を強調し、各主体がそれぞれの義務・責任を遂行すべき具体的な分野及び事例を挙げている。さらに、ラギー特別代表は、「保護、尊重及び救済」枠組みを運用するため、2011年「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施(以下、「指導原則」という。)]」を策定した。この「指導原則」は、第17回国連人権理事会の関連の決議において全会一致で支持された。
- (3) 国際社会において、「指導原則」への支持は高まりつつある。2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、民間企業活動について、国連の「「ビジネスと人権に関する指導原則と国際労働機関の労働基準」、 「児童の権利に関する条約」及び主要な多国間環境関連協定等の締約国において、これらの取決めに

1 国連グローバル・コンパクトの10原則において、「人権」及び「労働」の項目では、以下の原則が掲げられている。

原則1：人権擁護の支持と尊重

原則2：人権侵害への非加担

原則3：結社の自由と団体交渉権の承認

原則4：強制労働の排除

原則5：児童労働の実効的な廃止

原則6：雇用と職業の差別撤廃

従い労働者の権利や環境、保健基準を遵守しつつ、民間セクターの活動を促進すること」が謳われた。2015年のG7エルマウ・サミットにおける首脳宣言には、「指導原則」を強く支持し、また各国の行動計画を策定する努力を歓迎する旨の文言が盛り込まれた。2017年7月のG20ハンブルグ首脳宣言においても、我が国を含むG20各国は、「指導原則」を含む「国際的に認識された枠組みに沿った人権の促進にコミット」し、「ビジネスと人権に関する行動計画のような適切な政策的な枠組みの構築に取り組む」ことを強調している。さらに、「指導原則」の成立を受けて、(1)に記載した「OECD多国籍企業行動指針」については、2011年の5回目の改定時に人権に関する章が追加され、「ILO多国籍企業宣言」についても、2017年の改定時に「指導原則」への言及が追加された。さらに、「ビジネスと人権」に関する国際的な動きとして、子どもの権利の分野では、「指導原則」を補完する文書として、国連児童基金(UNICEF)等が、「子どもの権利とビジネス原則」を策定し、企業活動を通して子どもの権利を守るための10の原則が示された。そのほか、児童の権利に関する条約や、社会権規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)など、複数の人権条約の委員会の一般的意見においても、「ビジネスと人権」の重要性が指摘されている。

- (4) こうした「ビジネスと人権」の理念に関する意識の高まりを受け、欧米諸国を中心に、各企業に対し、サプライチェーンも含め、人権尊重を求める法制を導入する動きが広がりつつある。また、市民社会、消費者においても企業に人権尊重を求める意識が高まっている。さらに、近年、サステナブル投資は拡大しており、機関投資家も、企業との建設的な目的を持った対話(エンゲージメント)に積極的に取り組んでいる。投資家は企業による人権分野の取組の情報開示と、それに基づく対話を期待している。この関連では、種々の金融分野の国際的なイニシアティブにおいても、「ビジネスと人権」の議題が取り上げられており、例えば、国連責任投資原則(PRI)は、ESG(環境・社会・ガバナンス)投資の「S(Social)(社会)」の主要な要素の一つとして人権を位置付けており、「ビジネスと人権」はESG投資の中でも重要な取組の一つとなっている。また、2020年には、PRIがSDGsに沿った成果を果たすための機関投資家向けの投資行動フレームワークをまとめている。さらに、PRIに加えて、国連持続可能な保険原則(PSI)、国連責任銀行原則(PRB)が策定されている。また、日本を含む各国の証券取引所は、国連持続可能な証券取引所(SSE)イニシアティブに参加し、市場におけるサステナビリティの推進に取り組んでいる。このように、企業に人権尊重を求める動きは、投資家のみならず、金融機関全般に広がりつつある。

- (5) さらに、オリンピック・パラリンピックを始めとする大型スポーツイベント、その他国際大会の開催に当たっても、「指導原則」の遵守を始めとする人権尊重が求められている。日本においては、2021年に開催が延期された2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）に向けて、日本企業の活動を含め日本における人権尊重の姿勢に国際的な関心が向けられており、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会として初めて、東京2020大会が「指導原則」に則った大会を目指し、準備が進められている。
- (6) このような国際的な潮流の中で、企業は、企業活動における人権尊重を求める声に、対応して行くことが求められている。特に、海外事業を展開する企業にとっては、事業実施国の法令遵守だけではなく、国際基準に照らして企業行動が評価される国際動向となっている。このため、企業は、そのサプライチェーンも含め、自ら事業における人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要に迫られている。
- (7) 日本では、これまでも、関係府省庁が、それぞれ人権の保護に資する様々な立法措置・施策を行い、企業はそれに対応してきている。例えば、(一社)日本経済団体連合会は、2017年11月に「企業行動憲章」を改定し、新たに人権尊重に関する原則を追加し、同憲章「実行の手引き」においては、グローバルな人権規範の理解、デュー・ディリジェンスと情報開示、包摂的な社会作りを通じた人権の増進を推奨している。中小企業においても、人的・物的資源に制約がある中、人を中心に捉えた経営を実践し、中小企業が地域社会と働く人々を大切にする経営に取り組んできている。また、日本企業は、これまでも海外への進出に際して日本らしい「技術」、「文化」、「人づくり」のアプローチの下で、良好な労使関係を通じた紛争の未然防止や改善につなげる労使慣行を始めとした、日本企業独特の取組で責任ある企業行動を実践してきている。
- (8) しかしながら、現在の「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを踏まえれば、一層の取組が必要と言える。この観点から、今般、日本政府として、「ビジネスと人権」に関する行動計画（以下、「行動計画」という。）を策定した。その中で、関係府省庁がこれまで個別に実施してきた人権の保護に資する措置を「ビジネスと人権」の観点から整理することで、関係府省庁間の認識の共有・理解促進を図り、今後の関係府省庁間の連携を促進しつつ、関係府省庁間の政策の一貫性を強化していく。企業に対しては、行動計画を広く周知することで、「ビジネスと人権」に関する一層の理解の促進と意識の向上を図ると共に、企業及び企業間での取組の連携強化を促す。日本政府としては、これらを通じて、責任ある企業活動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の信頼・評価を高め、国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上に寄与することを期待する。
- (9) 現在、新型コロナウイルス感染症は、国境を越えて広がり、この流行により引き起こされた経済・社会の混乱は、世界のいたるところで人権に影響を与え、特に、社会において最も脆弱な人々に打撃を与えている。こうした中、グテーレス国連事務総長は、新型コロナウイルス感染症への対応や回復期において人権を対策の中心に据えることを強調している。加えて回復期に向けて、「より強靱で、より平等で、包摂的で、持続可能な経済社会」の構築に焦点を当てている。

また、「ビジネスと人権」の分野では、国連「ビジネスと人権」作業部会がその声明の中で、新型コロナウイルス感染症の文脈においても「指導原則」が適用されると指摘し、責任ある企業行動を確保する政府の役割及び企業の人権尊重に焦点を当てる旨述べている。さらに、「[指導原則]の履行の実質的な推進が、将来の危機へのより良い準備」につながるとの考えを示しており、「指導原則」の趣旨を実現するためには「責任ある政府及び企業が先導しつつ、全ての関係者が関与するより良い連携」が必要である旨指摘している。新型コロナウイルス感染症のような世界的危機の文脈における責任ある企業行動の確保の必要性は、第44回国連人権理事会(2020年7月)でコンセンサス採択された「ビジネスと人権」決議においても認識されるなど、国際社会において広く共有されている。

新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、OECD及びILOは、新型コロナウイルス感染症により、労働条件に関するサプライチェーン及び会社運営における脆弱性が浮き彫りにされた旨指摘しており、このような国際社会の動きも踏まえ、政府として、人間の安全保障の理念に基づき、SDGs実現に向けた取組をより一層推進すべく、「指導原則」を履行し、責任ある企業活動の確保に向け、行動計画を着実に実施していく必要性がこれまで以上にありと考える。

2

行動計画の位置付け

～「指導原則」等の国際文書及びSDGsとの関係～

- (1) 政府は、「指導原則」を支持しており、行動計画の策定に当たっては、行動計画が「指導原則」の着実な履行の確保を目指すものとした。また、行動計画は、「指導原則」だけでなく、「OECD多国籍企業行動指針」や「ILO多国籍企業宣言」等の関連する国際文書も踏まえて策定した。
- (2) 第37回国連人権理事会(2018年3月)において採択された「2030アジェンダの実施と人権」決議(37/24)において示されたとおり、政府としては、SDGsの実現と人権の保護・促進は、相互に補強し合い、表裏一体の関係にあると考える。政府は、本行動計画の策定を、SDGsの実現に向けた取組の一つとして位置付けており、2019年12月のSDGs推進本部第8回会合で決定された「SDGs実施指針改定版」等に、行動計画を策定していくことを明記した。
- (3) 2018年6月に閣議決定された、我が国の成長戦略である「未来投資戦略2018—「Society5.0」[データ駆動型社会]への変革—」においても、行動計画の策定を通じて、企業に先進的な取組を促すこと、外国人の就労環境の改善を含む外国人の受入れ環境の整備を通じ、人権の保護を図っていくことに言及した。

3

行動計画の策定及び実施を通じ目指すもの

上記「1. はじめに～「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりと行動計画策定の必要性～」で述べたとおり、政府として、本行動計画を通じ、関係府省庁間の認識の共有・理解促進を図り、関係府省庁間の政策の一貫性を確保し、さらには、連携を高めていく。企業に対しては、行動計画を広く周知することで、「ビジネスと人権」に関する一層の理解の促進と意識の向上を図るとともに、企業及び企業間での取組の連携強化を促す。これらを通じ、責任ある企業活動の促進を図ることにより、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の信頼・評価を高め、国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上に寄与することを目的としている。より具体的には以下のとおり。

(1) 国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進

政府は、「指導原則」はもとより、国家の人権保護義務を基礎とし、我が国が締結している人権諸条約の遵守及び国際的に認められた原則（「労働における基本的な原則及び権利に関するILOの宣言」（以下、「ILO宣言」という。）に述べられている基本的権利に関する原則等）の尊重を含む国際社会に対する各種コミットメントの実施のための手段の一つとして、行動計画を策定する。また、国内外における責任ある企業活動の促進を図ることで、国の内外を問わず企業活動により人権への悪影響を受ける人々の人権の保護・促進に、ひいては国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献することを、本行動計画の目的とする。その際、社会的弱者になるリスク又は社会的に取り残されるリスクの高いグループに属する個人の権利とニーズ及び直面する課題に特に注意を払う。なお、本行動計画における「人権」とは、環境破壊による被害やサプライチェーンにおける人権尊重も考慮することとする。

(2) 「ビジネスと人権」関連政策に係る一貫性の確保

「ビジネスと人権」に関する社会的要請が高まる中、企業は、その活動において関連する法令を確実に遵守することが求められている。また、政府においては、関連する政策の一貫性を確保し、関係府省庁間の連携を強化することで、それら政策の効果を一層高めることを目指すべきと考える。このため、行動計画では、関連する法令、政策、今後の具体的な取組等を明確化し、関係府省庁間の連携を促すことを目的とする。

(3) 日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上

企業活動における人権尊重は、人権に対する悪影響に対処し、社会に貢献するとともに、企業リスク要因の回避・管理につながり、さらには、国際社会からの信頼を高め、グローバルな投資家等の高評価を得ることにもつながる。これを踏まえ、行動計画では、企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上に貢献することを目的とする。政府としては、日本企業が人権尊重の責任を果たし、また、効果的な苦情処理の仕組みを通じて問題解決を図ることを期待するとともに、そのような取組を進める日本企業が正当に評価を得る環境づくりも目指す。

(4) SDGsの達成への貢献

上記「2. 行動計画の位置付け～「指導原則」等の国際文書及びSDGsとの関係～」で記載したとおり、SDGsの達成と人権の保護・促進は表裏一体の関係にある。このため、行動計画の実施を通じて、「誰一人取り残さない」持続可能で包摂的な社会の実現に寄与することを目的とする。

4

行動計画の策定プロセス

- (1) 「ビジネスと人権」は、後述のとおり、幅広い分野にわたり、また、その関係者も多様である。このため、政府は、行動計画策定に当たり、我が国における「ビジネスと人権」を巡る状況を把握するとともに、政府として取り組み得る措置について包括的に検討することで、行動計画が、現実的かつ効果的なものとなるよう努めた。
- (2) 第一段階として、関係する全府省庁が参加する形で、企業活動に関連する我が国の法制度や施策等の現状整理を行い、その上で、実態を把握するため、経済界、労働界、法曹界、学术界、市民社会等の代表的な組織の参加を得て、計10回の意見交換会を実施した。なお、経済界からは、中小企業の参加も得ることで、日本社会の雇用全体の7割を占めている中小企業の意見を聴取することに努めた。
- (3) 当該ベースラインスタディ(現状把握調査)の結果を踏まえて、関係府省庁間の調整を図る連絡会議を設置し、また、幅広い意見を聴取することを目的とし、諮問委員会、作業部会を設置し、上記各界及び消費者団体等からの意見も踏まえつつ、議論を重ね、行動計画に盛り込む優先分野を特定し、行動計画を策定した。さらに、当該行動計画の策定においてパブリックコメントの募集や国内セミナーを行った。また、国連「ビジネスと人権」作業部会委員やOECD金融企業局・責任ある企業行動センター長等、海外からの有識者と意見交換をする機会も設けた。

第2章 行動計画

1

行動計画の基本的な考え方

第1章「3. 行動計画の策定を通じ目指すもの」に記載した目的を達成するためには、行動計画を通じて政府、企業等、幅広い関係者の行動を促しつつ、必要な制度の整備が必要となる。政府が関係者の理解と協力の下に本行動計画の実施に取り組む上で、特に重要と考える以下の5点を優先分野とする。

- (1) 政府、政府関連機関、地方公共団体等が「ビジネスと人権」に関する理解を促進し、意識を向上させていく上で、関連する法令、政策等の一貫性を確保し、かつ、関係府省庁間において連携を強化することが重要である。
- (2) 企業が、関連法令、政策等を理解・遵守するよう、企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上を図ることも必要である。特に人的・物的資源に制約のある中小企業の理解促進と意識向上が本行動計画の実効性を高める上で重要である。政府は、政府自身による啓発に加え、国際機関や様々なステークホルダー（利害関係者）が、企業向けに提供するツール等も企業の取組に貢献するとの認識の下、「ビジネスと人権」の分野における課題に対処する上で必要な情報に企業がアクセスできる環境の整備を図る必要があると考える。
- (3) 企業に対して、「ビジネスと人権」に係るより一層の取組を促すためには、社会全体としての人権に関する理解促進・意識向上も必要である。このため、政府は、従来から行われている人権教育、人権啓発の取組を継続していく。
- (4) 企業活動のグローバル化、多様化に伴い、国際社会は、企業に対し、企業内部での「ビジネスと人権」に関する取組の実施だけでなく、国内外のサプライチェーンにおける人権尊重の取組を求めており、企業はこの点に留意する必要がある。これを受け、国際機関の提供するツールの活用や既存の情報開示の枠組み、企業向けの情報提供の取組を活用しつつ、政府として、企業による人権尊重の取組を促す具体的な仕組みの整備に努めていく。
- (5) 企業活動において、人権侵害が生じた場合のために、まず、救済措置（司法的救済及び非司法的救済）が整備されているところ、政府として、引き続き司法的救済へのアクセス確保及び必要に応じた改善に向けて努めるだけでなく、個別法令に基づく相談窓口（労働者、障害者、消費者等）や、（株）国際協力銀行（以下、「JBIC」という。）ガイドライン、（独）国際協力機構（以下、「JICA」という。）環境社会配慮ガイドライン、（株）日本貿易保険（以下、「NEXI」という。）環境社会配慮のためのガイドライン、及びそれらに基づく異議申立手続や「OECD多国籍企業行動指針」に係る日本連絡窓口（以下、「日本NCP」という。）等、複数からなる非司法的救済に関する取組を活用し、アクセス確保及び必要に応じた改善に向けて努める。

2

分野別行動計画

本行動計画では、「指導原則」が、企業と人権との関係を「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」及び「救済へのアクセス」の3つの柱に分類していることを踏まえ、関連する取組を以下の3つの観点から分類し、体系立てて整理することとした。

人権を保護する国家の義務に関する取組

我が国が締結している人権諸条約や、「ILO宣言」に述べられている基本的権利に関する原則の尊重、促進及び実現を含む国際社会に対する各種コミットメントの実施を通じ、国際社会を含む社会全体における人権の保護・促進に貢献していくための取組を記載する。

人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組

「指導原則」では、人権を尊重する企業の責任という場合、まさに企業自身の取組を指すが、本項では、企業が人権を尊重する責任を果たすことを促す政府の取組を中心に記載する。

救済へのアクセスに関する取組

仮に、企業活動において人権侵害が生じた場合のために、司法的救済及び非司法的救済へのアクセスの確保を図っていくための取組を記載する。

他方、政府の取組の中には、上記の3つの観点のうち、複数の観点から、横断的に取り組むことが適切と考えられる事項があることを踏まえ、本項では、まず、それら「横断的事項」を記載し、その後、3つの観点の個別事項を記載することとする。それぞれの項目においては、今までの取組・関連施策の概略や基本的方向性を示し、その上で、今後行っていく具体的な措置を示す。

(1) 横断的事項

ア. 労働(ディーセント・ワークの促進等)

(既存の制度・これまでの取組)

これまでの取組として、労働分野においては、「ILO宣言」に述べられている基本的権利に関する4つの原則(①結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、②あらゆる形態の強制労働の撤廃、③児童労働の実効的な廃止、④雇用及び職業についての差別の撤廃)の尊重、促進及び実現のために労働政策を推進し、ディーセント・ワークの実現に努めてきた。例えば、国籍、人種、民族等による差別なく、労働者に適用される「労働基準法(昭和22年法律第49号)」、「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下、「男女雇用機会均等法」という。）」、「船員法(昭和22年法律第100号)」等の労働法令を通して労働者の権利の保護及び推進を図っている。

近年では、2019年の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号。以下、「労働施策総合推進法」という。)」等の改正により、事業主の職場におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務(相談体制の整備等)の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化(セクシュアルハラスメント等に関する相談をしたこと等を理由とする不利益取扱いの禁止等)を行っている。

グローバル化に伴い、外国人労働者の処遇について注目が集まっている中、外国人技能実習制度については、2017年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下、「技能実習法」という。)」や送出国政府と作成した二国間取決め等に基づき、技能実習制度の適正化及び技能実習生の保護を図っている。

(今後行っていく具体的な措置)

(ア) ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の促進((1)雇用の促進、(2)社会的保護の方策の展開及び強化、(3)社会対話の促進、(4)労働における基本的原則及び権利の尊重、促進及び実現等)

- ・「ILO宣言」に述べられている基本的権利に関する原則の尊重、促進及び実現のために労働政策を推進し、女性活躍の推進にも貢献するワーク・ライフ・バランスの確保も含むディーセント・ワークの実現に引き続き努めていく。【内閣府、厚生労働省】
- ・批准することが適当と認められる基本的なILOの条約及び他のILOの条約の批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払っていく。【内閣官房、人事院、総務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、防衛省】

(イ) ハラスメント対策の強化

- ・改正労働施策総合推進法等の履行確保を通じてハラスメントのない職場環境の実現に向けた取組を引き続き推進していく。【厚生労働省】

(ウ) 労働者の権利の保護・尊重(含む外国人労働者・外国人技能実習生等)

- ・外国人を雇用する事業主に対する労働法令の遵守及び「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(平成19年厚生労働省告示第276号)について、セミナー等を通じて事業主への周知徹底・意識啓発を図る。【厚生労働省】
- ・外国人労働者のために、都道府県労働局、ハローワーク、労働基準監督署において、多言語による対応を引き続き実施する。【厚生労働省】
- ・技能実習制度においては、平成29年から施行した技能実習法に基づく新たな制度の下、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制の導入、技能実習生への人権侵害の禁止規定や人権侵害を行った監理団体等への罰則規定の整備、外国人技能実習機構による実地検査の実施や技能実習生からの母国語相談・申告窓口の設置、二国間取決め等による制度の適正化を、ジェンダーの視点も踏まえつつ、引き続き実施する。技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームが取りまとめた改善方策を引き続き着実に実施するほか、技能実習生の失踪防止に向けた新たな施策の実施に取り組む。【法務省、外務省、厚生労働省】

イ. 子どもの権利の保護・促進

(既存の制度・これまでの取組)

これまでの取組として、政府は人間の安全保障基金や国際機関への拠出等を通じ、児童労働の撤廃につながる教育や人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策といった分野の取組を支援してきた。また、JICAの技術協力や様々な国連機関への拠出を通じ、主に東南アジア諸国の人身取引対策及び被害者保護の強化に向けた取組を支援してきた。さらに、政府は、人の密輸・人身取引及び国境を越える犯罪に関するアジア・太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への拠出・参加等を行ってきているほか、「オンラインの児童性的搾取撲滅のための WePROTECT世界連携」にも参画してきている。加えて、日本が議長国として取りまとめたG20大阪首脳宣言及びG20労働雇用大臣会合大臣宣言において、児童労働等を根絶することへのG20のコミットメントを再確認した。これらの取組に際しては、女性や少女が被害者に多く含まれていることを踏まえ、ジェンダーの視点にも十分に留意している。

国内においては、「子どもに対する暴力撲滅パートナーシップ(GPeVAC)」のパスファインディング国(参加国)として、市民社会及び企業等と共に「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の策定作業に着手している。同行動計画は、「子どもパブコメ」を通じて得られた子どもの意見を尊重し、策定作業に取り組んでいる。また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下、「青少年インターネット環境整備法」という。))及び基本計画に基づき、関係府省庁が協力して、フィルタリング等青少年保護に係る取組の充実等、青少年を取り巻くインターネット利用環境の整備に取り組んできている。さらに、東京2020大会までを視野に、「子供の性被害防止プラン」に基づき、児童買春、児童ポルノの製造等の子どもの性被害の撲滅に向けて取り組んでいる。

(今後行っていく具体的な措置)

(ア) 人身取引及び性的搾取を含む児童労働撤廃に関する国際的な取組への貢献

- ・「バリ・プロセス」への拠出・参加を含む国際社会等との協力の下、JICAの技術協力や様々な国連機関への拠出を通じた、ジェンダーの視点も踏まえた人身取引対策及び被害者保護の強化に向けた取組を引き続き支援していく。【外務省】
- ・国際機関等への拠出を通じた、児童労働の撤廃に向けた取組の支援を引き続き行っていく。【外務省、厚生労働省】

(イ) 旅行業法の遵守を通じた児童買春に関する啓発

- ・旅行業法(昭和27年法律第239号)の遵守を通じた児童買春に関する啓発及び、旅行者が児童買春を目的とするような不健全旅行に関与しないよう旅行業法に基づく立入検査を引き続き実施していく。【観光庁】

(ウ) 「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」を通じた取組

- ・「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の着実な実施を通じ、性的搾取等を含む国内の子どもに対する暴力撲滅に取り組んでいく。【内閣府、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省】
- ・「子どもに対する暴力撲滅基金」の人道分野への関与を通じ、海外における子どもに対する暴力をなくすための取組を推進していく。【外務省】

(エ) 関係業界・団体への「子どもの権利とスポーツの原則」の周知・啓発への協力

- ・国際会議での発信や、地方公共団体、学校、スポーツ団体等への本原則の趣旨の周知・普及啓発への協力を行っていく。【スポーツ庁、外務省】

(オ) 「子どもの権利とビジネス原則」の周知への協力

- ・関係機関等への本原則の趣旨の周知への協力を行っていく。【内閣府、外務省】

(カ) 青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備に向けた施策の着実な実施

- ・「青少年インターネット環境整備法」及び「青少年インターネット環境整備基本計画」に基づいて、青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向けて引き続き取り組んでいく。【内閣府】

(キ) 「子供の性被害防止プラン」に基づく施策の着実な実施

- ・国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際連携、被害に遭うことなく成長するための児童及び家庭の支援、ツールに着目した被害の予防・拡大防止対策の推進、被害児童の迅速な保護及び適切な支援、取締りの強化と加害者の更生、被害に遭わない

社会の実現のための基盤の強化に引き続き取り組んでいく。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

ウ. 新しい技術の発展に伴う人権

(既存の制度・これまでの取組)

これまでの取組として、インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害等の人権侵害情報について政府関係機関に相談が寄せられた場合、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言しているほか、人権侵害情報による被害の回復を被害者自ら図ることが困難な場合には、プロバイダ等に対する当該情報の削除を要請するなど被害の救済に努めている。こうした取組に際しては、ジェンダー平等の視点と多様性・包摂性への配慮にも十分留意している。

また、ヘイトスピーチを含む差別問題について、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)」等の法律の趣旨等を踏まえ、インターネット上のものを含む差別の解消に向けた取組を推進している。

人工知能(AI)の発展に関しては、AI戦略実行会議の下、AIをより良い形で社会実装し共有するための基本原則を検討するため、「人間中心のAI社会原則会議」を設置した。その検討の結果、2019年3月に、3つの基本理念と7つの原則からなる「人間中心のAI社会原則」が策定された。

(今後行っていく具体的な措置)

(ア) ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害等への対応

・インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害等の人権侵害事案を認知した場合には、当該情報の削除等をプロバイダ等に要請するなどの取組を引き続き実施する。

【総務省、法務省】

(イ) AIの利用と人権に関する議論の推進

・AIが社会に受け入れられ適正に利用されるよう、人権尊重の観点も含め、「人間中心のAI社会原則」の定着に努めていく。【全府省庁】

(ウ) AIの利用とプライバシーの保護に関する議論の推進

・国際会議等において、AIの利用とプライバシーの保護に関する議論の推進に努めていく。

【個人情報保護委員会、経済産業省】

第2章 | 行動計画

Ⅰ. 消費者の権利・役割

(既存の制度・これまでの取組)

SDGsの12番目の目標に「持続可能な生産消費形態を確保する」ことが掲げられているように、持続可能な経済社会の形成に向けては、企業や行政だけではなく、消費者の行動も欠かせない。政府としては、消費者の利益の擁護及び増進のために国、地方公共団体、事業者の責務等を記載した「消費者基本法」(昭和43年法律第78号)等に基づき、消費者の権利の実現に努めている。地域活性化や雇用等を含む、人や社会・環境に配慮した消費行動「倫理的消費(エシカル消費)」の普及に当たっては、子ども向けワークショップや啓発ツール(リーフレット、ポスター、動画)において、児童労働や環境問題等の社会的課題を説明しながら、その課題解決につながる消費行動を紹介してきている。また、消費者の行動変容を促すような社会的責任を自覚した事業活動を行う「消費者志向経営」の推進に取り組んできている。さらに、「消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号。以下、「消費者教育推進法」という。)」に基づき、消費者市民社会の形成に向けて、学校教育及び社会教育を通じて、消費者教育を推進してきている。

(今後行っていく具体的な措置)

(ア) エシカル消費の普及・啓発

- ・ 様々な主体が実施するエシカル消費に関連するイベントでの普及啓発の実施、HPでのイベント情報の発信や事例紹介、パンフレットや教材の作成等を社会的課題(背景)についても理解を促すような形で引き続き実施していく。【消費者庁】

(イ) 消費者志向経営の推進

- ・ 事業者が消費者志向経営を行うことを自主的に宣言し、宣言に基づき取り組み、その結果を公表する「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」を引き続き実施していく。また、消費者志向経営の推進を図るため、「消費者志向経営優良事例表彰」を実施していく。【消費者庁】

(ウ) 消費者教育の推進

- ・ 消費者教育推進法に基づき、消費者市民社会の形成に向けて、消費者が自らの利益の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動できるようにその自立を支援するとともに、学校、家庭、地域、職域、その他多様な主体の連携を通して、消費者教育の推進を引き続き支援していく。【消費者庁、文部科学省】

オ. 法の下での平等(障害者、女性、性的指向・性自認等)

(既存の制度・これまでの取組)

日本国憲法は法の下での平等を原則としており、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないものと定めており、下記のとおり、各種法令において差別の禁止が定められている。

障害者に対しては、我が国は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下、「障害者差別解消法」という。)」において、行政機関等及び事業者に対し、障害があることを理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供をしなければならない旨規定している(事業者の合理的配慮の提供は努力義務)。「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下、「障害者雇用促進法」という。)」においては、雇用の分野における障害があることを理由とした差別の禁止及び合理的配慮の提供を事業主に義務付けている。

女性に関しては、男女雇用機会均等法において、雇用管理の各ステージにおける労働者に対する性別を理由とする差別を禁止しているほか、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下、「女性活躍推進法」という。)」を通じ、職業生活における女性活躍推進に関する取組を促している。

さらに、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)では、男女共同参画社会を実現するための柱の一つに、「男女の人権の尊重」を掲げている。また、同法に基づき、男女共同参画基本計画を策定し、関連の施策を実施してきている。国際的にも、G7やG20等の各種宣言において、女性のエンパワーメントの促進を支持するとともに、「国際女性会議 WAW!」を開催するなど、女性活躍の更なる推進に向けて取り組んできている。

また、職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進するため、性的指向・性自認に関する企業の取組事例等を調査する事業を実施し、調査結果等をまとめた報告書・事例集を作成・公表した。

日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々に関しては、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)」において、アイヌであることを理由とする差別等を禁止するなどしている。

雇用分野では、憲法第22条は、「何人も、公共の福祉に反しない限り、(中略)職業選択の自由を有する」旨規定しているほか、「職業安定法(昭和22年法律第141号)」においては、「何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる」、「船員職業安定法(昭和23年法律第130号)」において、「その能力及びその有する免状若しくは証書、その受けた訓練又はその経験による資格に応じ、適当な船舶における船員の職業を自由に選択することができる」ことが定められており職業選択の自由が保障されている。

住居及び公衆の使用を目的とする場所又はサービス(ホテル、飲食店、喫茶店、映画館、運送機関の利用)等の分野では、それぞれ特定の利用者に対する不当な差別的取扱いが禁止されている。

第2章 | 行動計画

(今後行っていく具体的な措置)

(ア) ユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進

- ・ 障害者差別解消法に基づき、各種広報・啓発活動の推進などの取組を進めていく。

【内閣府】

- ・ 交通・観光・流通・外食業界等における全国共通の接遇マニュアル等の策定・普及、研修の実施等を通じた全国における心のバリアフリーの展開を推進していく。【観光庁】
- ・ 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正等、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第28号)」の着実な実施を通じ、全国のバリアフリー水準の底上げを図っていく。【国土交通省】
- ・ 障害の有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するため、各種人権啓発活動を実施していく。【法務省】

(イ) 障害者雇用の促進

- ・ 令和元年の改正障害者雇用促進法において導入した、公務部門に対する措置として、国及び地方公共団体の機関の任命権者による障害者活躍推進計画の作成・公表義務等、また、民間の事業主に対する措置として、障害者雇用に関する取組が優良な中小事業主に対する認定制度及び週所定労働時間が一定の範囲内の短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金制度の創設等を通じ、障害者の活躍の場の拡大等の取組を推進していく。【厚生労働省】
- ・ 障害者雇用においては、複合的な人権侵害を被りやすい当事者(例えば、障害のある女性)に配慮をしていく。【厚生労働省】

(ウ) 女性活躍の推進

- ・ 女性活躍を通じた経済成長の意義を広く示し、ビジネス上の成果を共有していく。【内閣府、外務省、経済産業省】
- ・ 男女双方がワーク・ライフ・バランスを実現するため、ケアワークの平等な分担を推進する。【内閣府、厚生労働省】

(エ) 性的指向・性自認に関する理解・受容の促進

- ・ 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動等を、職場におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記する等したパワーハラスメントの防止のための指針の内容の周知啓発等により、改正労働施策総合推進法の着実な施行を図る。【厚生労働省】

(オ) 雇用の分野における平等な取扱い

- ・職業紹介、職業指導等については、職業安定法において、「何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分・・・等を理由として、職業紹介、職業指導(船員職業安定法においては部員職業補導)等について、差別的取扱を受けることがない」旨規定しており、公共職業安定所(船員については地方運輸局)は、同機関を通じて求人者の申込みを行っている事業所に対し、人種・民族の差別なく就職の機会均等を確保するための指導・啓発を引き続き実施していく。【厚生労働省、国土交通省】
- ・公正な採用選考に関する啓発活動として、応募者に広く門戸を開き、職務に対する適性・能力のみを採用基準にすること等を記載した事業主向け啓発パンフレットを作成し、HP上に公表しているほか、ハローワーク等で開催される事業主向けの公正採用選考に係る研修会にて説明する等の取組を引き続き実施していく。【厚生労働省】

(カ) 公衆の使用を目的とする場所又はサービスにおける平等な取扱い

- ・特定の人種・民族であること、男性同士・女性同士であることのみを理由として宿泊を拒否すること等を認めていない「旅館業法(昭和23年法律第138号)」等に則って引き続き着実に実施していく。【厚生労働省】
- ・宿泊料金、飲食料金その他の登録ホテル・旅館において提供するサービスについて、訪日外国人旅行者又は訪日外国人旅行者とその他顧客との間で不当な差別的取扱いを禁止する国際観光ホテル整備法施行規則(平成5年運輸省令第3号)を着実に実施していく。【観光庁】

カ. 外国人材の受入れ・共生

(既存の制度・これまでの取組)

近年、日本に在留・就労する外国人は増加しており、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現を目指す必要性が一層高まっている。こうした中、政府は、条約難民や第三国定住難民を含め、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを受取り安心して生活することができる環境を全力で整備していくために、平成30年12月に、関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(以下、「総合的対応策」という。)を決定し、令和元年6月には、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」(以下、「充実策」という。)を取りまとめた。同年12月には、充実策の方向性に沿って、総合的対応策の改訂を行い政府一丸となって関連施策を着実に推進してきた。

さらに、令和2年7月には、これまでの関連施策の実施状況も踏まえ、外国人材の受入れ環境整備を更に充実・推進させる観点から総合的対応策を改訂した。

(今後行っていく具体的な措置)

共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境整備の充実・推進

- ・ 共生社会の実現に向けて、関係者の声を聴きながら、「ビジネスと人権」に資する関連施策も含め「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」に盛り込まれた生活の様々な場面に関する施策について、引き続き着実に実施・推進し、社会に発信していく。【内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、公正取引委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

(2) 人権を保護する国家の義務に関する取組

ア. 公共調達

(既存の制度・これまでの取組)

これまでの取組として、我が国の公共調達手続については、「会計法(昭和22年法律第35号)」を始めとする諸法令の下、国際約束の履行を含めて適正に実施してきている。

特に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下、「障害者優先調達推進法」という。）」、女性活躍推進法、「暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律(平成3年法律第77号)」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下、「グリーン購入法」という。)」に基づき、企業に対し、人権・環境尊重に係る意識の向上を促してきている。

また、令和元年の「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」の改正により、発注者の責務として、適正な工期設定や施工時期の平準化等が規定されるとともに、公共工事に関する調査等についても、広く本法律の対象として位置付けられた。さらに、同年に「建設業法(昭和24年法律第100号)」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)」があわせて改正され、長時間労働の是正(工期の適正化等)や現場の処遇改善等、建設業における働き方改革が進められている。

(今後行っていく具体的な措置)

苦情処理手続を含めた「ビジネスと人権」に関連し得る調達ルール of 徹底(障害者優先調達推進法に基づく取組、女性活躍推進法第24条に基づく公共調達に関する取組、暴力団排除に関する取組)

- ・ 障害者優先調達推進法の着実な実施を通じ、障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進を引き続き図っていく。【全府省庁】

- ・「公共事業等からの暴力団排除の取組について」（平成21年12月4日付け暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム申合せ）等に基づき、公共事業等からの暴力団排除の取組を引き続き推進していく。【全府省庁】
- ・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等に基づき、国や独立行政法人等が価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う際に、女性活躍推進法に基づく認定等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を引き続き加点评価していく。【内閣府】
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及びこれらに基づく指針等の趣旨の浸透に向けて、建設業の働き方改革等を引き続き推進していく。【国土交通省】

イ. 開発協力・開発金融

（既存の制度・これまでの取組）

2015年に閣議決定された「開発協力大綱」では、開発協力の基本方針の一つとして基本的人権を含め人間の安全保障の推進を掲げている。また、開発協力の適正性を確保すべく被援助国の基本的人権の保障を巡る状況に十分注意を払うことを定めており、その適切な運用に努めてきている。開発協力事業を実施する際には、国際人権諸条約を始めとする国際的に確立した人権基準を尊重するとともに、女性、先住民族、障害者、マイノリティ等の社会的に脆弱な立場にある者の人権について、これまでも特に配慮してきているが、更なる取組に努める。

JICA、JBIC、及びNEXIは、環境社会配慮のためのガイドラインを導入している。また、必要な情報開示、及び関連する苦情処理手続を導入し、その事業の人権、環境及び社会への影響に配慮してきている。契約要件として、JICAの有償及び無償資金協力事業において使用されているそれぞれの標準入札図書においては、人権尊重も含まれる当該国の労働関連法令遵守を契約条項として明記するなど、取り組んでいる。

JBICでは「環境社会確認のためのJBICガイドライン」において、対象プロジェクトに求める環境社会配慮として、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響だけでなく、人権の尊重を含む社会的関心事項等についてもそのスコープとしていることに加え、JBICとして借入人等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合には融資契約等を通じた働きかけ等の取組を行っている。

また、国連安全保障理事会決議第1325号及び関連決議を履行するために策定した「女性・平和・安全保障に関する行動計画」においても、平和・安全保障分野、人道支援、復興の全ての活動における女性の参画、エンパワーメント、女性のニーズを踏まえた対応、ジェンダー平等促進、女性の人権保護の要素が含まれている。

(今後行っていく具体的な措置)

開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施

- ・ JICAでは、「環境社会配慮ガイドライン」を定め、相手国等の法令や基準等を遵守するのみならず、世界銀行のセーフガードポリシー等と大きな乖離がないことを確認し、協力事業の実施に当たり国際的に確立した人権基準の尊重及び環境社会配慮を継続していく。特に、協力事業に対し社会的に適切な方法で合意が得られるよう、情報を公開した上で地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を行い、また、その際は社会的弱者について適切な配慮がなされるよう引き続き留意する。【外務省】
- ・ JBICでは、「環境社会配慮確認のためのJBICガイドライン」を、環境社会配慮全般及び人権に関する国際的な枠組みの中での議論、並びに公的輸出信用政策と環境保護政策との一貫性を求める「公的輸出信用と環境社会デュー・ディリジェンスに関するコモンアプローチ」等のOECDでの議論等を踏まえて策定した。上記JBICガイドラインの見直しは、上記議論等の進展を勘案しつつ、我が国政府、開発途上国政府等、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞きながら、透明性を確保して行っていく。【財務省】
- ・ NEXIでは、2015年の「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」改訂に際しては、検討すべき環境社会配慮の範囲に人権の尊重を含むことを明確化したことを踏まえ、引き続きガイドラインに基づき適切な環境社会配慮確認に努め、必要がある場合にはガイドラインの見直しを行っていく。【経済産業省】
- ・ 調達要件、審査や選定、契約条件等、調達における一連の流れにおいて、引き続き、人権尊重への取組を推進していく。【外務省、財務省】
- ・ ジェンダーの視点からは、「女性・平和・安全保障に関する行動計画」において、特に開発協力分野も含めた「IV人道・復興支援」の取組が「ビジネスと人権」の文脈に該当する。我が国の支援の実施においてJICA事業や国連機関等の事業で企業と連携をする場合に、引き続き、ジェンダーの視点を盛り込んでいく。【外務省】

ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大

(既存の制度・これまでの取組)

我が国は、普遍的価値である基本的人権を保護・促進することを基本とし、国際人権諸条約の国内的な実施に取り組んできた。国連人権理事会及び国際人権諸条約機関の活動・議論に積極的に参加し、国連人権メカニズムを始めとした国際社会における人権の保護・促進にも貢献するとともに、幾つかの国とは人権対話も実施してきた。

企業活動に直接関わる分野においては、我が国が署名、締結した一部の経済連携協定及び投資協定では、世界貿易機関(WTO)等の貿易ルールと整合的な形で、労働、環境等の社会課題に関する条文を取り入れ、適切な労働基準・条件の確保や環境保護といった価値を尊重すべきことについて、締約国間の共通の理解を促進してきた。例えば、環太平洋パートナーシップに関する包括的

第2章 | 行動計画

及び先進的な協定(TPP11協定)では独立の「労働」章、「環境」章や女性参加に関する規定を、また、日EU経済連携協定(EPA)では「貿易及び持続可能な開発」章を設けている。また、日EU・EPAでは、市民社会との共同対話を開催すること等を定め、貿易と持続可能な開発、環境、労働といったテーマについての意見交換を通じ、市民社会が一定の役割を果たすことを定めている。

(今後行っていく具体的な措置)

- (ア) 人権理事会等の国連人権メカニズムにおける議論を通じた国際社会における「指導原則」の履行促進への努力【外務省】
- (イ) 諸外国との人権対話を通じた「ビジネスと人権」に係る取組の推進【外務省】
- (ウ) OECD、世界銀行等の国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会課題の関係に関する議論に対する引き続きの貢献【外務省、財務省、経済産業省】
- (エ) 産業界のみならず、労働者等の幅広い層の人々が恩恵を受ける経済連携協定及び投資協定の締結への継続的な努力【外務省、財務省、農林水産省、経済産業省】
- (オ) 日EU・EPAに基づく、市民社会との共同対話を今後も定期的実施(2020年1月に第1回会合を開催)【外務省】

エ. 人権教育・啓発

(既存の制度・これまでの取組)

我が国では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)」に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」を定め、様々な形で人権教育・啓発に取り組んできた。特に、中小企業向けの人権教育・啓発セミナー等も全国各地で行い、企業向けに広く「ビジネスと人権」に関する啓発を行ってきた。

企業の行動を促す上では、さらに、広く社会に「ビジネスと人権」に対する理解を定着させることも重要であり、その点につき、市民社会や法曹界等が重要な役割を果たしてきている。

第2章 | 行動計画

(今後行っていく具体的な措置)

(ア) 公務員に対する「ビジネスと人権」に関する周知・研修

- ・関係府省庁において実施する職員向け講義にて、「ビジネスと人権」の分野の取扱いを検討していく。【全府省庁】
- ・公務員を対象とする人権に関する研修会等において、「ビジネスと人権」を含む各種人権課題に関して周知していく。【法務省】

(イ) 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発を実施

- ・「ビジネスと人権」における各種人権課題を認識しつつ、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発活動を引き続き実施していく。【法務省、文部科学省、関係府省庁】
- ・企業向け人権研修への講師派遣や人権啓発冊子・ビデオの配布・貸出し等の人権啓発活動を実施していく。【法務省】

(ウ) 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の更なる実施等

- ・人権教育啓発推進センターの活用や民間企業と連携・協力した人権教室等の人権啓発活動の更なる実施を推進していく。【法務省】

(エ) 中小企業向けの人権・啓発セミナーの継続

- ・「人権啓発支援事業」として、企業に対する人権教育・啓発セミナーを、中小企業等を対象に引き続き実施していく。【経済産業省】

(オ) 人権の尊重を含む社会的課題に取り組む企業を表彰

- ・企業が、社会的課題に取り組む責任を有するとともに貢献可能であることを広く社会が認知することが重要という観点から、人権の尊重を含む社会的課題に取り組む企業を表彰する。【消費者庁、法務省、関係府省庁】

(カ) 教育機関等関連機関に対する、行動計画等の周知

- ・人権尊重の意識を高める教育について、学校教育においては、持続可能な社会の創り手の育成も目指している新学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、地域の実情や発達段階に応じながら学校教育活動全体を通じて、また、社会教育においては、地域の実情に応じ、地域の学習の拠点である公民館等の社会教育施設において、それぞれ行われており、引き続きそれらの取組を推進する。【文部科学省】

(キ) 行動計画の周知や「ビジネスと人権」に関する啓発における国際機関との協力

- ・国際機関と協力しつつ、本行動計画等の周知・普及啓発を実施していくことにより、社会全体としての人権に関する理解促進・意識向上を図っていく。【外務省、厚生労働省、経済産業省】

(3) 人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組

ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進

(既存の制度・これまでの取組)

責任ある企業行動に対する関心の高まりの中で、日本も参加する「OECD多国籍企業行動指針」では、2011年の改訂に際して、企業の人権尊重責任に関する章を新設している。また、OECDは、デュー・ディリジェンスの実施に関し、鉱物、農業、衣料等の産業分野別にガイダンスも作成している。2018年には、分野を問わず企業が利用できる実用的なツールとして「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を公表した。日本政府は、企業に対し、同行動指針及びガイダンスの普及活動を行ってきた。

また、ILOにより、人権デュー・ディリジェンスを相互補完する取組として、サプライチェーンを通じたディーセント・ワークの実現に向けた指針である「ILO多国籍企業宣言」を踏まえた企業とステークホルダーとの対話・協働が推進されている中、政府は同宣言の周知を行ってきた。

我が国においては、「スチュワードシップ・コード」や「コーポレートガバナンス・コード」において、ESG要素を含むサステナビリティに関する取組を促す観点から、投資先企業の状況の把握や企業による情報開示について言及されている。さらに、本年3月に再改訂された「スチュワードシップ・コード」においても、機関投資家と企業間の対話において、サステナビリティを考慮することについても盛り込まれている。また、企業による自主的・自発的なESG／非財務情報に関する対話・開示の手引きとして「価値協創ガイダンス」が公表されている。

また、女性活躍推進法に基づき、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は、(1)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2)状況把握・課題分析を踏まえた数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、(3)自社の女性の活躍に関する情報の公表を行うことが義務付けられている。2019年5月の女性活躍推進法の一部改正により、これらの取組が強化された。

環境面では、環境報告ガイドラインの策定を通じて企業の取組を促進してきた。令和2年8月には、環境報告ガイドラインの記載事項である、リスクマネジメントやバリューチェーンマネジメントに関連して環境デュー・ディリジェンスを行う場合の留意点等を含んだ手引書「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECDガイダンスを参考に～」を発行した。同手引書では、環境問題への対応には人権と不可分なものもあると考えられるとし、責任ある企業行動の一環として、あるいは、人権と不可分なものとして、環境デュー・ディリジェンスが求められる動きがあることを説明している。

普及・支援活動では、企業向けに、(独)日本貿易振興機構(JETRO)アジア経済研究所や(一財)企業活力研究所といった関係機関による調査研究を実施し、その成果を発表してきた。

海外に展開する日本企業に対しては、企業への海外展開支援の強化のため、在外公館に日本企業支援窓口(日本企業支援担当官)を設置し、現地で活動する日本企業の支援を実施してきた。

国際機関では、ILOは、「ILOビジネスのためのヘルプデスク」を通じ、企業の労使双方に、国際労働基準により良く整合した事業展開や、良好な労使関係を築くための情報を提供している。

上記取組に加え、採取産業透明性イニシアティブやIUU(違法・無報告・無規制)漁業対策等の国際的な取組が行われ、日本も積極的に貢献してきた。

(今後行っていく具体的な措置)

(ア) 業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発

- ・業界団体等を通じた、企業等への本行動計画の周知・サプライチェーンにおけるものを含む人権デュー・ディリジェンスに関する啓発を実施していくことにより、責任ある企業行動の促進を図っていく。【全府省庁】

(イ) 「OECD多国籍企業行動指針」の周知の継続

- ・企業の責任ある行動を促進するため、関係機関と協力しつつ、「OECD多国籍企業行動指針」の周知を継続する。【外務省、厚生労働省、経済産業省】

(ウ) 「ILO宣言」及び「ILO多国籍企業宣言」の周知

- ・関係府省庁等のウェブサイト等において、関係機関と協力しつつ、周知を継続する。【厚生労働省】

(エ) 在外公館や政府関係機関の現地事務所等における海外進出日本企業に対する、行動計画の周知や人権デュー・ディリジェンスに関する啓発

- ・現地関係機関・団体等との協力も視野に、在外公館において、行動計画の周知や人権デュー・ディリジェンスの啓発を図っていく。その際、女性や子どもを始めとする社会的弱者を含むサプライチェーンにおける労働者の人権保護の課題に十分留意する。【外務省、財務省、経済産業省】

(オ) 「価値協創ガイダンス」の普及

- ・投資家と企業経営者のESG / 非財務情報に関する対話・開示の手引きであり、企業の自主的・自発的な取組の「指針」として活用できる「価値協創ガイダンス」の普及に引き続き努める。【経済産業省】

(カ) 女性活躍推進法の着実な実施

- ・2019年通常国会で可決・成立した改正法では、行動計画の策定及び情報公表の義務対象を常時雇用する労働者101人以上の事業主まで拡大し、301人以上の事業主に対しては情報公表の強化を行った。(2020年6月1日施行。対象拡大は2022年4月1日施行。) 今後、改正法の円滑な施行に向けて、改正内容の周知徹底や中小企業に対する行動計画の策定支援等を行っていく。【厚生労働省】

(キ) 環境報告ガイドラインに即した情報開示の促進

- ・令和2年8月に発行した環境デュー・ディリジェンスに関する手引書の普及等を通じて、環境デュー・ディリジェンスの理解、情報開示の促進に努める。【環境省】

(ク) 海外における国際機関の活動への支援

- ・ILOへの拠出を通じ、サプライチェーン末端の労働者のディーセント・ワークの促進等の取組及び好事例の普及を引き続き支援する。【厚生労働省、関係府省庁】

イ. 中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援

(既存の制度・これまでの取組)

中小企業は、雇用の大部分を支え、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献するとともに、サプライチェーンを担うなど、日本経済において重要な役割を担っている。中小企業の中には、規模、業種、業態等において多様な企業が存在しており、こうした中小企業の声も聞きながら、「ビジネスと人権」に関する取組を行っていく。また、政府として、中小企業での理解・実行を広げていくために啓発を実施するとともに、中小企業が置かれた取引上の立場にも配慮することが必要である。

(今後行っていく具体的な措置)

(ア) 「ビジネスと人権」に関するポータルサイト構築を通じた中小企業への情報提供

- ・「ビジネスと人権」に関する情報を一元化したポータルサイトを整備し、中小企業に対し、「ビジネスと人権」に関する取組を促していく。【外務省】

(イ) 経済団体・市民社会等と協力して、中小企業を対象としたセミナーを実施

- ・「人権啓発支援事業」として、企業に対する人権教育・啓発セミナーを、中小企業等を対象に引き続き実施し、人権デュー・ディリジェンスについても理解を高めていく。【経済産業省】

(ウ) 取引条件・取引慣行改善に係る施策

- ・本来、親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないように、取引条件・取引慣行改善に引き続き取り組む。【経済産業省】

(4) 救済へのアクセスに関する取組

司法的救済及び非司法的救済

(既存の制度・これまでの取組)

企業による人権侵害に対する救済措置としては、「刑法(明治40年法律第45号)」及び「民法(明治29年法律第89号)」を始め、「製造物責任法(平成6年法律第85号)」、「労働審判法(平成16年法律第45号)」等関連する法令に基づき、刑事責任の追及、損害賠償請求や、行政措置等によりアカウントビリティの確保及び救済が図られる。

こうした救済へのアクセスに関連して、日本司法支援センター(法テラス)では、資力の乏しい国民や我が国に住所を有し適法に在留する外国人に対し、無料法律相談等の支援を実施し、司法的救済へのアクセス確保に努力してきている。

非司法的救済では、個別法令に基づく相談窓口(労働者、障害者、消費者等)や、JBICガイドライン、及びJICA環境社会配慮ガイドライン、NEXI環境社会配慮のためのガイドラインに基づく異議申立手続や国際的枠組みに基づく「OECD多国籍企業行動指針」に係る日本NCPを設置している。

また、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)」に基づき、民間紛争解決手続(民間事業者が行う調停、あっせん等)の業務に関し認証を行い、また、その利用に関して、所定の要件の下に、時効の完成猶予、訴訟手続の中止等に係る特例を定めて、その利便性の向上を図っている。さらに、法務局・地方法務局等における人権相談及び調査救済手続を実施してきている。

また、個別法令に基づく対応として、労働者、障害者等の分野で枠組みが設けられている。

さらに、「消費者安全法(平成21年法律第50号)」に基づき、苦情相談や苦情処理のためのあっせん等を実施してきている。

(今後行っていく具体的な措置)

(ア) 民事裁判手続のIT化

- ・ 訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、関係者の現実の出頭を要しないウェブ会議等を利用した争点整理や証拠調べ等の実現を図り、国民の司法アクセスが向上するよう、法制審議会における調査審議を踏まえ、民事訴訟法等の改正を行う。【法務省】

(イ) 警察官、検察官等に対する人権研修²

- ・ 警察学校において、新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対して、人権の国際的潮流等を含めた各種人権課題についての教育を引き続き実施していく。【警察庁】

² なお、裁判所においても、裁判官の研修を担当する司法研修所において、人権諸条約や国際人権法を含む各種人権に関する研修を行っている。

- ・ 検察官に対し、その経験年数等に応じて行う各種研修において、人権諸条約や犯罪被害者等をテーマとした講義を実施するなど、広く人権に関する理解の増進に引き続き努めていく。【法務省】
- ・ 出入国在留管理庁関係職員を対象に、在職年数に応じて実施している研修において、人権関係法規、人権擁護の現状及び人身取引関係の講義等を引き続き実施していく。また、業務の中核となり、実務に携わる職員等を対象とした研修において、人権に関する諸条約、人身取引対策等について講義を実施する等し、人権問題に関する知識を深め、適切な業務処理に資する人材を育成することに引き続き努めていく。【法務省】
- ・ 任官後5年目程度の労働基準監督官を対象とし、毎年実施される研修において、人身取引をテーマとして取り扱う講義を行っており、人身取引対策の推進における労働基準監督機関の役割などについて理解を引き続き促していく。【厚生労働省】

(ウ) 「OECD多国籍企業行動指針」に基づく日本NCPの活動の周知とその運用改善

- ・ 「OECD多国籍企業行動指針」に基づき、担当3省間の連携強化・円滑化に努めながら、日本NCPとして適切な機能を果たす。具体的には、公平性と中立性の確保に努めつつ、手続の透明化を進め、引き続き広報活動を行う。その際、サプライチェーンにおける人権尊重やジェンダーの視点にも留意することとする。政労使で構成される日本NCP委員会と協力し、要すれば適宜有識者からの助言を求めていく。【外務省、厚生労働省、経済産業省】

(エ) 人権相談(みんなの人権110番等)の継続

- ・ 外国人のための人権相談所等では、10か国語での外国語による人権相談に対応している。さらに、子どもや女性の人権問題に関しては、専用の相談電話を設置している。【法務省】

(オ) 人権侵害の予防及び被害の救済

- ・ 人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、所要の調査を行い、関係機関の連携を図りつつ、事案に応じた適切な措置を講ずることによって、被害の救済及び予防を図る。【法務省】

(カ) 個別法令等に基づく対応の継続・強化(労働者、障害者、外国人技能実習生を含む外国人労働者、通報者保護)

- ・ 技能実習法に基づき、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣への申告のほか、外国人技能実習機構による技能実習生に対する母国語での相談対応及び人権侵害発生時等、技能実習の実施が困難となった際の転籍支援を引き続き実施していく。【法務省、厚生労働省】
- ・ 我が国では、通報者の保護に関し、一定の要件を満たして通報を行った通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産の保護に係る法令の遵守を図ることを目的とする

「公益通報者保護法(平成16年法律第122号)」を制定している。G20大阪サミット首脳宣言及び「G20効果的な公益通報者保護のためのハイレベル原則」も踏まえ、事業者及び行政機関(地方公共団体を含む)における通報・相談窓口設置の促進を引き続き図っていく。【消費者庁】

(キ) 裁判外紛争解決手続の利用促進

- ・企業活動がもたらす課題や人権侵害に関する救済へのアクセス改善に資するものとして、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決手続や【法務省】、その他の様々なステークホルダーが提供する取組について、その利用促進を図るため、周知等の支援を行う。【全府省庁】

(ク) 開発協力・開発金融における相談窓口の継続

- ・JICAは、環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保するために、被影響住民がガイドラインの不遵守に関する異議申立を行うことができる制度を設けており、引き続き提供していく。異議申立が行われた場合には、事業担当部署等から独立した異議申立審査役がガイドラインの遵守・不遵守に関する事実を調査するとともに紛争解決に向けた当事者間の対話を促進し、その結果を直接JICA理事長に報告するとともにJICAのウェブサイトで公開していく。【外務省】
- ・JBICは、環境ガイドライン遵守を確保するため、環境ガイドライン不遵守に関する異議申立の手続を設けており、引き続き提供していく。当該異議申立は、プロジェクトの被害を受け得る当該国の住民により行うことが可能とされており、投融資担当部署から独立した環境ガイドライン担当審査役により判断され、その結果は公開されることになっている。【財務省】
- ・JICA、及びJBICにおいて、今後も運用の改善等を通じて、実効性の向上に努めていく。【外務省、財務省】

(5) その他の取組

「指導原則」の3つの柱に沿った取組に加え、政府は以下のような取組を通じて、「ビジネスと人権」が想定する諸課題への対応に貢献している。

(今後行っていく具体的な措置)

途上国における法制度整備支援

- ・ ODAを活用し、関係府省庁とも協力しつつ、法の支配の下における人権の保障と自由な経済活動の基礎となる法令の起草・改正、法運用組織の機能強化と実務改善、法曹人材育成、司法アクセスの向上等に関する支援を実施する（JICAによる専門家派遣、研修、セミナー等）。【外務省、法務省】

質の高いインフラの推進(質の高いインフラ投資に関するG20原則)

- ・ G20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」では、「原則5：インフラ投資への社会配慮の統合」において、あらゆる人々の経済参加や社会包摂を可能にし、女性や児童等脆弱な状況にある人々の人権やニーズを尊重すべきことが定められている。日本はG20原則の普及・定着を積極的に訴え、国際社会の議論をリードしており、今後も同原則を推進することで「ビジネスと人権」が想定する諸課題の解決に寄与していく。【外務省】



第3章 政府から企業への期待表明

- 1 本行動計画では、政府が関係者の理解と協力の下に行う取組について記載したが、国内外において責任ある企業活動を推進していく上で、企業からの理解と協力を得ることは、特に重要と考えているところ、本項に企業への期待を表明する。
- 2 政府は、その規模、業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権及び「ILO宣言」に述べられている基本的権利に関する原則を尊重し、「指導原則」その他の関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権デュー・ディリジェンスのプロセスを導入すること、また、サプライチェーンにおけるものを含むステークホルダーとの対話を行うことを期待する。さらに、日本企業が効果的な苦情処理の仕組みを通じて、問題解決を図ることを期待する。³

(参考)「指導原則」によると、企業は、人権を尊重する責任を果たすため、次のような企業方針と手続きを持つべきとされている。

1 人権方針の策定

指導原則 16

企業は、人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として発信することを求められている。



2 人権デュー・ディリジェンスの実施

指導原則 17~21

企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施することを求められている。この一連の流れのことを「人権デュー・ディリジェンス」と呼んでいる。



3 救済メカニズムの構築

指導原則 22

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力することを求められている。



3 例えば、「指導原則」においては、(1)人権を尊重する責任を果たすという企業方針によるコミットメント、(2)人権への影響を特定し、予防し、軽減し、対処方法を説明するための人権デュー・ディリジェンス手続、(3)企業が惹起し、又は寄与したあらゆる人権への悪影響からの救済を可能とする手続を設置するよう、企業に求めている。また、OECDのデュー・ディリジェンス・ガイダンスでは、デュー・ディリジェンスを、「自らの事業、サプライチェーンおよびその他のビジネス上の関係における、実際のおよび潜在的な負の影響を企業が特定し、防止し軽減するとともに、これら負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセス」としている。ILO多国籍企業宣言では、「国際的に認められた人権に関連する実際の及び潜在的な悪影響を特定、予防、緩和するとともに、自社がこれにどのように対処するかについて責任を持つため、詳細な調査(デュー・ディリジェンス)を実施」するよう、多国籍企業を含む企業に求めている。経団連では、「企業行動憲章実行の手引き」において、企業に対し、「人権を尊重する方針を明確にし、事業活動に反映する」具体例を提示している。

第4章

行動計画の実施・見直しに関する枠組み

- 1 行動計画の期間は令和2年度(2020年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とする。
- 2 関係府省庁連絡会議を設け、各府省庁は関連する施策を実施する。
- 3 行動計画の実施状況を、毎年、関係府省庁連絡会議において確認する。実施状況の確認に当たっては、関係府省庁における既存の評価指標の活用も含め、可能な限り、客観的な指標を用いるように努める。また、行動計画に記載の施策に加え、新たな施策がある場合にはそれらも含める。
- 4 関係府省庁連絡会議は、初年度においては、特に、以下の点について議論を行う。このため、関係府省庁連絡会議は、行動計画策定後速やかに作業を開始する。
 - (1) 実効的かつ持続可能なフォローアップのための作業方法を検討する(評価指標として何が適切であるかの議論を含む)。
 - (2) 行動計画の実施、特に、第2章2.(3)に言及される企業に対する行動計画の周知・啓発及び情報提供が、第3章において期待表明がなされているように、企業における人権デュー・ディリジェンスの導入に実際につながるよう、企業としていかなる情報(例：成功事例や問題事例、必要な作業項目等)を望んでいるかについて、企業団体等と協力して検討する。
 - (3) 行動計画策定・実施の結果として、企業における人権デュー・ディリジェンスがどの程度推進されたかを確認できるよう、企業への聴取を企業団体等と協力して実施することを検討する。
- 5 行動計画公表から3年後を目処に、関係府省庁連絡会議において、関連する国際的な動向及び日本企業の取組状況について、意見交換を行う。
- 6 行動計画公表から5年後の改定に向けて、公表4年後を目処に、関係府省庁連絡会議において、ステークホルダーの意見も踏まえ、行動計画の改定作業に着手する。
- 7 上記の取組を進めるに際し、行動計画策定後速やかに、関係府省庁とステークホルダーとの間の信頼関係に基づく継続的な対話(行動計画の実施状況の確認の機会を含む)を行うための仕組みを立ち上げる。関係府省庁とステークホルダーとの意見交換の概要は公表される。

別添 1

「ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会」構成員 「ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会」構成員

1

「ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会」構成員

- 相原 康伸** 日本労働組合総連合会事務局長
- 荒井 勝** NPO法人日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)会長
Federated Hermes EOS上級顧問
- 有馬 利男** 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事
- 大村 恵実** 日本弁護士連合会 前国際人権問題委員会委員長
- 河野 康子** 一般財団法人日本消費者協会理事
- 高崎 真一** 国際労働機関(ILO)駐日代表
- (田口 晶子** 前ILO駐日代表(2019年度構成員))
- 濱本 正太郎** 京都大学大学院法学研究科教授
- 二宮 雅也** 一般社団法人日本経済団体連合会企業行動・SDGs委員長
損害保険ジャパン株式会社取締役会長
- 若林 秀樹** ビジネスと人権NAP市民社会プラットフォーム代表幹事

2

「ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会」構成員

- 内閣官房** 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局参事官補佐
- 内閣府** 大臣官房企画調整課長 / テーマ別担当課室長
- 警察庁** 長官官房参事官(国際・サイバー・セキュリティ対策調整担当)
- 金融庁** 総合政策局総務課長
- 消費者庁** 消費者政策課国際・研究室長
- 総務省** 大臣官房総務課参事官
- 法務省** 大臣官房国際課長
- 外務省** 総合外交政策局人権人道課長

別添1

「ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会」構成員 「ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会」構成員

財務省	大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省	大臣官房国際課長
スポーツ庁	国際課長
厚生労働省	大臣官房国際課長
農林水産省	大臣官房参事官(国際機構グループ長)
経済産業省	通商政策局国際経済課長
国土交通省	総合政策局国際政策課長
国土交通省	大臣官房参事官(グローバル戦略)
環境省	地球環境局国際連携課長
防衛省	防衛装備庁調達管理部調達企画課長
氏家 啓一	一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長
片山 銘人	日本労働組合総連合会総合国際政策局国際政策局長
斉藤 一隆	中小企業家同友会全国協議会事務局長
銭谷 美幸	第一生命ホールディングス株式会社経営企画ユニットフェロー 第一生命保険株式会社運用企画部フェロー エグゼクティブ・サステナブルファイナンス・スペシャリスト
高橋 大祐	日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会幹事(第一東京弁護士会所属弁護士)
田中 竜介	国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラムオフィサー
長谷川 知子	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事・SDGs本部長
松岡 秀紀	ビジネスと人権NAP市民社会プラットフォーム副代表幹事
【オブザーバー】	
荒田 有紀	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会持続可能性部長

1

国際文書

- 「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護尊重及び救済」枠組みの実施」(仮訳) (2011年)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000062491.pdf>
- 「OECD 多国籍企業行動指針(仮訳)」(2011年)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf
- 「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」(1998年)
https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/WCMS_246572/lang--ja/index.htm
- 「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(日本語版)(第5版)」(2017年)
https://www.ilo.org/wcmstp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms_577671.pdf
- 「持続可能な開発のための2030アジェンダ(仮訳)」(2015年)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>
- 「国連グローバル・コンパクト」(2000年)
<http://ungc.jn.org/gc/principles/index.html>
- 「子どもの権利とビジネス原則」(2012年)
<https://www.unicef.or.jp/csr/pdf/csr.pdf>

2

G7・G20首脳宣言

- 「G7エルマウ・サミット首脳宣言(仮訳)」(2015年)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001244.html
- 「G20ハンブルク・サミット首脳宣言(仮訳)」(2017年)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000271331.pdf>

3

国内政策文書

- 「未来投資戦略 2018「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革」(2018年)
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf
- 「SDGs 実施指針改定版」(2019年)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/advocacy.pdf>

外務省ホームページ「ビジネスと人権」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_001608.html#section5



商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2021年2月分

February, 2021

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」（平成25年[2013年]10月改定）のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省が委託する民間事業者を通じて報告義務者に調査票の記入を依頼し、調査票を回収する。
(なお、丁2票については経済産業大臣が別に定める方法（POSデータ等の組替え集計）を併用している)

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、毎四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

甲票の対象を除いた卸売事業所及び丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー（12. (3)参照）に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア（日本標準産業分類 細分類5891）を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所（売場面積500㎡以上の家電大型専門店）を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

7. 標本設計

本調査のうち乙票の対象は、経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、甲票、丙票の調査対象事業所及び丁1～4票の調査対象企業の傘下事業所のうち丁調査の要件を満たす事業所分を除外した上で業種別に目標精度が5%以下（卸売業は8%以下）（標準誤差率表示）となるように標本数を決め、無作為で抽出している。

8. 業種別販売額の推定方法

業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている（ただし、百貨店・スーパー分は実額加算）。比推定とは、当該月に回収された調査票と前月に回収された調査票を照合し、両月とも報告されている事業所のみ販売額を業種別・従業者規模別（以下「セル別」という）に合計し、対前月比を求め、前月のセル別の販売総額にその比率を乗じ、セル別販売総額を業種別に合計する方法で、算式は下記のとおりである。また、企業調査である「コンビニエンスストア」「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」については、それぞれ、「飲食料点小売業」「機械器具小売業」「医薬品・化粧品小売業」「その他小売業」に企業推計分として組み込まれる。

	理美容家電	シェーバー、シェーバー替刃、ドライヤー、ヘアアイロン、マッサージチェア、マッサージ器具、フェイスクケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電動歯ブラシ用替えブラシ、電子血圧計、電子体温計、体組成計、電気治療器、吸入器、電子歩数計、フィットネス器具など
	季節家電	エアコン、扇風機、サーキュレーター、冷風機・冷風扇、USB扇風機、ハンディファン、空気清浄機、除湿機、加湿器、電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気毛布、電気こたつ、石油暖房器具、ガス暖房器具、換気扇など
その他	住宅設備家電	照明器具、温水洗浄便座、ヒートポンプ給湯器、モニター付ドアホン、火災警報器、太陽光発電、センサーライトなど
	その他	電池、管球、配線器具、腕時計、掛/置時計、電動アシスト自転車、玩具、電子応用玩具（テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体は除く）、食料品、お酒、その他上記商品分類に含まれない商品など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（6. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
O T C 医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シーツ等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

2021年2月の家電大型専門店販売額は3492億円、前年同月比で見ると7.2%の増加となった。商品別にみると、情報家電が同16.4%の増加、生活家電が同7.2%の増加、通信家電が同5.7%の増加、その他が同4.6%の増加、AV家電が同1.2%の増加となった。一方、カメラ類が同▲16.4%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,492	513	848	248	86	1,429	367	2,565
7.2	1.2	16.4	5.7	▲16.4	7.2	4.6	0.7

6. ドラッグストア販売額の動向

2021年2月のドラッグストア販売額は5551億円、前年同月比で見ると▲8.5%の減少となった。商品別にみると、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同▲24.0%の減少、OTC医薬品が同▲13.6%の減少、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同▲12.6%の減少、ビューティケア(化粧品・小物)が同▲10.9%の減少、健康食品が同▲8.8%の減少、トイレタリーが同▲6.9%の減少、その他が同▲2.8%の減少、調剤医薬品が同▲2.5%の減少、食品が同▲0.4%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレタリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
5,551	488	694	405	173	658	490	830	1,719	95	16,892
▲8.5	▲2.5	▲13.6	▲24.0	▲8.8	▲10.9	▲6.9	▲12.6	▲0.4	▲2.8	2.6

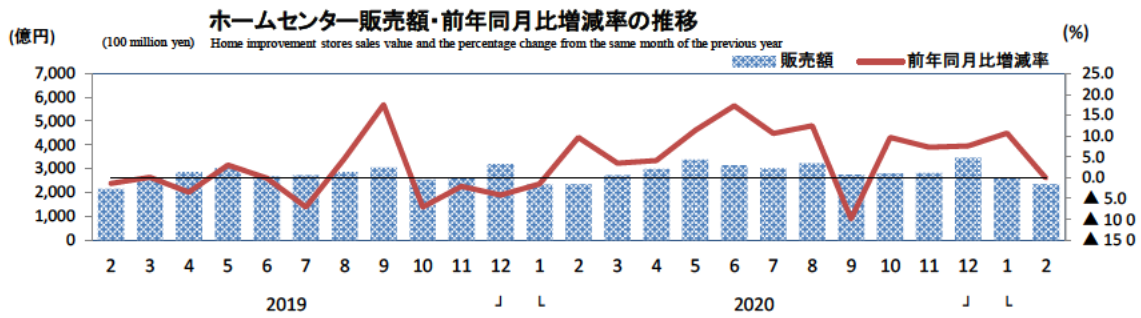
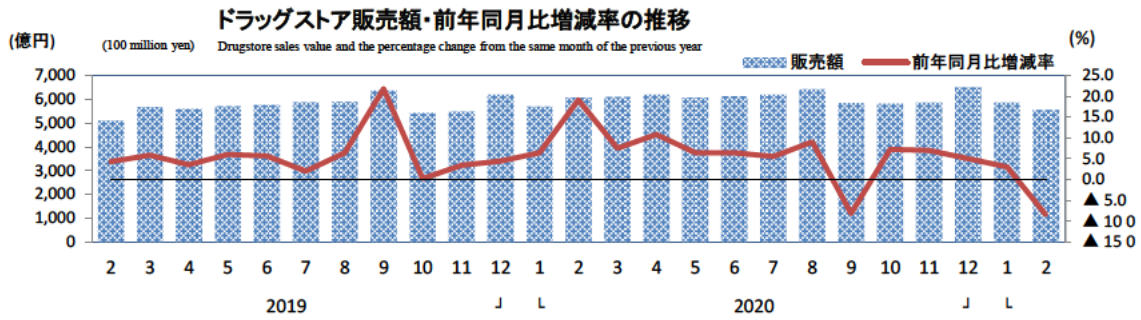
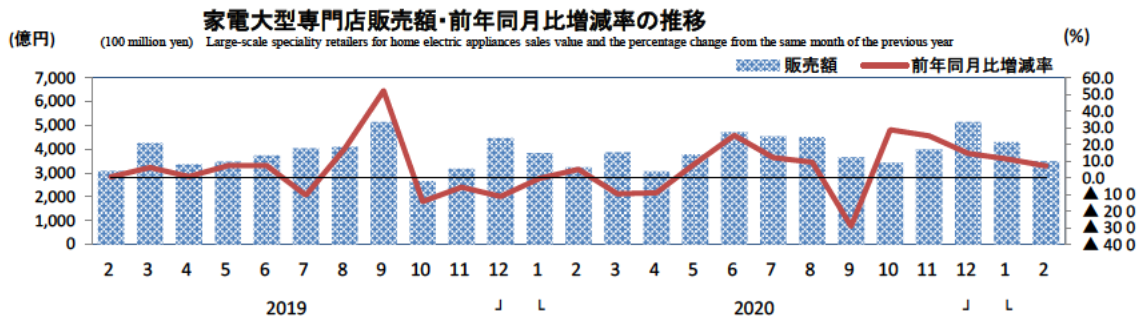
7. ホームセンター販売額の動向

2021年2月のホームセンター販売額は2344億円、前年同月比で見ると▲0.1%の減少となった。商品別にみると、その他が同▲15.1%の減少、家庭用品・日用品が同▲13.8%の減少、オフィス・カルチャーが同▲4.0%の減少となった。

一方、園芸・エクステリアが同21.7%の増加、インテリアが同11.6%の増加、DIY用具・素材が同9.0%の増加、電気が同3.8%の増加、ペット・ペット用品が同3.3%の増加、カー用品・アウトドアが同2.1%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	DIY用 具・素材	電気	インテリア	家庭用品 ・日用品	園芸・エ クステリア	ペット・ペ ット用品	カー用品 ・アウト ドア	オフィス・ カルチャー	その他	店舗数
2,344	571	157	152	501	282	209	101	115	256	4,364
▲0.1	9.0	3.8	11.6	▲13.8	21.7	3.3	2.1	▲4.0	▲15.1	0.3



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale speciality retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale speciality retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
2018年	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	C Y 2018
2019年	45,454	3.5	2,547	68,356	5.6	16,422	32,748	▲0.3	4,357	2019
2020年	47,928	5.1	2,566	72,841	6.6	17,000	34,964	6.8	4,420	2020
2017年度	43,348	3.3	2,467	61,503	6.4	15,076	32,908	▲0.4	4,298	F Y 2017
2018	44,203	2.1	2,496	64,667	5.3	15,859	32,775	▲0.4	4,338	2018
2019	45,211	2.2	2,546	70,096	7.1	16,450	33,010	0.7	4,356	2019
2019年 10~12月	10,322	▲10.3	2,547	17,082	2.7	16,422	8,384	▲4.4	4,357	Q4 2019
2020年 1~3月	10,980	▲2.3	2,546	17,844	10.8	16,450	7,397	3.7	4,356	Q1 2020
4~6	11,597	9.1	2,564	18,378	7.8	16,615	9,522	10.8	4,372	Q2
7~9	12,748	▲4.6	2,560	18,456	1.8	16,788	8,978	4.0	4,401	Q3
10~12	12,602	21.6	2,566	18,163	6.3	17,000	9,067	8.1	4,420	Q4
2019年 12月	4,478	▲11.2	2,547	6,195	4.4	16,422	3,205	▲4.2	4,357	Dec 2019
2020年 1月	3,851	▲0.3	2,538	5,684	6.4	16,445	2,326	▲1.5	4,353	Jan 2020
2	3,245	5.2	2,540	6,064	19.1	16,457	2,347	9.7	4,350	Feb
3	3,884	▲9.5	2,546	6,096	7.5	16,450	2,723	3.5	4,356	Mar
4	3,073	▲9.0	2,550	6,185	10.8	16,493	2,986	4.1	4,363	Apr
5	3,795	8.8	2,555	6,069	6.4	16,547	3,387	11.4	4,365	May
6	4,729	25.6	2,564	6,123	6.4	16,615	3,148	17.3	4,372	Jun
7	4,554	12.1	2,565	6,202	5.5	16,696	3,013	10.6	4,378	Jul
8	4,523	9.5	2,563	6,408	9.0	16,729	3,223	12.5	4,390	Aug
9	3,671	▲29.0	2,560	5,846	▲8.2	16,788	2,742	▲9.9	4,401	Sep
10	3,444	29.0	2,553	5,813	7.2	16,866	2,797	9.7	4,405	Oct
11	4,004	25.3	2,562	5,847	7.0	16,948	2,821	7.3	4,417	Nov
12	5,154	14.7	2,566	6,503	5.0	17,000	3,448	7.6	4,420	Dec
2021年 1月	4,306	11.4	2,564	5,854	3.0	16,904	2,576	10.7	4,411	Jan 2021
2	3,492	7.2	2,565	5,551	▲8.5	16,892	2,344	▲0.1	4,364	Feb

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	OTC医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー	健康食品	ビューティケア (化粧品・小物)	トイレタリー	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others		
2018年	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	C Y 2018
2019	6,835,625	552,460	900,222	432,996	221,759	1,008,208	628,686	1,027,487	1,942,024	121,783	16,422	2019
2020	7,284,078	595,498	890,608	548,711	226,388	903,560	654,550	1,147,189	2,183,409	134,165	17,000	2020
2017年度	6,150,343	391,941	874,158	425,313	207,948	926,657	586,106	935,870	1,668,920	133,430	15,076	F Y 2017
2018	6,466,668	423,618	886,085	426,458	220,080	973,976	609,163	978,895	1,834,009	114,384	15,859	2018
2019	7,009,551	569,237	908,890	463,886	224,578	1,003,216	639,068	1,068,933	2,008,449	123,294	16,450	2019
2019年10~12月	1,708,192	145,268	222,293	108,713	53,193	243,982	153,686	255,486	494,215	31,356	16,422	Q4 2019
2020年1~3月	1,784,419	148,322	232,810	143,660	55,497	228,485	155,727	272,381	517,831	29,706	16,450	Q1 2020
4~6	1,837,751	144,834	215,943	131,273	53,857	217,574	164,313	293,338	582,132	34,487	16,615	Q2
7~9	1,845,599	146,775	223,011	140,785	60,334	225,581	167,643	296,559	549,063	35,848	16,788	Q3
10~12	1,816,309	155,567	218,844	132,993	56,700	231,920	166,867	284,911	534,383	34,124	17,000	Q4
2019年12月	619,483	51,215	80,349	40,832	18,876	91,225	56,316	94,508	174,686	11,476	16,422	Dec 2019
2020年1月	568,356	46,288	75,863	47,852	19,137	78,116	50,108	82,192	159,101	9,699	16,445	Jan 2020
2	606,439	50,022	80,310	53,315	18,949	73,905	52,606	94,944	172,580	9,808	16,457	Feb
3	609,624	52,012	76,637	42,493	17,411	76,464	53,013	95,245	186,150	10,199	16,450	Mar
4	618,461	52,115	72,425	40,952	17,146	71,471	53,791	97,625	202,095	10,841	16,493	Apr
5	606,946	44,682	70,924	44,778	17,467	69,872	54,216	96,686	196,525	11,796	16,547	May
6	612,344	48,037	72,594	45,543	19,244	76,231	56,306	99,027	183,512	11,850	16,615	Jun
7	620,214	50,151	75,175	48,191	20,025	76,628	56,848	101,211	180,323	11,662	16,696	Jul
8	640,785	48,362	78,952	49,268	20,844	78,468	58,202	103,151	191,507	12,031	16,729	Aug
9	584,600	48,262	68,884	43,326	19,465	70,485	52,593	92,197	177,233	12,155	16,788	Sep
10	581,275	51,483	70,873	42,114	18,716	72,949	52,621	89,865	172,049	10,605	16,866	Oct
11	584,732	48,701	70,533	43,538	18,675	74,565	54,604	90,695	172,496	10,925	16,948	Nov
12	650,302	55,383	77,438	47,341	19,309	84,406	59,642	104,351	189,838	12,594	17,000	Dec
2021年1月	585,417	48,145	69,775	45,223	18,206	72,289	52,998	91,278	176,500	11,003	16,904	Jan 2021
2	555,146	48,759	69,390	40,495	17,280	65,819	48,996	82,958	171,911	9,538	16,892	Feb
2018年	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	C Y 2018
2019	5.6	11.1	3.4	3.2	3.0	4.1	3.7	6.2	7.5	6.9	5.0	2019
2020	6.6	7.8	▲1.1	26.7	2.1	▲10.4	4.1	11.6	12.4	10.2	3.5	2020
2017年度	6.4	6.8	4.5	5.9	4.7	7.6	3.4	4.7	9.4	4.8	4.7	F Y 2017
2018	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.8	8.4	7.1	5.4	2018
2019	7.1	12.9	3.5	9.6	2.9	2.6	4.6	9.2	9.5	6.3	3.7	2019
2019年10~12月	2.7	11.0	▲0.4	1.9	▲1.0	▲1.8	▲0.8	0.8	7.3	3.2	5.0	Q4 2019
2020年1~3月	10.8	12.8	3.9	27.4	5.4	▲2.1	7.1	17.9	14.7	5.4	3.7	Q1 2020
4~6	7.8	6.8	▲2.4	26.6	▲3.0	▲15.2	4.3	14.2	19.6	12.8	3.6	Q2
7~9	1.8	4.8	▲4.1	30.6	▲0.0	▲17.7	▲2.6	4.3	7.7	13.2	3.8	Q3
10~12	6.3	7.1	▲1.6	22.3	6.6	▲4.9	8.6	11.5	8.1	8.8	3.5	Q4
2019年12月	4.4	11.3	1.6	5.9	2.0	1.0	3.3	2.7	7.4	▲0.6	5.0	Dec 2019
2020年1月	6.4	11.1	0.8	21.0	7.6	2.0	4.3	5.1	7.8	▲0.0	5.0	Jan 2020
2	19.1	16.7	18.1	46.9	13.4	3.0	14.7	30.8	17.9	11.0	4.7	Feb
3	7.5	10.6	▲5.3	15.1	▲4.3	▲10.2	3.0	18.9	18.2	5.6	3.7	Mar
4	10.8	10.9	▲1.1	18.5	▲3.9	▲15.4	5.4	20.2	27.3	9.9	3.4	Apr
5	6.4	2.3	▲5.3	29.2	▲6.2	▲18.5	2.7	11.1	20.7	12.9	3.3	May
6	6.4	7.0	▲0.7	32.1	0.9	▲11.7	4.7	11.8	11.2	15.6	3.6	Jun
7	5.5	7.2	▲1.3	37.6	2.0	▲12.3	3.9	11.0	8.3	12.9	3.7	Jul
8	9.0	4.7	4.9	41.6	5.3	▲9.4	6.5	14.3	12.6	15.0	3.6	Aug
9	▲8.2	2.5	▲15.2	14.0	▲6.9	▲29.6	▲16.1	▲10.4	2.4	11.8	3.8	Sep
10	7.2	10.0	1.9	28.2	9.0	▲3.4	10.6	11.3	6.3	6.7	3.8	Oct
11	7.0	3.1	▲2.5	24.3	8.9	▲3.5	9.6	13.0	9.4	9.9	3.7	Nov
12	5.0	8.1	▲3.6	15.9	2.3	▲7.5	5.9	10.4	8.7	9.7	3.5	Dec
2021年1月	3.0	4.0	▲8.0	▲5.5	▲4.9	▲7.5	5.8	11.1	10.9	13.4	2.8	Jan 2021
2	▲8.5	▲2.5	▲13.6	▲24.0	▲8.8	▲10.9	▲6.9	▲12.6	▲0.4	▲2.8	2.6	Feb

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2018年	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137
2019	278,259	701	58,523	172	76,994	195	128,641	319	43,495	136	56,586	166
2020	286,971	696	65,056	182	82,562	215	142,258	338	48,414	143	64,268	175
2017年度	255,331	675	51,930	152	69,680	179	114,741	274	38,394	116	48,240	128
2018	265,867	693	55,440	162	73,539	191	120,538	304	40,768	127	51,770	155
2019	283,490	703	60,511	176	78,738	197	133,260	321	45,113	135	59,126	166
2019年10~12月	70,152	701	14,736	172	19,012	195	32,437	319	10,958	136	14,474	166
2020年1~3月	72,592	703	15,570	176	19,788	197	34,784	321	11,632	135	15,455	166
4~6	71,092	697	16,242	176	20,743	205	35,856	329	12,101	135	16,274	170
7~9	72,661	694	16,782	177	21,214	208	36,617	336	12,575	138	16,654	173
10~12	70,626	696	16,462	182	20,817	215	35,001	338	12,106	143	15,885	175
2019年12月	23,590	701	5,256	172	6,691	195	11,216	319	3,806	136	4,928	166
2020年1月	24,475	701	4,994	172	6,448	197	11,218	320	3,822	135	5,018	166
2	24,534	700	5,238	173	6,611	197	11,662	322	3,853	135	5,149	166
3	23,583	703	5,338	176	6,729	197	11,904	321	3,957	135	5,288	166
4	23,168	703	5,395	176	6,981	201	12,118	324	4,050	136	5,528	169
5	23,143	699	5,288	176	6,719	204	11,511	328	3,885	136	5,169	170
6	24,781	697	5,559	176	7,043	205	12,227	329	4,166	135	5,577	170
7	24,244	697	5,581	177	7,050	206	12,122	332	4,171	135	5,509	172
8	24,577	695	5,852	177	7,431	206	12,616	335	4,321	137	5,701	173
9	23,840	694	5,349	177	6,733	208	11,879	336	4,083	138	5,444	173
10	23,092	695	5,391	180	6,627	209	11,374	336	3,949	141	5,162	174
11	23,715	695	5,381	180	6,838	215	11,597	337	3,954	141	5,214	175
12	23,819	696	5,690	182	7,352	215	12,030	338	4,203	143	5,509	175
2021年1月	24,186	696	5,476	182	6,769	217	11,975	339	4,119	143	5,452	175
2	22,169	696	5,000	183	6,339	218	11,180	342	3,763	143	5,031	175
2018年	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7
2019	6.0	1.3	7.3	6.2	6.4	2.6	7.9	11.1	8.1	9.7	11.1	21.2
2020	3.1	▲0.7	11.2	5.8	7.2	10.3	10.6	6.0	11.3	5.1	13.6	5.4
2017年度	5.3	3.1	6.4	7.0	5.1	4.1	6.2	5.8	8.3	6.4	8.5	9.4
2018	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1
2019	6.6	1.4	9.1	8.6	7.1	3.1	10.2	5.6	10.7	6.3	14.1	7.1
2019年10~12月	6.4	1.3	5.4	6.2	2.9	2.6	8.6	11.1	7.3	9.7	14.2	21.2
2020年1~3月	7.8	1.4	14.6	8.6	9.7	3.1	15.3	5.6	16.2	6.3	19.7	7.1
4~6	3.9	0.1	12.0	7.3	6.0	7.9	12.9	6.1	12.1	3.8	17.8	9.0
7~9	0.4	▲0.7	6.9	4.7	4.2	8.3	6.8	6.0	7.2	3.8	8.3	8.1
10~12	0.7	▲0.7	11.7	5.8	9.5	10.3	7.9	6.0	10.5	5.1	9.7	5.4
2019年12月	4.3	1.3	6.7	6.2	4.0	2.6	9.0	11.1	8.1	9.7	15.0	21.2
2020年1月	1.7	1.3	5.1	6.2	4.2	3.7	7.5	11.5	9.1	8.9	12.6	21.2
2	9.1	1.0	20.0	6.8	15.7	3.1	21.4	11.4	20.4	8.9	24.0	20.3
3	13.3	1.4	19.6	8.6	9.5	3.1	17.7	5.6	19.5	6.3	22.8	7.1
4	3.2	1.2	13.3	7.3	10.5	6.3	15.9	5.2	15.9	6.3	20.6	9.0
5	3.4	0.3	8.6	6.7	2.8	7.9	10.0	6.5	7.6	4.6	13.5	9.0
6	5.1	0.1	14.1	7.3	4.8	7.9	13.0	6.1	12.8	3.8	19.2	9.0
7	4.2	0.4	11.0	6.0	7.4	7.9	9.4	5.1	11.6	3.1	11.9	9.6
8	1.3	▲0.3	11.5	6.0	7.8	7.9	9.2	5.7	8.9	3.8	7.9	8.8
9	▲4.0	▲0.7	▲1.4	4.7	▲2.6	8.3	1.8	6.0	1.6	3.8	5.2	8.1
10	▲7.5	▲0.1	11.9	5.9	5.3	8.3	3.6	5.3	6.9	4.4	3.3	6.7
11	9.8	▲0.7	15.4	5.3	13.4	10.8	13.3	6.0	14.3	4.4	14.6	6.1
12	1.0	▲0.7	8.3	5.8	9.9	10.3	7.3	6.0	10.4	5.1	11.8	5.4
2021年1月	▲1.2	▲0.7	9.7	5.8	5.0	10.2	6.7	5.9	7.8	5.9	8.6	5.4
2	▲9.6	▲0.6	▲4.5	5.8	▲4.1	10.7	▲4.1	6.2	▲2.3	5.9	▲2.3	5.4

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo		Year and Month		
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715	C Y	2018	Sales value (million yen) ・ Number of establishments
95,058	211	185,128	392	132,917	281	125,281	303	418,495	1,073	343,607	824	735,427	1,838		2019	
106,420	231	204,086	413	147,610	291	134,334	316	452,654	1,097	372,952	853	730,838	1,871		2020	
84,664	188	159,941	354	118,113	235	111,309	284	371,362	997	302,728	766	656,847	1,672	F Y	2017	
88,924	199	170,219	380	124,828	266	117,820	293	391,500	1,046	318,959	796	686,584	1,783		2018	
98,586	214	190,476	396	137,313	286	128,620	303	430,512	1,073	353,683	827	751,075	1,802		2019	
23,973	211	46,502	392	33,595	281	31,644	303	104,047	1,073	86,430	824	184,346	1,838	Q4	2019	
25,813	214	49,450	396	35,824	286	33,270	303	111,628	1,073	91,516	827	188,769	1,802	Q1	2020	
26,962	216	51,407	409	37,789	281	33,967	310	113,927	1,083	93,773	836	174,574	1,818	Q2		
27,706	219	52,787	412	37,966	282	34,084	311	114,152	1,084	94,414	842	182,614	1,854	Q3		
25,939	231	50,442	413	36,031	291	33,013	316	112,947	1,097	93,249	853	184,881	1,871	Q4		
8,141	211	16,154	392	11,573	281	11,036	303	38,342	1,073	30,902	824	67,524	1,838	Dec	2019	
8,313	212	15,823	394	11,460	283	10,658	302	34,951	1,072	28,745	825	61,221	1,847	Jan	2020	
8,630	212	16,727	395	12,054	283	11,319	302	38,321	1,070	31,439	827	64,410	1,841	Feb		
8,870	214	16,900	396	12,310	286	11,293	303	38,356	1,073	31,332	827	63,138	1,802	Mar		
9,019	216	17,317	401	12,761	283	11,267	305	37,798	1,070	31,521	831	59,078	1,797	Apr		
8,779	216	16,422	406	12,335	282	11,128	310	38,209	1,079	30,942	836	57,018	1,800	May		
9,164	216	17,668	409	12,693	281	11,572	310	37,920	1,083	31,310	836	58,478	1,818	Jun		
8,983	217	17,529	410	12,627	283	11,441	312	38,867	1,079	31,899	840	61,833	1,852	Jul		
9,741	219	18,447	411	13,192	282	11,847	312	39,571	1,083	32,748	841	63,168	1,851	Aug		
8,982	219	16,811	412	12,147	282	10,796	311	35,714	1,084	29,767	842	57,613	1,854	Sep		
8,517	226	16,316	412	11,629	283	10,539	311	36,023	1,090	29,327	846	59,005	1,869	Oct		
8,636	228	16,512	412	11,892	290	10,694	315	36,289	1,093	31,046	852	59,991	1,869	Nov		
8,786	231	17,614	413	12,510	291	11,780	316	40,635	1,097	32,876	853	65,885	1,871	Dec		
9,026	232	17,065	413	12,517	291	11,056	316	36,400	1,098	30,006	855	58,132	1,867	Jan	2021	
8,415	233	16,230	416	11,683	292	10,355	317	34,592	1,096	28,825	856	55,211	1,869	Feb		
4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8	C Y	2018	Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
7.6	9.3	5.6	3.4	6.4	6.8	5.7	4.8	4.7	4.0	5.2	3.6	6.4	7.2		2019	
12.0	9.5	10.2	5.4	11.1	3.6	7.2	4.3	8.2	2.2	8.5	3.5	▲0.6	1.8		2020	
5.9	8.7	3.3	6.6	6.5	7.8	2.9	5.6	4.6	2.7	5.4	5.5	5.4	3.5	F Y	2017	
4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6		2018	
10.1	7.5	7.2	4.2	8.5	7.5	7.1	3.4	6.4	2.6	7.1	3.9	7.7	1.1		2019	
9.1	9.3	5.1	3.4	7.3	6.8	4.2	4.8	0.6	4.0	2.1	3.6	4.0	7.2	Q4	2019	
15.8	7.5	12.1	4.2	14.0	7.5	11.2	3.4	12.1	2.6	12.4	3.9	9.0	1.1	Q1	2020	
15.6	6.4	13.4	7.9	16.3	3.3	9.9	4.7	9.8	2.2	10.0	3.9	▲4.8	1.4	Q2		
8.8	7.4	7.3	6.7	7.2	2.5	3.9	5.4	2.8	2.1	4.3	3.4	▲6.1	2.4	Q3		
8.2	9.5	8.5	5.4	7.3	3.6	4.3	4.3	8.6	2.2	7.9	3.5	0.3	1.8	Q4		
8.5	9.3	4.1	3.4	5.9	6.8	2.3	4.8	3.0	4.0	3.2	3.6	7.1	7.2	Dec	2019	
7.4	9.8	5.1	4.2	6.8	7.6	5.7	4.1	5.9	3.6	6.2	3.8	8.7	7.1	Jan	2020	
19.4	9.3	18.5	4.5	18.4	6.8	16.5	3.4	24.1	2.7	22.7	3.9	19.7	6.4	Feb		
21.2	7.5	13.2	4.2	17.0	7.5	11.5	3.4	7.4	2.6	9.0	3.9	0.2	1.1	Mar		
18.3	8.5	16.3	5.5	19.2	5.6	11.2	3.7	11.9	2.0	14.0	3.5	▲2.8	0.3	Apr		
13.9	6.4	9.1	6.0	14.8	3.7	8.7	5.4	8.9	2.3	7.3	3.5	▲7.4	0.1	May		
14.7	6.4	14.8	7.9	15.0	3.3	9.8	4.7	8.6	2.2	8.8	3.9	▲4.3	1.4	Jun		
10.0	6.4	9.9	6.2	11.0	3.3	7.2	6.1	7.8	1.9	9.4	3.8	▲1.5	3.2	Jul		
11.3	7.4	11.2	5.9	9.2	2.5	9.5	6.1	12.1	2.3	10.9	3.7	▲1.1	2.3	Aug		
4.9	7.4	1.0	6.7	1.6	2.5	▲4.5	5.4	▲10.1	2.1	▲6.5	3.4	▲15.1	2.4	Sep		
3.2	10.8	3.7	6.2	2.0	2.5	▲1.1	5.1	11.1	2.4	8.1	3.0	3.4	2.5	Oct		
14.0	10.1	12.9	5.6	12.0	4.3	7.5	4.3	9.0	2.4	9.4	3.3	0.4	2.0	Nov		
7.9	9.5	9.0	5.4	8.1	3.6	6.7	4.3	6.0	2.2	6.4	3.5	▲2.4	1.8	Dec		
8.6	9.4	7.8	4.8	9.2	2.8	3.7	4.6	4.1	2.4	4.4	3.6	▲5.0	1.1	Jan	2021	
▲2.5	9.9	▲3.0	5.3	▲3.1	3.2	▲8.5	5.0	▲9.7	2.4	▲8.3	3.5	▲14.3	1.5	Feb		

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	神奈川県 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2018年	458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231
2019	504,379	1,118	116,206	328	79,719	169	88,894	188	69,774	142	54,064	143	87,168	237
2020	548,368	1,141	125,772	343	86,891	189	107,584	220	74,047	152	57,820	148	94,799	246
2017年度	451,940	1,028	104,133	304	70,640	157	78,364	163	60,583	121	48,590	136	76,457	223
2018	467,824	1,074	109,877	315	74,921	157	82,919	170	68,468	134	51,522	140	81,451	233
2019	520,143	1,098	119,636	327	82,032	172	93,315	199	70,554	143	55,409	148	89,472	239
2019年10～12月	126,527	1,118	28,601	328	20,399	169	23,350	188	17,657	142	13,271	143	21,739	237
2020年1～3月	134,812	1,098	30,731	327	20,889	172	25,032	199	17,815	143	14,189	148	23,161	239
4～6	137,352	1,103	31,417	331	22,281	180	28,202	212	19,452	144	14,463	149	23,381	240
7～9	138,374	1,126	32,177	335	22,157	185	27,578	216	18,540	146	14,748	148	24,305	243
10～12	137,830	1,141	31,447	343	21,564	189	26,772	220	18,240	152	14,420	148	23,952	246
2019年12月	46,180	1,118	10,130	328	7,116	169	8,260	188	6,213	142	4,735	143	7,942	237
2020年1月	41,945	1,118	9,802	328	6,605	165	7,910	196	5,588	142	4,625	144	7,370	238
2	46,460	1,118	10,438	329	7,132	169	8,618	197	6,103	143	4,807	145	7,947	239
3	46,407	1,098	10,491	327	7,152	172	8,504	199	6,124	143	4,757	148	7,844	239
4	46,537	1,103	10,323	330	7,701	170	9,361	201	6,733	142	4,800	148	7,998	240
5	45,580	1,099	10,330	331	7,251	177	9,385	208	6,558	143	4,714	148	7,558	241
6	45,235	1,103	10,764	331	7,329	180	9,456	212	6,161	144	4,949	149	7,825	240
7	46,994	1,116	10,589	333	7,197	182	8,896	214	6,010	144	4,943	149	8,057	242
8	47,534	1,117	11,343	334	7,725	184	9,705	216	6,540	144	5,139	149	8,481	242
9	43,846	1,126	10,245	335	7,235	185	8,977	216	5,990	146	4,666	148	7,767	243
10	44,189	1,130	10,004	338	6,892	187	8,654	211	5,830	149	4,659	147	7,693	244
11	44,605	1,133	10,239	343	6,992	188	8,674	215	5,958	149	4,674	147	7,718	245
12	49,036	1,141	11,204	343	7,680	189	9,444	220	6,452	152	5,087	148	8,541	246
2021年1月	44,475	1,141	10,120	344	7,123	190	8,913	223	6,263	152	4,608	148	7,852	245
2	42,136	1,132	9,455	344	6,865	191	8,600	226	6,071	153	4,141	129	7,202	243
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
2018年	3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1
2019	5.4	5.2	6.0	5.1	5.9	6.3	8.4	11.2	5.1	6.8	2.8	2.1	6.6	2.6
2020	8.7	2.1	8.2	4.6	9.0	11.8	21.0	17.0	6.1	7.0	6.9	3.5	8.8	3.8
2017年度	5.1	3.0	5.5	6.7	6.6	0.6	5.5	3.2	12.6	9.0	6.4	5.4	10.1	5.7
2018	3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5
2019	7.6	2.2	7.4	3.8	7.8	9.6	11.9	17.1	3.0	6.7	4.4	5.7	7.9	2.6
2019年10～12月	2.0	5.2	1.4	5.1	5.4	6.3	9.9	11.2	0.1	6.8	▲2.0	2.1	3.8	2.6
2020年1～3月	13.2	2.2	12.6	3.8	12.5	9.6	21.4	17.1	4.6	6.7	10.5	5.7	11.0	2.6
4～6	9.7	1.4	9.1	3.4	12.4	11.1	29.3	24.0	11.0	5.9	7.1	4.9	9.7	2.6
7～9	3.5	1.9	2.1	4.7	5.9	13.5	19.3	26.3	5.6	6.6	2.1	4.2	4.5	3.4
10～12	8.9	2.1	10.0	4.6	5.7	11.8	14.7	17.0	3.3	7.0	8.7	3.5	10.2	3.8
2019年12月	4.8	5.2	▲1.0	5.1	2.6	6.3	8.6	11.2	▲1.2	6.8	▲0.6	2.1	5.2	2.6
2020年1月	6.2	5.0	4.5	4.8	4.2	5.1	14.3	16.0	▲0.6	6.8	5.2	2.9	5.0	3.0
2	24.5	4.5	21.0	4.4	18.3	7.0	27.4	15.9	8.8	8.3	15.0	3.6	21.5	3.5
3	9.8	2.2	12.8	3.8	15.3	9.6	22.8	17.1	5.5	6.7	11.5	5.7	7.4	2.6
4	14.3	2.2	10.3	3.8	18.7	6.3	33.0	18.2	17.5	6.0	6.6	5.0	12.9	2.6
5	6.8	1.2	6.9	4.1	10.1	9.9	30.1	22.4	9.1	5.9	4.7	4.2	5.6	2.6
6	8.3	1.4	10.3	3.4	8.7	11.1	25.0	24.0	6.6	5.9	10.1	4.9	10.5	2.6
7	8.6	1.9	5.3	4.4	7.3	11.7	20.3	25.1	8.1	5.9	5.2	4.9	8.1	3.0
8	10.7	1.3	10.0	4.7	12.5	12.2	27.3	26.3	12.7	5.9	7.5	4.9	9.9	3.0
9	▲7.6	1.9	▲8.1	4.7	▲1.6	13.5	10.8	26.3	▲3.4	6.6	▲6.1	4.2	▲3.9	3.4
10	12.0	1.8	7.5	5.0	2.4	13.3	15.9	22.0	1.8	8.0	8.6	2.8	12.5	3.4
11	9.1	1.9	11.7	4.9	6.7	11.9	13.8	17.5	4.2	6.4	10.1	2.8	10.9	4.3
12	6.2	2.1	10.6	4.6	7.9	11.8	14.3	17.0	3.8	7.0	7.4	3.5	7.5	3.8
2021年1月	6.0	2.1	3.2	4.9	7.8	15.2	12.7	13.8	12.1	7.0	▲0.4	2.8	6.5	2.9
2	▲9.3	1.3	▲9.4	4.6	▲3.7	13.0	▲0.2	14.7	▲0.5	7.0	▲13.9	▲11.0	▲9.4	1.7

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

(Part6 Drugstore sales value)

岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896	C Y	2018
165,292	427	278,415	501	419,725	1,034	84,483	246	75,975	202	116,706	316	426,726	954		2019
177,959	440	300,569	523	462,085	1,115	91,815	251	83,271	213	121,123	328	392,057	994		2020
142,855	385	243,331	465	375,484	917	75,235	229	65,203	180	100,843	279	410,859	895	F Y	2017
155,717	412	259,816	490	394,873	978	80,112	239	70,773	195	109,811	300	416,391	903		2018
169,826	432	285,041	508	434,118	1,049	87,044	246	78,221	204	119,800	320	428,711	955		2019
42,236	427	69,271	501	105,875	1,034	21,029	246	19,024	202	29,250	316	105,453	954	Q4	2019
42,778	432	72,730	508	111,650	1,049	22,466	246	20,044	204	30,028	320	101,935	955	Q1	2020
46,494	436	75,605	512	118,724	1,068	23,579	249	21,484	206	30,371	320	96,059	971	Q2	
44,763	438	75,915	517	116,760	1,086	23,139	249	21,025	210	30,566	325	97,104	987	Q3	
43,924	440	76,319	523	114,951	1,115	22,631	251	20,718	213	30,158	328	96,959	994	Q4	
15,224	427	25,782	501	38,563	1,034	7,677	246	6,999	202	10,785	316	38,613	954	Dec	2019
13,271	428	22,871	503	34,777	1,033	7,089	247	6,271	201	9,813	318	34,625	950	Jan	2020
14,668	429	24,661	504	38,377	1,037	7,716	246	6,812	202	10,073	317	33,948	952	Feb	
14,839	432	25,198	508	38,496	1,049	7,661	246	6,961	204	10,142	320	33,362	955	Mar	
15,772	432	25,741	508	39,991	1,056	7,960	248	7,272	205	10,170	322	32,265	957	Apr	
15,846	436	25,174	510	39,746	1,062	7,858	248	7,178	206	10,122	321	31,737	956	May	
14,876	436	24,690	512	38,987	1,068	7,761	249	7,034	206	10,079	320	32,057	971	Jun	
14,826	436	25,557	513	39,756	1,072	7,832	248	7,075	206	10,318	322	33,095	979	Jul	
15,757	437	26,275	514	40,751	1,074	8,165	249	7,414	209	10,717	323	33,678	978	Aug	
14,180	438	24,083	517	36,253	1,086	7,142	249	6,536	210	9,531	325	30,331	987	Sep	
13,994	438	24,343	519	36,253	1,097	7,213	250	6,574	210	9,569	324	30,697	993	Oct	
14,106	441	24,212	519	36,631	1,110	7,131	250	6,585	213	9,559	327	30,648	993	Nov	
15,824	440	27,764	523	42,067	1,115	8,287	251	7,559	213	11,030	328	35,614	994	Dec	
14,432	441	24,204	523	37,997	1,120	7,480	252	6,679	213	9,492	329	30,408	1,001	Jan	2021
13,908	441	23,088	524	36,595	1,122	7,168	252	6,417	214	9,080	330	29,650	1,000	Feb	
9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0	C Y	2018
8.3	4.7	5.7	3.1	7.4	6.8	6.5	4.7	9.0	3.6	8.0	7.8	0.8	6.5		2019
7.7	3.0	8.0	4.4	10.1	7.8	8.7	2.0	9.6	5.4	3.8	3.8	▲8.1	4.2		2020
10.7	6.6	6.0	3.8	5.4	6.1	11.6	8.5	8.1	2.9	10.7	5.7	10.2	3.5	F Y	2017
9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9		2018
9.1	4.9	6.5	3.7	9.7	7.3	8.3	2.9	9.8	4.6	8.8	6.7	1.7	5.8		2019
5.5	4.7	0.8	3.1	4.3	6.8	2.2	4.7	3.0	3.6	2.8	7.8	0.4	6.5	Q4	2019
11.9	4.9	10.0	3.7	14.8	7.3	12.9	2.9	12.6	4.6	11.5	6.7	2.0	5.8	Q1	2020
13.3	3.6	9.2	3.2	13.2	7.3	12.0	3.8	13.1	2.5	3.0	5.6	▲12.6	5.5	Q2	
2.3	4.3	2.8	4.9	4.5	7.3	2.9	2.0	4.3	4.5	▲1.5	5.5	▲12.9	5.3	Q3	
4.0	3.0	10.2	4.4	8.6	7.8	7.6	2.0	8.9	5.4	3.1	3.8	▲8.1	4.2	Q4	
6.2	4.7	3.2	3.1	5.1	6.8	2.3	4.7	4.0	3.6	5.6	7.8	3.1	6.5	Dec	2019
7.3	4.9	4.3	3.3	9.2	6.5	8.9	5.1	6.5	2.6	12.6	8.5	9.7	6.1	Jan	2020
19.1	4.4	18.7	3.1	24.4	6.6	22.2	2.9	21.2	3.1	18.7	8.2	7.2	5.4	Feb	
9.4	4.9	7.6	3.7	11.4	7.3	8.2	2.9	10.7	4.6	4.2	6.7	▲9.2	5.8	Mar	
20.4	4.1	11.6	3.5	18.2	7.2	16.7	4.6	17.6	3.5	4.8	7.0	▲12.0	4.8	Apr	
15.0	4.3	8.9	3.7	14.6	7.4	12.4	4.6	13.8	3.0	3.0	5.9	▲12.9	3.9	May	
5.1	3.6	7.2	3.2	7.2	7.3	7.1	3.8	8.3	2.5	1.3	5.6	▲12.8	5.5	Jun	
5.8	3.3	7.3	3.4	8.2	6.7	6.2	2.5	8.2	2.5	2.3	5.9	▲9.9	5.5	Jul	
10.0	3.6	9.6	4.0	15.3	6.5	13.5	2.5	15.6	4.0	8.4	5.2	▲4.4	5.4	Aug	
▲8.1	4.3	▲7.6	4.9	▲8.4	7.3	▲9.8	2.0	▲9.4	4.5	▲13.9	5.5	▲23.2	5.3	Sep	
4.3	3.3	13.5	4.8	8.6	8.1	9.7	2.0	11.2	4.5	7.5	4.5	▲6.3	5.6	Oct	
3.8	3.3	9.8	4.4	7.9	8.3	5.3	1.6	7.7	4.9	▲0.0	4.1	▲10.1	5.0	Nov	
3.9	3.0	7.7	4.4	9.1	7.8	7.9	2.0	8.0	5.4	2.3	3.8	▲7.8	4.2	Dec	
8.7	3.0	5.8	4.0	9.3	8.4	5.5	2.0	6.5	6.0	▲3.3	3.5	▲12.2	5.4	Jan	2021
▲5.2	2.8	▲6.4	4.0	▲4.6	8.2	▲7.1	2.4	▲5.8	5.9	▲9.9	4.1	▲12.7	5.0	Feb	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2018年	229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304
2019	242,600	613	51,131	127	28,466	84	25,463	69	35,447	80	86,723	195	128,525	309
2020	262,050	634	54,682	133	32,637	92	28,560	70	39,957	80	96,003	199	140,361	312
2017年度	225,503	580	42,653	119	24,574	79	22,847	63	30,218	70	77,184	176	115,095	291
2018	232,138	606	47,981	128	26,633	84	24,352	66	32,949	78	83,287	190	122,914	304
2019	249,138	623	52,619	128	29,629	87	26,158	67	36,370	79	88,923	195	131,149	308
2019年10~12月	59,986	613	12,632	127	7,129	84	6,259	69	8,762	80	21,266	195	31,604	309
2020年1~3月	63,380	623	13,379	128	7,752	87	6,576	67	9,095	79	22,610	195	32,931	308
4~6	66,776	625	13,912	129	8,394	89	7,400	68	10,457	80	24,858	195	36,230	311
7~9	66,649	630	13,847	131	8,298	90	7,345	69	10,230	80	24,376	197	35,468	310
10~12	65,245	634	13,544	133	8,193	92	7,239	70	10,175	80	24,159	199	35,732	312
2019年12月	22,439	613	4,676	127	2,663	84	2,372	69	3,372	80	8,012	195	12,202	309
2020年1月	19,867	616	4,225	128	2,411	85	2,045	69	2,803	79	7,074	196	10,114	310
2	21,516	616	4,572	128	2,642	86	2,239	69	3,099	79	7,361	195	11,333	310
3	21,997	623	4,582	128	2,699	87	2,292	67	3,193	79	8,175	195	11,484	308
4	22,199	623	4,602	127	2,779	88	2,520	68	3,569	80	8,164	196	12,260	308
5	22,267	624	4,664	127	2,827	87	2,403	68	3,387	80	8,258	195	11,837	310
6	22,310	625	4,646	129	2,788	89	2,477	68	3,501	80	8,436	195	12,133	311
7	22,631	624	4,737	131	2,775	89	2,519	68	3,516	80	7,999	195	12,197	311
8	23,331	628	4,838	130	2,899	89	2,534	69	3,517	80	8,705	195	12,255	309
9	20,687	630	4,272	131	2,624	90	2,292	69	3,197	80	7,672	197	11,016	310
10	20,670	631	4,277	133	2,602	90	2,356	69	3,322	80	7,646	197	11,409	310
11	20,661	633	4,267	133	2,627	92	2,292	70	3,163	80	7,665	198	11,141	312
12	23,914	634	5,000	133	2,964	92	2,591	70	3,690	80	8,848	199	13,182	312
2021年1月	20,673	634	4,260	135	2,603	92	2,240	71	3,128	80	7,776	200	10,922	312
2	19,623	633	4,080	135	2,517	93	2,093	71	2,935	80	7,187	199	10,132	315
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
2018年	4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9
2019	3.9	3.0	8.8	0.0	9.4	1.2	6.5	4.5	10.3	11.1	6.1	3.7	6.3	1.6
2020	8.0	3.4	6.9	4.7	14.7	9.5	12.2	1.4	12.7	0.0	10.7	2.1	9.2	1.0
2017年度	5.0	3.8	18.9	16.7	26.5	6.8	7.3	1.6	5.6	7.7	7.8	6.0	8.8	5.4
2018	3.7	4.5	14.8	7.6	9.2	6.3	6.6	4.8	9.0	11.4	7.9	8.0	6.8	4.5
2019	6.0	2.8	8.9	0.0	11.2	3.6	7.4	1.5	10.4	1.3	6.8	2.6	6.7	1.3
2019年10~12月	▲0.5	3.0	0.7	0.0	4.6	1.2	1.3	4.5	4.4	11.1	▲1.0	3.7	▲0.8	1.6
2020年1~3月	11.5	2.8	12.5	0.0	17.7	3.6	11.8	1.5	11.3	1.3	10.8	2.6	8.7	1.3
4~6	9.9	2.0	7.8	1.6	18.7	6.0	17.1	▲1.4	20.3	1.3	16.5	0.5	16.2	2.0
7~9	2.5	3.3	1.0	3.1	8.1	5.9	4.9	0.0	4.1	1.3	2.8	1.0	0.1	0.6
10~12	8.8	3.4	7.2	4.7	14.9	9.5	15.7	1.4	16.1	0.0	13.6	2.1	13.1	1.0
2019年12月	2.0	3.0	2.1	0.0	6.0	1.2	5.7	4.5	10.4	11.1	3.0	3.7	4.6	1.6
2020年1月	6.4	3.4	9.0	0.8	11.3	2.4	6.5	4.5	8.5	9.7	3.6	3.7	4.6	2.6
2	20.5	2.5	23.4	0.8	26.8	2.4	23.0	4.5	23.3	9.7	22.5	3.2	21.8	2.3
3	8.2	2.8	6.3	0.0	15.4	3.6	7.1	1.5	3.9	1.3	7.9	2.6	1.3	1.3
4	12.0	2.5	8.6	0.0	22.7	4.8	23.3	0.0	29.3	2.6	26.8	1.6	23.7	0.3
5	10.0	2.5	8.8	▲0.8	20.1	3.6	13.1	0.0	13.5	1.3	11.6	1.0	11.7	1.0
6	7.7	2.0	6.2	1.6	13.7	6.0	15.0	▲1.4	18.9	1.3	12.4	0.5	13.9	2.0
7	7.5	1.8	6.7	4.0	15.3	6.0	9.0	▲1.4	5.5	1.3	5.0	0.5	4.5	1.3
8	13.3	2.4	11.8	2.4	16.3	3.5	16.7	0.0	17.4	1.3	16.6	0.0	14.4	0.3
9	▲11.4	3.3	▲13.5	3.1	▲5.6	5.9	▲9.0	0.0	▲8.6	1.3	▲11.1	1.0	▲15.7	0.6
10	13.6	3.4	10.5	4.7	19.3	7.1	22.7	0.0	22.1	1.3	19.0	1.0	18.4	0.6
11	6.8	3.3	4.4	4.7	15.0	9.5	16.5	1.4	18.5	1.3	12.2	1.5	14.1	1.0
12	6.6	3.4	6.9	4.7	11.3	9.5	9.2	1.4	9.4	0.0	10.4	2.1	8.0	1.0
2021年1月	4.1	2.9	0.8	5.5	8.0	8.2	9.5	2.9	11.6	1.3	9.9	2.0	8.0	0.6
2	▲8.8	2.8	▲10.8	5.5	▲4.7	8.1	▲6.5	2.9	▲5.3	1.3	▲2.4	2.1	▲10.6	1.6

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

(Part6 Drugstore sales value)

山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92	C Y	2018
76,919	191	36,047	81	48,612	128	89,639	232	31,977	89	287,238	705	43,651	86		2019
85,276	198	38,496	82	53,081	128	96,439	239	35,258	95	305,297	695	47,926	87		2020
72,179	181	32,820	75	43,021	119	81,016	216	29,125	82	260,159	649	41,800	87	F Y	2017
74,192	185	34,375	79	46,334	121	86,327	224	30,626	85	275,760	688	43,664	86		2018
78,840	192	36,804	81	49,838	128	91,421	229	32,788	87	292,783	703	44,534	87		2019
18,902	191	8,769	81	11,882	128	21,794	232	7,995	89	71,083	705	10,681	86	Q4	2019
19,918	192	9,216	81	12,552	128	22,896	229	8,350	87	73,947	703	11,325	87	Q1	2020
22,147	192	10,077	82	13,796	125	25,006	233	9,037	88	79,175	702	12,553	89	Q2	
21,756	193	9,741	80	13,514	128	24,452	236	8,895	91	77,076	698	12,243	88	Q3	
21,455	198	9,462	82	13,219	128	24,085	239	8,976	95	75,099	695	11,805	87	Q4	
7,259	191	3,273	81	4,426	128	8,134	232	2,901	89	25,875	705	3,908	86	Dec	2019
6,136	192	2,879	81	3,914	127	7,130	231	2,631	89	23,374	704	3,537	86	Jan	2020
6,837	192	3,162	80	4,222	127	7,751	231	2,824	89	24,533	704	3,814	86	Feb	
6,945	192	3,175	81	4,416	128	8,015	229	2,895	87	26,040	703	3,974	87	Mar	
7,456	192	3,360	80	4,637	125	8,405	234	3,025	89	27,179	703	4,272	87	Apr	
7,367	192	3,389	80	4,644	125	8,302	234	3,010	89	26,116	703	4,187	87	May	
7,324	192	3,328	82	4,515	125	8,299	233	3,002	88	25,880	702	4,094	89	Jun	
7,292	192	3,255	80	4,511	125	8,061	233	2,920	88	25,573	699	4,043	89	Jul	
7,504	193	3,471	80	4,814	127	8,715	234	3,133	90	26,319	698	4,268	89	Aug	
6,960	193	3,015	80	4,189	128	7,676	236	2,842	91	25,184	698	3,932	88	Sep	
6,845	195	3,038	81	4,256	128	7,764	237	2,849	94	24,619	698	3,808	87	Oct	
6,743	196	2,983	81	4,248	128	7,660	239	2,832	95	23,628	699	3,726	87	Nov	
7,867	198	3,441	82	4,715	128	8,661	239	3,295	95	26,852	695	4,271	87	Dec	
6,660	198	3,020	82	4,354	129	7,480	239	2,878	95	21,886	594	3,718	86	Jan	2021
6,365	198	2,860	82	4,343	128	7,117	237	2,710	93	21,002	595	3,483	86	Feb	
2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7	C Y	2018
4.5	4.4	6.4	5.2	6.4	2.4	5.5	3.1	5.8	4.7	5.7	4.4	2.1	0.0		2019
10.9	3.7	6.8	1.2	9.2	0.0	7.6	3.0	10.3	6.7	6.3	▲1.4	9.8	1.2		2020
3.5	0.6	3.7	7.1	8.1	14.4	7.8	5.4	8.0	5.1	7.6	4.7	6.2	3.6	F Y	2017
2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	3.7	5.2	3.7	7.2	7.2	4.9	6.2		2018
6.2	3.8	7.1	2.5	7.6	5.8	5.9	2.2	7.1	2.4	5.9	2.2	3.2	1.2		2019
▲0.3	4.4	▲0.0	5.2	0.4	2.4	▲1.3	3.1	2.3	4.7	1.4	4.4	▲1.6	0.0	Q4	2019
10.7	3.8	8.9	2.5	10.8	5.8	8.4	2.2	10.8	2.4	8.1	2.2	8.5	1.2	Q1	2020
15.8	1.6	11.0	3.8	12.8	2.5	10.6	4.5	13.9	1.1	8.4	0.3	13.9	3.5	Q2	
4.1	2.7	▲0.0	1.3	2.6	0.8	1.4	4.9	4.5	4.6	3.2	▲0.3	6.4	2.3	Q3	
13.5	3.7	7.9	1.2	11.3	0.0	10.5	3.0	12.3	6.7	5.6	▲1.4	10.5	1.2	Q4	
3.9	4.4	2.0	5.2	3.3	2.4	2.7	3.1	4.0	4.7	3.3	4.4	▲0.3	0.0	Dec	2019
5.4	4.3	2.6	3.8	4.9	2.4	3.2	2.7	2.9	4.7	5.2	2.8	0.2	▲1.1	Jan	2020
19.5	4.3	19.0	2.6	19.2	3.3	15.6	2.7	17.1	4.7	14.2	2.6	15.5	▲1.1	Feb	
7.6	3.8	6.0	2.5	8.9	5.8	6.9	2.2	12.6	2.4	5.4	2.2	10.1	1.2	Mar	
21.3	3.2	13.2	0.0	19.9	2.5	12.8	4.0	16.0	3.5	10.5	1.4	18.8	1.2	Apr	
13.4	1.6	11.1	0.0	13.0	2.5	8.9	4.5	12.7	3.5	7.5	1.0	12.0	1.2	May	
13.0	1.6	8.9	3.8	6.3	2.5	10.2	4.5	13.1	1.1	7.3	0.3	11.1	3.5	Jun	
7.9	2.1	4.8	0.0	7.7	5.0	6.6	4.5	7.8	1.1	3.1	▲1.1	7.9	0.0	Jul	
12.8	2.7	10.2	0.0	15.5	3.3	10.2	4.5	11.7	3.4	10.7	▲0.4	13.3	3.5	Aug	
▲7.0	2.7	▲13.6	1.3	▲13.1	0.8	▲11.3	4.9	▲5.2	4.6	▲3.6	▲0.3	▲1.6	2.3	Sep	
19.0	3.7	13.3	1.3	17.2	▲0.8	16.3	4.4	12.1	5.6	9.4	▲0.3	12.8	1.2	Oct	
14.4	3.7	6.0	1.3	11.0	0.8	9.6	3.0	11.0	6.7	4.1	▲0.1	9.7	1.2	Nov	
8.4	3.7	5.1	1.2	6.5	0.0	6.5	3.0	13.6	6.7	3.8	▲1.4	9.3	1.2	Dec	
8.5	3.1	4.9	1.2	11.2	1.6	4.9	3.5	9.4	6.7	▲6.4	▲15.6	5.1	0.0	Jan	2021
▲6.9	3.1	▲9.6	2.5	2.9	0.8	▲8.2	2.6	▲4.0	4.5	▲14.4	▲15.5	▲8.7	0.0	Feb	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	長崎 Nagasaki		熊本 Kumanoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
2018年	57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71	C Y 2018
2019	58,297	122	87,862	179	62,732	124	61,873	121	78,771	194	27,715	77	2019
2020	63,653	126	96,435	185	67,888	123	66,371	124	84,361	196	26,764	78	2020
2017年度	55,848	117	84,310	174	59,407	120	59,944	121	78,607	193	26,236	62	F Y 2017
2018	57,512	119	85,652	175	61,470	120	60,717	120	79,765	192	28,789	74	2018
2019	59,486	122	89,903	179	64,109	123	62,841	121	80,292	194	28,101	78	2019
2019年10~12月	14,382	122	21,771	179	15,700	124	15,254	121	19,685	194	6,668	77	Q4 2019
2020年1~3月	14,969	122	22,557	179	16,197	123	15,612	121	20,020	194	6,786	78	Q1 2020
4~6	16,285	125	24,944	181	17,728	123	17,063	121	21,625	194	6,717	77	Q2
7~9	16,453	126	24,894	181	17,275	123	17,170	122	21,790	194	6,750	80	Q3
10~12	15,946	126	24,040	185	16,688	123	16,526	124	20,926	196	6,511	78	Q4
2019年12月	5,388	122	8,047	179	5,807	124	5,654	121	7,265	194	2,432	77	Dec 2019
2020年1月	4,741	122	7,057	179	5,107	123	4,935	121	6,380	193	2,288	77	Jan 2020
2	5,083	121	7,819	179	5,453	123	5,296	121	6,763	193	2,413	78	Feb
3	5,145	122	7,681	179	5,637	123	5,381	121	6,877	194	2,085	78	Mar
4	5,494	122	8,414	179	5,978	123	5,815	122	7,354	194	2,354	79	Apr
5	5,410	124	8,408	180	5,940	123	5,715	121	7,131	194	2,099	76	May
6	5,381	125	8,122	181	5,810	123	5,533	121	7,140	194	2,264	77	Jun
7	5,461	126	8,331	180	5,790	123	5,771	122	7,472	194	2,359	79	Jul
8	5,747	126	8,605	181	6,059	123	5,991	122	7,420	194	2,224	80	Aug
9	5,245	126	7,958	181	5,426	123	5,408	122	6,898	194	2,167	80	Sep
10	5,124	126	7,746	180	5,381	123	5,311	123	6,697	196	2,040	79	Oct
11	4,988	126	7,501	183	5,232	123	5,183	124	6,595	196	2,106	78	Nov
12	5,834	126	8,793	185	6,075	123	6,032	124	7,634	196	2,365	78	Dec
2021年1月	5,038	125	7,513	172	5,107	119	5,355	124	6,551	194	2,030	77	Jan 2021
2	4,677	125	6,985	172	4,789	119	4,856	124	6,231	193	1,992	77	Feb
2018年	3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5	C Y 2018
2019	2.5	3.4	3.5	2.3	4.4	1.6	1.8	▲0.8	1.6	0.5	11.6	11.6	2019
2020	9.2	3.3	9.8	3.4	8.2	▲0.8	7.3	2.5	7.1	1.0	▲3.4	1.3	2020
2017年度	3.5	0.9	3.5	5.5	4.7	4.3	2.7	▲0.8	6.5	5.5	15.9	6.9	F Y 2017
2018	3.1	2.6	1.7	2.3	3.9	1.7	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.1	23.3	2018
2019	3.9	2.5	5.5	2.3	5.5	2.5	3.3	0.8	3.6	1.0	10.5	5.4	2019
2019年10~12月	▲0.9	3.4	1.3	2.3	1.2	1.6	▲1.7	▲0.8	0.8	0.5	5.0	11.6	Q4 2019
2020年1~3月	8.6	2.5	9.9	2.3	9.3	2.5	6.6	0.8	8.2	1.0	6.0	5.4	Q1 2020
4~6	10.9	5.0	12.0	2.8	12.5	2.5	9.8	0.8	9.9	1.6	▲5.7	1.3	Q2
7~9	6.5	6.8	6.8	2.8	5.0	1.7	4.5	1.7	4.2	2.1	▲10.3	6.7	Q3
10~12	10.9	3.3	10.4	3.4	6.3	▲0.8	8.3	2.5	6.3	1.0	▲2.4	1.3	Q4
2019年12月	2.8	3.4	4.1	2.3	3.0	1.6	0.5	▲0.8	5.4	0.5	11.8	11.6	Dec 2019
2020年1月	3.1	3.4	3.1	4.1	3.2	1.7	0.0	0.0	1.9	0.5	4.7	6.9	Jan 2020
2	16.6	1.7	20.6	2.3	15.9	2.5	14.7	0.0	16.1	1.0	19.5	6.8	Feb
3	6.6	2.5	6.8	2.3	9.1	2.5	5.6	0.8	7.2	1.0	▲5.1	5.4	Mar
4	14.7	2.5	14.9	1.7	14.9	2.5	13.2	0.8	12.7	1.0	▲2.3	6.8	Apr
5	9.4	4.2	11.5	2.3	12.2	2.5	9.0	0.0	6.8	1.6	▲11.4	0.0	May
6	8.7	5.0	9.7	2.8	10.6	2.5	7.2	0.8	10.2	1.6	▲3.3	1.3	Jun
7	8.2	5.9	9.3	1.7	7.5	1.7	7.2	1.7	8.6	2.1	▲8.5	3.9	Jul
8	13.8	5.9	13.3	2.8	11.9	2.5	10.5	1.7	9.8	1.6	▲5.4	5.3	Aug
9	▲2.0	6.8	▲1.6	2.8	▲4.2	1.7	▲4.0	1.7	▲5.1	2.1	▲16.6	6.7	Sep
10	16.0	6.8	13.4	1.1	9.1	1.7	10.8	2.5	8.5	2.1	▲3.3	3.9	Oct
11	9.0	3.3	8.8	2.2	5.5	0.0	7.9	2.5	5.5	1.0	▲0.9	1.3	Nov
12	8.3	3.3	9.3	3.4	4.6	▲0.8	6.7	2.5	5.1	1.0	▲2.8	1.3	Dec
2021年1月	6.3	2.5	6.5	▲3.9	0.0	▲3.3	8.5	2.5	2.7	0.5	▲11.3	0.0	Jan 2021
2	▲8.0	3.3	▲10.7	▲3.9	▲12.2	▲3.3	▲8.3	2.5	▲7.9	0.0	▲17.4	▲1.3	Feb

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table

警察庁丙備一発第12-79号
令和3年5月10日

一般社団法人
日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

警察庁警備局長
(公印省略)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う警備協力について
(要請)

貴台におかれましては、平素から警察運営に関して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本年7月23日から9都道府県において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）が開催される予定です。

東京大会をめぐっては、過去のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴いサイバー攻撃が発生したこと、我が国に対する国際テロの脅威が継続していること、小型無人機による妨害行為等の新たな脅威への対応も必要となること等を踏まえ、対策に万全を期する必要があります。

警察では、東京大会の安全かつ円滑な開催を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るため、国民の理解と協力を得ながら、総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性に御理解をいただき、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますよう要請いたします。

要請事項

【共通要請事項】

- 1 「警備員による巡回の強化」・「防犯カメラの設置、増設」・「従業員・出入業者の識別票等の着用」等の施設状況等に応じた自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 東京大会関連情報及び不審者等情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 東京大会の各競技会場、選手村をはじめとする関連施設等周辺における小型無人機等の使用自粛
- 5 業務用車両等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 7 東京大会の各競技会場、選手村をはじめとする関連施設等周辺における交通規制及び東京圏等における交通総量抑制に関する協力
- 8 サイバーセキュリティ対策の強化
- 9 小型無人機等飛行禁止法に基づき指定される飛行禁止の対象施設及び対象施設周辺地域の周知徹底

【個別要請事項】

- 1 化学物質販売時の本人確認及び使用目的等確認の確実な実施
- 2 関係法令に基づく譲渡手続、交付制限の規則等の遵守
- 3 顧客に不審な動向がある場合の当該顧客に係る情報把握
- 4 化学物質の安全な取扱いに不安があると認められる者への販売の差し控え
- 5 化学物質の保管・盗難防止の強化
- 6 盗難・紛失事案、不審動向等認知時の速やかな警察への通報

購入時のポイント

1 品温が-18℃以下のもの

売り場の冷凍ショーケースについている温度計を確かめ、-18℃以下に保たれているケースの商品を選んで購入しましょう。ロードライン（積荷限界線）以下に陳列されているかどうかチェックしましょう。



2 ガッチリ凍っているもの

品温が -18℃以下ならば当然ガッチリ凍っています。カチンカチンに凍っているものが良い冷凍食品です。

3 包装がしっかりしているもの

包装が破れているものは不衛生であり、乾燥や色の变化など、品質が低下しているおそれがあります。

4 きちんと表示してあるもの

冷凍食品には、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、凍結前加熱の有無、加熱調理の必要性、製造者名などを表示することになっています。それらの必要な事項がきちんと表示されているかどうかを確認しましょう。

5 認定証マークのついているもの

「認定証」マークのついているものは、(一社)日本冷凍食品協会の「冷凍食品認定制度」により認定された工場で製造された製品です。このマークは信頼の証です。



6 購入は最後に

冷凍食品は長く持ち歩くと解けるので、最後に買いましょう。

ご家庭へ持ち帰る時の注意点

冷凍食品を解かさずに持ち帰る良い方法は？

- 1 保冷バッグを使い、保冷剤や氷等を利用しましょう。
- 2 保冷バッグがない場合は、新聞紙などで包み、買い物袋の中央に入れましょう。
- 3 何点かの冷凍食品をまとめて買いますと、お互いの冷気の作用で解けにくくなります。
- 4 買い物が終わったら次帰宅し、すぐに冷凍庫にしまいましょう。



(一社)日本冷凍食品協会
<https://www.reishokukyo.or.jp>

冷食 一般社団法人 日本冷凍食品協会

〒104-0045 東京都中央区築地3-17-9 興和日東ビル4階
 Tel: 03-3541-3003(代) Fax: 03-3541-3012

日本冷凍食品協会

検索

冷食ONLINE

WEBで随時更新中!

冷食ONLINE

検索



冷食 一般社団法人 日本冷凍食品協会
<https://www.reishokukyo.or.jp>



冷凍食品 あなたの疑問にお答えします!

疑問1 冷凍食品は、なぜそんなに日持ちするのですか?

→細菌は、冷凍状態では活動できないから。

- 細菌は、低温の状態だと活動できなくなるので、-18℃以下で保存されている冷凍食品では、腐敗の原因となる細菌が繁殖する心配がありません。そのため保存料を使う必要がありません。

疑問3 冷凍食品は、冷凍することや長期保存することでまずくなるのでは?

→急速凍結で、とれたて、つくりたてのおいしさをキープ

- 冷凍食品は、低温で急速に凍結することで、とれたて、つくりたてのおいしさや品質を保っています。
- さらに、冷凍食品は -18℃以下であれば、おおよそ1年間は最初の品質がそのまま保たれます。上手に解凍すれば、凍結前の状態が再現できます。

疑問2 冷凍食品は、冷凍することで栄養が減るのでは?

→食品の組織をこわさないから、栄養はそのまま。

- 低温で急速に凍結すれば、食品の中にできる氷の結晶が小さいので、組織がこわれず、栄養が損なわれません。
- きちんと -18℃以下で保存すれば、おおよそ1年間は、栄養が損なわれることはほとんどありません。

疑問4 冷凍食品は、どのような安全管理を行っているのですか?

→しっかりした安全管理で、信頼して使える

- 冷凍食品メーカーは、原料の選別、商品の生産・安全・品質の管理、保管と物流の際の温度管理などをきちんと行っています。
- (一社)日本冷凍食品協会の会員メーカーの冷凍食品は、「冷凍食品認定制度」にもとづいて、原材料の徹底した管理、製造工程のチェック、従業員の教育など、安全の対策をきちんと行っており、製品には「認定証マーク」をつけているので、信頼して使ってください。



電子レンジ調理の チェックポイント

1. 商品ごとに調理方法が異なるので、調理方法をよく読んでから調理しましょう。

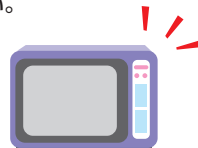


2. 袋ごと調理できる商品と、袋から出して調理する商品があります。アルミを使った袋は発火することがありますので、レンジに入れしないでください。

3. 量、大きさ、厚さ、形などによって解凍時間が異なるので注意しましょう。



4. 「あたため」などのオート調理ではなく、手動で、袋に記載の出力(ワット数)・調理時間に合わせてください。



冷凍食品の上手な 解凍・調理のポイント



調理冷凍食品

- ・凍ったまま加熱調理する。
- ・なお、自然解凍で食べられるものは、加熱の必要はありません。

冷凍水産物

- ・半解凍状態にして調理する。解凍しすぎないことが大切。
- ・えび、いか、シーフードミックスなどの冷凍水産物は、表面にグレーズ(氷の膜)が付いているので、半解凍後水分をふき取ってから調理する。

冷凍野菜

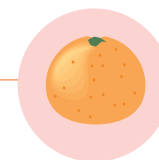
- ・ほとんどの野菜は、凍ったまま加熱調理する。
- ・一部を除いて、ブランチング(70%~80%位の加熱)してから急速凍結しているため、加熱は生の野菜の20%~30%の時間で十分。

冷凍畜産物

- ・完全解凍状態にして調理する。

冷凍果実

- ・半解凍状態にして使用する。





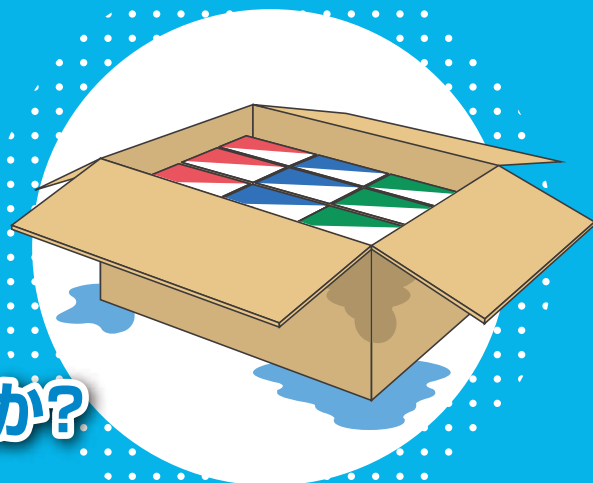
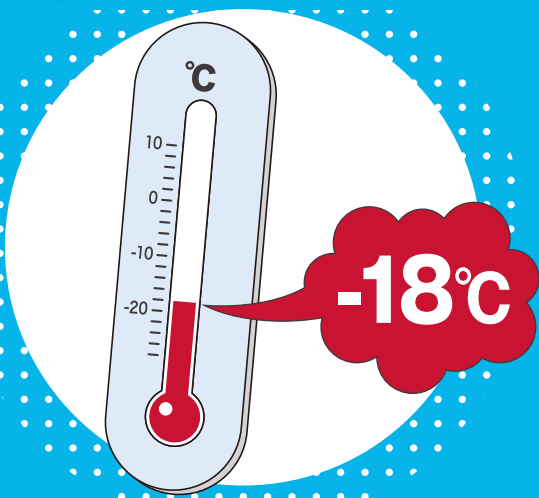
冷凍食品 の

温度管理

品温は
-18℃以下
に保たれていますか？



商品は
ロードライン以下
に陳列されていますか？



冷凍庫・ショーケースの
外に放置 されていませんか？

正しい温度管理でお店の信用アップ！

温度の変化は



ダメ!

温度変化によって
食品中の水分が移動すると…

霜・氷の付着



さらに水分が失われると…

乾燥・変色



解凍・再凍結によって…

中身が固化



協会ホームページについて

トップページをリニューアルしました。内容も順次更新します。

- 第9回健康(セルメ)川柳コンクール受賞作品発表！(2021.3.29)
- 第21回ドラッグストアショー 協会主催セミナー動画公開(2021.3.26)
- 第16回セルフメディケーションアワード最終選考会動画公開について(2021.3.25)

事務局だより

・中国医薬商業協会との友好覚書締結式について

5月20日に締結式を執り行います。みなし法人時代には、中国医薬商業協会連鎖薬店分会と初代松本会長が調印式を行いました。中国医薬商業協会はその上部団体であり、JACDS も一般社団法人化しており、5代目の池野会長であることから、中国側の提案で実現となりました。当日は、北京と東京虎ノ門とのリモート開催です。詳しくは次号でお知らせいたします。

・新型コロナウイルスについて

3回目の緊急事態宣言はGW明けでは解除されずに31日まで延長され、2県が追加で6都府県。「まん延防止等重点措置」は5県追加で13道県。これまでの感染防止対策をないがしろにしているとは思いませんが、感染が収束に向かっているとは思にくい状況です。やはり、感染力の強い変異株だからでしょうか。

・特別講演会&ドラッグストア業界研究レポート報告会

6月10日の特別講演会&ドラッグストア業界研究レポート報告会は、緊急事態宣言の解除を見越して、GOサインがかかりました。イベント開催の基準は満たしていますので、開催は可能ですが6月1日に判断が必要になるかもしれません。日々、緊急事態宣言の解除、新型コロナウイルスの収束を祈っています。私は、感染予防のため、ウイロオフを公私ともに必ず着用しています。

・日本のドラッグストア実態調査について

毎年行っている実態調査の売上高で、昨年度調査数値は初めて8兆円を超えました。以前から10兆円産業を目指すという旗印のもと、地域生活者のために出店とサービスの提供を行ってきました。大手ドラッグストアの経営者のコメントをある業界誌で目にしました。「まだまだ、やるべきことがある」「10兆円を超えるでしょう」力強い言葉でした。まだ、注力すべき分野を目指して努力を重ねてまいりましょう。

発行日	2021年5月18日 発行	発行所住所
発行人	池野 隆光	(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-10 名和ビル 5階
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会	(サポートセンター) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階 TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: https://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp